

るは、陛下已に貞觀の初に於て、親しく履行せし所なり。今日に在りて、之を爲すこと固より難からざるなり。陛下、必ず久長の謀を爲さんと欲せば、必ずしも遠く上古に求めず。但だ貞觀の初の如くならば、則ち天下幸甚ならん。陛下、諸王を寵遇すること、頗る厚きに過ぐる者有り。萬代の後、深く思はざる可からざるなり。且つ、魏の武帝、陳思王を愛す。文帝位に即くに及び、諸王を囚禁し、但だ、縲紲無きのみ。然れば則ち武帝、之を愛するは、適之を苦むる所以なり。又、百姓の治安なる所以は、唯だ刺史・縣令に在り。苟くも選用、人を得ば、則ち陛下、以て、端拱して爲す無かる可し。今、朝廷唯だ内官を重んじ、而して州縣の選を輕んず。刺史は多く武人を用ひ、或は京官、職に稱はずして、始めて外任に補す。邊遠の處は、人を用ふるに更に輕し。百姓未だ安んぜざる所以は、殆ど此に由る」と。疏奏す。上、善しと稱す。之を久しくして侍臣に謂つて曰はく、『刺史は朕當に自ら選ぶべし。縣令は宜しく京官已上に詔して、各一人を擧げしむべし』と。

冬十月癸丑、詔して、勳戚の亡せる者は、皆、山陵に陪葬す。

【三】時に、魏王泰、帝に寵有り、故に周の言、之に及ぶ。

【四】縲は黒索なり。紲は攀なり。古者、獄、黒索を以て罪人を拘擧す。

【五】端拱。端居して手をこまぬくなり。

【六】唐の制、凡そ功臣密戚、陵に陪して葬らんと請ふ者は之を聽す。文武を以て分ちて左右と爲して列す。

【七】洛陽苑は都城の西に在り。北は北邙に距り、西は孝水に至り、南は汾水の支渠を帶び、穀洛二水、其間に會す。東面十七里、南面三十九里、西面五十里、北面二十里、周廻一百二十六里。

上、洛陽苑に獵す。羣豕有り、林中より突出す。上、弓を引きて四發し、四豕を殪す。豕有り、突き前みて馬鎧に及ぶ。民部尚書唐儉、馬より投じて之を搏つ。上、劍を抜きて豕を斬り、顧みて笑つて曰はく、『天策長史、上將が賊を撃つを見ずや。何ぞ懼るるの甚だしき』と。對へて曰はく、『漢の高祖、馬上を以て之を得れども、馬上を以て之を治めず。陛下、神武を以て四方を定む。豈に復た雄心を一獸に逞しくせんや』と。上悦び、之が爲めに獵を罷む。尋ぎて光祿大夫を加ふ。

安州都督吳王恪、數出でて敗獵し、頗る居人を損す。侍御史柳範、之を奏彈す。丁丑、恪、坐して官を免じ、戶三百を削らる。上曰はく、『長史權萬紀、吾が兒に事へ、匡正する能はず。罪、死に當る』と。柳範曰はく、『房玄齡が陛下に事ふるすら、猶ほ敗獵を止むる能はず。豈に獨り萬紀を罪するを得んや』と。上、大に怒り、衣を拂つて入る。之を久しくして、獨り範を引き、謂つて曰はく、『何ぞ我を面折せる』と。對へて曰はく、『陛下は仁明なり。臣、敢て愚直を盡さずんばあらず』と。上悦ぶ。

十一月辛卯、上、懷州に幸す。丙午、洛陽宮に還る。故の荊州都督武士護の女、年十四。上、其の美なるを聞き、召して後宮に入れ、才人と爲す。

【一】天策長史。武德中、帝、天策上將府を開き、唐儉を以て長史と爲す。

【二】馬上云云。漢の陸賈が高祖を諫めし言を用ふ。

【三】古語に曰はく、君仁なれば則ち臣直なりと。又曰はく、君明なれば則ち臣直なりと。故に柳範、然云ふ。

十二年、春正月乙未、禮部尚書王珪奏す、「三品已上、親王に路に遇へば、皆、乗を降るは、禮に非ず」と。上曰はく、「卿が輩苟くも自ら崇貴にして、我が諸子を輕んず」と。特進魏徵曰はく、「諸王は、位、三公に次ぐ、今、三品は皆九卿八座なり。王の爲めに乗を降るは、誠に宜當なる所に非ず」と。上曰はく、「人生の壽夭は期し難し。萬一、太子、不幸ならば、安んぞ諸王が它日、公が輩の主と爲らざるを知らん。何ぞ之を輕んずるを得ん」と。對へて曰はく、「周より以來、皆、子孫相繼ぎ、兄弟を立てず。庶孽の窺窬を絶ち、禍亂の源本を塞ぐ所以なり。此れ國を爲むる者の深く戒むる所なり」と。上乃ち珪の奏に従ふ。

吏部尚書高士廉・黃門侍郎韋挺・禮部侍郎令狐德棻・中書侍郎岑文本、氏族志を撰して成り、之を上る。是より先、山東の人士、崔・盧・李・鄭の諸族、好みて自ら地望に矜り、累葉・陵夷すと雖も、苟くも他族、與に昏姻を爲さんと欲すれば、必ず多く財幣を責め、或は其郷里を捨て、而して妄に名族を稱し、或は兄弟、列を齊しくし、而して更に妻の族を以て相陵ぐ。上、之を惡み、士廉等に命じて、徧く天下の譜牒を責め、諸を史籍に質し、其眞僞を考へ、其昭穆を辨じ、其甲乙を第し、忠賢を褒進し、姦逆を貶退し、分ちて九等と爲さしむ。士廉等、黃門侍郎崔民幹を以て第一と爲す。上曰はく、「漢の高祖、蕭・曹・樊・灌と、皆、閭閻の布衣より起り、卿が輩今に至るまで推仰し、以て英

- 【一】 胡三省曰はく、時に太子承乾、足疾有り、魏王泰、太宗に寵有り、此言、固と、泰を以て承乾に代ふるの心有るなりと。
- 【二】 果葉は累代なり。陵夷は次第に衰微すること。
- 【三】 譜牒。系譜なり。

賢と爲す。豈に世祿に在らんや。高氏は偏して山東に據り、梁陳は僻して江南に在り、人物有りと雖も、蓋し何ぞ言ふに足らん。況んや其子孫、才行衰薄し、官爵陵替するをや。而るに猶ほ卬然として門地を以て自負し、松檟を販鬻し、富貴に依託し、廉を棄て恥を忘る。知らず世人何爲れぞ之を貴ぶか。今、三品以上は、或は德行を以てし、或は勳勞を以てし、或は文學を以てし、位を貴顯に致せり。彼の衰世の舊門は、誠に何ぞ慕ふに足らんや。而るに與に昏を爲すを求め、多く金帛を輸ると雖も、猶ほ彼の優蹇する所と爲る。我、其解の何なるかを知らざるなり。今、訛謬を釐正し、名を捨て實を取らんと欲す。而るに卿が曹猶ほ崔民幹を以て第一と爲す。是れ我が官爵を輕んじて、流俗の情に徇ふなり」と。乃ち更に命じて刊定し、専ら今朝の品秩を以て高下を爲さしむ。是に於て、皇族を以て首と爲し、外戚、之に次ぎ、崔民幹を降して第三と爲し、凡て二百九十三姓、千六百五十一家。天下に頒つ。

二月乙卯、車駕、西に還る。癸亥、河北に幸し、砥柱を觀る。
甲子、巫州の獠反す。夔州都督齊善行、之を敗り、男女三千餘口を俘にす。
乙丑、上、禹廟を祀る。丁卯、柳谷に至り、鹽池を觀る。庚午、蒲州に至る。刺史趙元楷、父老に課し、黃紗の單衣を服し、車駕を迎へしめ、

- 【四】 松檟。竝に木の名。
- 【五】 優蹇。驕るなり。
- 【六】 解。猶ほ説のごとし。理由なり。
- 【七】 西に還る。洛陽より、西のかた長安に還る。
- 【八】 河北云云。西より還り、便道、河北縣に幸す。河北縣は、漢晉、河東郡に屬し、後魏、河北郡を置く。隋、郡を廢して復た縣と爲し、蒲州に

盛に解舍・樓觀を飾り、又、飼羊百餘頭、魚數百頭、以て貴戚に饋る。上、之を數めて曰はく、『朕、河洛を巡省し、凡そ須ふる所有れば、皆、庫物に資る。卿の爲す所は、乃ち亡隋の弊俗なり』と。甲戌、長春宮に幸す。

戊寅、詔して曰はく、『隋の故の鷹擊郎將 堯君素は、桀の犬堯に吠え、戈を倒にするの志に乖く有りと雖も、而も疾風の勁草、實に歲寒の心を表はせり。蒲州の刺史を贈る可し』と。仍ほ其子孫を訪ひて以て聞せしむ。

閏月庚辰朔、日、之を食する有り。

丁未、車駕、京師に至る。

三月辛亥、著作佐郎鄧世隆、表して上の文章を集めんと請ふ。上曰はく、『朕の辭令、民に益有る者は、史、皆、之を書し、不朽と爲すに足る。若し益無しと爲さば、之を集むとも何ぞ用ひん。梁の武帝父子・陳の後主・隋の煬帝、皆、文集有り、世に行はるれども、何ぞ亡を救はん。人主と爲りては、徳政無きを患ふ。文章は何をか爲さん』と。遂に許さず。

丙子、皇孫生るるを以て、五品以上を東宮に宴す。上曰はく、『貞觀の前、朕に從つて天下を経營せるは、玄齡の功なり。貞觀以來、愆を繩し繆を糾せるは、魏徵の功なり』と。皆、之に佩刀を賜ふ。上、徵に謂つて曰はく、『朕が政事、往年に何如』と。對へて曰はく、『威徳の加ふる所は、貞觀の初に比して則ち遠し。人悦服するは則ち逮ばざるなり』と。上曰はく、『遠方、威を畏れ徳を慕ふ。故に來り服す。若し其れ逮ばざるは、何を以てか之を致せる』と。對へて曰はく、『陛下、往に未だ治まらざるを以て憂と爲せり。故に徳義日に新なりき。今、既に治まるを以て安しと爲す。故に逮ばず』と。上曰はく、『今の爲す所は猶ほ往年のごとし。何を以て異ならん』と。對へて曰はく、『陛下、貞觀の初は、人の諫めざらんことを恐れ、常に之を導きて言はしむ。中間は悦びて之に従ふ。今は則ち然らず。勉めて之に従ふと雖も、猶ほ難色有り。異なる所以なり』と。上曰はく、『其事、聞く可きか』と。對へて曰はく、『陛下、昔、元律師を殺さんと欲するや、孫伏伽以爲はく、『法、死に當らず』と。陛下、賜ふに 蘭陵公主の園・直百萬なるを以てす。或るひと云ふ、『賞、太だ厚し』と。陛下云はく、『朕、位に即きて以來、未だ諫むる者有らず。故に之を賞す』と。此れ之を導きて言はしむるなり。司戸柳雄、妄に 隋の資を訴ふるや、陛下、之を誅せんと欲せしが、戴胄の諫を納れて止めり。是れ悦びて之に従ふなり。近ごろ 皇甫徳參、上書し、洛陽宮を修むるを諫むるや、陛下、之を悉る。臣が言を以て罷むと雖も、勉めて之に従

屬す。縣南河中に、砥柱山有り。

【九】 巫州。今の四川省東川道巫山縣。

【一〇】 禹、安邑に都す。後人、廟を其地に立つ、安邑に鹽池有り。則ち柳谷も亦當に安邑に在るべし。

【一一】 堯君素の事、一百八十四卷隋の恭帝の義寧元年に始まり、一百八十六卷高祖武徳元年に終る。

【一二】 戈を倒にするの志。武王、紂を伐つや、前の徒、戈を倒にして、其後を攻め、以て北

唐太宗文武大聖大廣孝皇帝貞觀十二年

ふなり」と。上曰はく、「公に非ざれば、此に及ぶ能はず。人、自ら知らざるを苦しむのみ」と。
夏五月壬申、弘文館學士永興の文懿公虞世南卒す。上、之を哭し慟す。世南、外和柔にして内忠直なり。上、嘗て稱す、「世南に五絶有り、一に德行、二に忠直、三に博學、四に文辭、五に書翰」と。

秋七月癸酉、吏部尚書高士廉を以て右僕射と爲す。

乙亥、吐蕃、弘州に寇す。

八月、(六) 霸州の山獠反し、刺史向邵陵及び吏民百餘家を燒殺す。

初め上、使者馮德遐を遣はし、吐蕃を撫慰せしむ。吐蕃、突厥・吐谷渾が皆公主に向するを聞き、使を遣はし、德遐に隨つて入朝せしめ、多く金寶を齎し、奉表して婚を求む。上未だ之を許さず。使者還り、贊普棄宗弄讚に言つて曰はく、「臣初め唐に至るや、唐、我を待つこと甚だ厚く、公主に向するを許せり。會吐谷渾王、入朝し、相離間し、唐の禮遂に衰へ、亦、昏を許さず」と。弄讚遂に兵を發し、吐谷渾を撃つ。吐谷渾、支ふる能はず、青海の北に遁る。民畜多く吐蕃の掠むる所と爲る。吐蕃進みて党項・白蘭の諸羌を破り、衆二十餘萬を帥る、松州の西境に屯す。使を遣はし、金帛を貢し、「來りて公主を迎ふ」と云ふ。尋ぎて進みて松州を攻め、都督韓威

【六】弘文館は門下省に屬す。
【七】弘州。恐らく當に松州に作るべからん。松州は今の四川省西川道松潘縣。
【八】霸州。羈糜州。隴右道に屬す。今の四川省の境に在るべし。

を敗る。羌酋(九) 閻州の刺史別叢臥施・諾州の刺史把利步利、竝に州を以て叛きて之に歸す。兵を連ねて息まず。其大臣諫むれども聽かれず、而して自ら縊るる者凡そ八輩。壬寅、吏部尚書侯君集を以て當彌道行軍大總管と爲す。甲辰、右領軍大將軍執失思力を以て白蘭道と爲し、左武衛將軍牛進達を關水道と爲し、左領軍將軍劉簡を洮河道行軍總管と爲し、步騎五萬を督して之を撃たしむ。吐蕃、城を攻むること十餘日。進達、先鋒と爲り、九月辛亥、其の備へざるを掩ひ、吐蕃を松州の城下に敗り、斬首千餘級。弄讚懼れ、兵を引き退き、使を遣はして罪を謝し、因つて復た婚を請ふ。上、之を許す。

【九】閻州、諾州。貞觀五年、党項の降羌を以て羈糜州を置く、閻州・諾州有り、皆、松州都督府に屬す。閻州無し。
【一〇】草昧。易に曰はく天造草昧と。世界初めて開くる時なり。創業の初、天下亂れたるをいふ。

甲寅、上、侍臣に問ふ、「創業と守成と孰れか難き」と。房玄齡曰はく、「草昧の初、羣雄と竝び起り、力を角して後之を臣とす。創業難し」と。魏徵曰はく、「古より帝王、之を艱難に得て之を安逸に失はざるは莫し。守成難し」と。上曰はく、「玄齡は、吾と共に天下を取り、百死を出でて一生を得。故に創業の難きを知る。徵は、吾と共に天下を安んじ、常に忍る、驕奢は富貴に生じ、禍亂は忽せにする所に生ずるを。故に守成の難きを知る。然れども創業の難きは、既に已に往きぬ。守成の難きは、方に當に諸公と與に之を慎むべし」と。玄齡等拜して曰はく、「陛下、此言に及ぶは、四海の福なり」と。

初め突厥の頡利既に亡び、北方空虛なり。薛延陀の眞珠可汗、其部落を帥る、庭を都尉健山の北、獨邏水の南に建つ。勝兵二十萬。其二子拔酌、頡利苾を立て、南北部を主らしむ。上、其の彊盛なるを以て、後制し難からんことを恐れ、癸亥、其二子を拜して、皆、小可汗と爲し、各鼓纛を賜ふ。外は優崇を示し、實は其勢を分つなり。

冬十月乙亥、巴州の獠・反す。己卯、始平に敗す。乙未、京師に還る。

鈞州の獠・反す。桂州都督張寶徳を遣はし、討ちて之を平ぐ。

十一月丁未、初めて左右屯營飛騎を玄武門に置き、諸將軍を以て之を領せしむ。又、飛騎の才力驍健にして、騎射を善くする者を簡び、百騎と號し、五色の袍を衣、駿馬に乗り、虎皮を以て鞞と爲し、凡そ遊幸すれば則ち從ふ。

己巳、明州の獠・反す。交州都督李道彦を遣はし、討ちて之を平ぐ。

十二月辛巳、左武候將軍上官懷仁、反獠を壁州に撃ち、大に之を破り、男女萬餘口を虜にす。

【二】 都尉健山は漠北に在り。今の外蒙古賽音諾顏境内に在り。

【三】 巴州。後漢、宕渠の北界に於て漢昌縣を置く。後魏、縣に於て大谷郡を置き、又、郡北に於て巴州を置く。隋改めて清化郡と爲す。唐復た巴州と爲す。今の四川省東川道巴縣。

【四】 始平。曹魏、始平縣を置き、扶風に屬す。晉分ちて始平郡を立つ。後魏、復た縣と爲し、扶風に屬す。隋、京兆に屬す。今の陝西省關中道咸陽縣の西北十五里。

【五】 鞞。馬具、あぶり。【六】 明州。武德五年、越裳の地を以て明州を置く。

【七】 壁州。武德八年、巴州始寧縣を分ちて壁州始寧郡を置く。今の四川省嘉陵道通江縣。

是歲、給事中馬周を以て中書舍人と爲す。周、機辯有り。中書侍郎岑文本、常に稱す、『馬君、事を論するや、事類を援引し、古今を揚權し、要を擧げ煩を刪り、文を會し理に切に、一字も増す可からず、亦、減す可からず。之を聽けば靡靡として、人をして倦むを忘れしむ』と。

霍王元軌、好みて書を読み、恭謹自ら守り、舉措、妄にせず。徐州刺史と爲り、處士劉玄平と、布衣の交を爲す。人、玄平に王の長ずる所を問ふ。玄平曰はく、『長ずる無し』と。問ふ者、之を怪しむ。玄平曰はく、『夫れ人、短なる所有れば、乃ち長ずる所を見る。霍王に至りては、短なる所無し。吾、何を以て其長を稱せんや』と。

初め西突厥の啞利失可汗、其國を分ちて十部と爲し、部毎に酋長一人有り、仍て各一箭を賜ひ、之を十箭と謂ふ。又、左右の廂に分ち、左廂を五咄陸と號し、五大噉を置き、碎葉以東に居らしめ、右廂を五度失畢と號し、五大俟斤を置き、碎葉以西に居らしめ、通じて之を十姓と謂ふ。啞利失、衆心を失ひ、其臣統吐屯の襲ふ所と爲り、啞利失の兵敗れ、其弟歩利設と與に、走りて焉耆に保す。統吐屯等、將に欲谷設を立てて大

【一】 揚權。大に擧げ又倚くなり。擧げて之を引くなり。

【二】 咄陸五噉は、處木昆律噉。胡祿屋闕噉。攝舍提敦噉。突騎施賀邏施噉。鼠尼施處半噉と號し、弩失畢五俟斤は、阿悉結闕俟斤。哥舒闕俟斤。拔寒幹。敦沙鉢俟斤。阿悉結泥孰俟斤。阿舒虛半俟斤と號す。

【三】 碎葉川は吹河 (Chui River) なり。魯領中央亞細亞に在り、源を葱嶺の伊西庫爾湖に發し、伊犁河と錫爾河との間を流れ、沙漠に入る。全長凡そ六百哩。

【四】 焉耆。新唐書に曰はく、焉耆國は、京師の西七千里に直りて贏く、橫六百里、縱四百里、其國、東は高昌、西は龜茲、南は尉黎、北は烏孫、漢の舊國なりと。新疆省大裕勒都斯河の中央に在り。

可汗と爲さんとす。會統吐屯、人の殺す所と爲る。欲谷設の兵も亦敗れ、
啞利失、復た故地を得。是に至りて、西部竟に欲谷設を立つ。乙毗咄陸可汗
と爲す。乙毗咄陸既に立ち、啞利失と大に戦ひ、殺傷甚だ衆し。因つて其
地を中分し、三伊列水より以西は、乙毗咄陸に屬し、以東は啞利失に屬す。
處月・處密、高昌と、共に攻めて焉耆の五城を抜き、男女一千五百人を
掠め、其廬舎を焚きて去る。

十三年、春正月乙巳、車駕、獻陵に謁す。丁未、宮に還る。

戊午、左僕射房玄齡に太子少師を加ふ。玄齡、自ら、二端揆に居ること十
五年・男遺愛は上の女高陽公主に尙し。女は韓王の妃と爲るを以て、深く
満盈を畏れ、上表して・機務を解かんと請ふ。上、許さず。玄齡固く請う
て已まず。詔して表を斷つ。乃ち職に就く。太子、玄齡を拜せんと欲
し、儀衛を設けて之を待つ。玄齡、敢て謁見せずして歸る。時人、其の讓
有るを美とす。玄齡以へらく、四度支は天下の利害に繋ると。嘗て闕有り、
其人を求むれども未だ得ず。乃ち自ら之を領す。

- 【一】 端揆。左右僕射は尙書省の長官なり。故に端揆と曰ふ。
- 【二】 韓王。元嘉、高祖の子。
- 【三】 表を斷つ。開門、復た其上表を受けざるなり。
- 【四】 度支。唐の制、度支郎中は、天下の租賦物産豊約の宜、水陸道塗の利を掌り、歳ごとに、出す所を計りて之を支調し、近きを以て遠きに及ぼし、中書門下と議定し、乃ち奏す。國の大計の關はる所なり。玄齡、官を審かにし賢を求め、未だ其の人を得ず、故に自ら之を領す。唐の中世以後、宰相多く度支に判たるは、蓋し此に始まる。

禮部尙書永寧の懿公王珪薨す。珪、性寛裕にして、自ら奉養すること甚だ薄し。令に於て三品以上は、皆、家廟を立つ。珪、通貴なること已に久しく、獨り寢に祭る。法司の劾する所と爲る。上、問はず。有司に命じて、之が爲めに廟を立てしめ、以て之を愧ぢしむ。

二月庚辰、光祿大夫尉遲敬徳を以て鄜州都督と爲す。上、嘗て敬徳に謂つて曰はく、「人或は「卿・反す」と言ふは、何ぞや」と。對へて曰はく、「臣が反するは是れ實なり。臣、陛下に従つて、四方を征伐し、身、百戦を経、今の存する者は、皆、鋒鏑の餘なり。天下已に定まり、乃ち更に臣が反するを疑ふか」と。因つて衣を解きて地に投じ、其癢痕を出す。上、之が爲めに流涕して曰はく、「卿復た服せよ。朕、卿を疑はざるが故に語る。卿何ぞ更に恨みんや」と。上、又、嘗て敬徳に謂つて曰はく、「朕、女を以て卿に妻せんと欲す、何如」と。敬徳、叩頭して謝して曰はく、「臣が妻は、鄙陋なりと雖も、相與に貧賤を共にすること久し。臣、學ばずと雖も、古人が富みて妻を易へざるを聞く。此れ臣が願ふ所に非ざるなり」と。上乃ち止む。

- 【五】 永寧縣は洛州に屬す。今の河南省河洛道洛寧縣東北。
- 【六】 唐の制、三品已上は、廟を立てて三代を祭るを得。
- 【七】 微賤云云。侍兒及び歌舞に由りて進を得る者を謂ふ。
- 【八】 刑戮云云。緣坐して掖庭に没入する者を謂ふ。

戊戌、尙書・奏す、「近世、掖庭の選、或は微賤の族、禮訓、聞くこと蔑く、或は刑戮の家、憂怨の積む所なり。請ふ、今より、後宮及び東宮の内職、闕有れば、皆、良家の・才行有る者を選びて充

て、禮を以て聘納し、其の官に没する口、及び素微賤の人は、皆、補用するを得ざらん』と。上、之に従ふ。

上、既に宗室・羣臣に詔し、刺史を襲封せしむ。左庶子于志寧以爲へらく、『古今、事殊なり。恐らくは久安の道に非ざらん』と。上疏して之を争ふ。侍御史馬周も亦上疏して以爲はく、『堯舜の父にして、猶ほ朱・均の子有り。儻し孩童、職を嗣ぎ、萬一、驕愚なる有らば、兆庶、其殃を被り、而して國家、其敗を受けん。正に之を絶たんと欲すれば、則ち子文の治猶ほ在り。正に之を留めんと欲すれば、樂懸の惡已に彰はる。其の見存の百姓を毒害せんよりは、則ち寧ろ恩を已亡の一臣に割かしめんこと、明かなり。然らば則ち向の謂はゆる之を愛するは、乃ち適之を傷ふ所以なり。臣謂ふに、宜しく賦するに茅土を以てし、其戸邑を疇し、必ず材行有れば、器に隨つて官を授くべし。其人をして大恩を奉ずるを得しめ、而して子孫をして其福祿を終らしめん』と。會、司空趙州の刺史長孫無忌等、皆、國に之を願はず。上表して固く讓り、稱すらく、『恩を承けて以來、形影相弔ひ、春冰を履むが若く、宗族憂虞し、湯火に寘くが

- 【九】朱・均・丹朱・商均を謂ふ。
- 【一〇】子文の治。左傳に、楚の鬬椒、亂を作し、莊王、若敖氏を滅ぼす。既にして子文が楚國を治むるを思ふや、曰はく、子文、後無くば、何を以て善を勸めんと。其孫箴尹克黃をして其所に復せしむ。
- 【一一】樂懸。左傳に、秦伯、土鞅に問うて曰はく、晉の大夫其れ誰か先づ亡びんと。對へて曰はく、其れ樂氏か。樂懸、汰虐已甚し、猶ほ以て免る可し。其れ盈に在らんかと。秦伯曰はく、何が故ぞと。對へて曰はく、武子の德、民に在り、周人が召公を思ふが如し。其甘棠を愛す。況んや其子をや。樂懸死し、盈の善、

如し。綱に惟ふに三代の封建は、蓋し力制する能はざるに由り、因りて之を利す。禮樂節文、多く己より出づるに非ず。兩漢、侯を罷め守を置き、曩の弊を蠲除し、深く事宜に協ふ。今、臣等に因り、復た變更する有らば、恐らくは聖朝の綱紀を紊さん。且つ後世の愚幼不肖の嗣、或は邦憲を冒し自ら誅夷を取るに抵らん。更に延世の賞に因り、勲絶の禍を成すを致さん。良に哀感す可し。願はくは、漢汗の旨を停め、其性命の恩を賜はらんことを』と。無忌、又、子の婦長樂公主に因り、固く上に請ひ、且つ言ふ、『臣、荆棘を披き、陛下に事ふ。今、海内寧一なり。奈何ぞ之を外州に棄つる。遷徙と何ぞ異ならん』と。上曰はく、『地を割きて以て功臣を封するは、古今の通義なり。意、公の後嗣、朕が子孫を輔け、共に永久に傳へんことを欲す。而るに公等乃ち復た言を發して怨望す。朕豈に公等に強ふるに茅土を以てせんや』と。庚子、詔して、世封の刺史を停む。高昌王麴文泰、多く西域の朝貢を遏絶す。伊吾、先に西突厥に臣たり。既にして内屬す。文泰、西突厥と、共に之を撃つ。上、書を下して切責し、其大臣阿史那矩を徵し、與に事を議せんと欲す。文泰、遣はさず、其長史麴雍を遣はし、來りて罪を謝せしむ。頡利の亡ぶ

- 未だ民に及ばず。武子の施す所没し、而して鬻の怨實に彰れん。將に是に於てか在らんとすと。
- 【一二】見存。現存に同じ。
- 【一三】春來りて氷薄く、之を履めば陷溺の懼有り。
- 【一四】漢汗の旨。詔旨をいふ。汗は膚に出で、一たび出づれば反らす。王者の令一たび發すれば、復た收む可らざるに喩ふるなり。
- 【一五】長樂公主は、無忌の子沖に嫁す。
- 【一六】伊吾云云。事、一百九十三卷四年に見ゆ。
- 【一七】頡利の亡ぶること、一百九十三卷四年に見ゆ。

るや、中國の人、突厥に在る者、或は高昌に奔る。文泰に詔して、之を歸さしむ。文泰、蔽匿して遣らす。又、西突厥と、共に、(一八) 擊ちて焉耆を破る。焉耆、之を訴ふ。上、(一九) 虞部郎中李道裕を遣はし、往きて狀を問はしめ、且つ其使者に謂つて曰はく、「高昌、數年以來、朝貢・脱略し、藩臣の禮無く、置く所の官號、皆天朝に準じ、城を築き溝を掘り、預め攻討に備ふ。我が使者、彼に至るや、文泰、之に語りて云はく、「鷹は天に飛び、雉は蒿に伏し、猫は堂に遊び、鼠は穴に嚙み、各其所得。豈に自ら生くる能はざらんや」と。又、使を遣はし、薛延陀に謂つて曰はく、「既に可汗と爲れば、則ち天子と匹敵す。何爲れぞ其使者を拜せん」と。人に事ふるに禮無く、又、鄰國を問して惡を爲せり。誅せずんば、善何を以てか勸めん。明年、當に兵を發して汝を撃つべし」と。三月、薛延陀可汗、使を遣はして、上言す、「奴、恩を受け報を思ふ。請ふ所部を發して軍導を爲し、以て高昌を撃たん」と。上、民政部尙書唐儉・右領軍大將軍執失思力を遣はし、綰帛を齎して薛延陀に賜ひ、與に進取を謀らしむ。

夏四月戊寅、上、九成宮に幸す。初め突厥の突利可汗の弟結社率、突利に従ひて入朝し、中郎將に歴位し、家に居りて無頼なり。突利が之を斥くるを怨み、乃ち其の反を謀るを誣告す。上、是に由りて之を薄んじ、久しくして秩を進めず。結社率、陰に故の部落を結び、四十餘人を得、謀るらく、「晉王

【一八】 焉耆を掠むること、前卷六年に見え、又、前年に見ゆ。
 【一九】 虞部郎。京城の街巷・種植・山澤・苑囿・草木・薪炭・供頓・田獵の事を掌り、工部に屬す。

治が四鼓に宮を出づるに因り、門を開き仗を辟け、馳せて宮門に入り、直に御帳を指さば、大功有る可からん」と。甲申、突利の子賀邏鶻を擁し、夜、宮外に伏す。會、大に風ふき、晉王未だ出でず。結社率、曉けんことを恐れ、遂に行宮を犯す。四重の幕を踰え、弓矢・亂發す。衛士の死する者數十人。(二〇) 折衝孫武開等、衆を帥ゐて奮撃す。之を久しくして乃ち退き、馳せて御廄に入り、馬二十餘匹を盗み、北走して渭を度り、其部落に奔らんと欲す。追ひ獲て之を斬る。賀邏鶻を原し、嶺表に投ず。庚寅、武侯將軍上官懷仁を遣はし、巴・璧・洋・集・四州の反獠を撃ちて之を平げ、男女六千餘口を虜にす。

【二〇】 折衝。折衝都尉なり。
 【二一】 東謝蠻は、西のかた牂柯蠻に接し、南のかた西趙蠻に接す。牂柯の別帥を羅殿と曰ふ。
 【二二】 邕州。漢の鬱林郡領方縣の地。今の廣西省南寧道邕寧縣治。

五月、旱す。甲寅、五品以上に詔して封事を上らしむ。魏徵・上疏して以爲はく、「陛下の志業、貞觀の初に比し、漸く終を克くせざる者、凡そ十條」と。其間の一條に以爲はく、「頃年以來、輕しく民力を用ひ、乃ち云はく、「百姓、事無ければ則ち驕逸し、勞役すれば則ち使ひ易し」と。古より、未だ百姓の逸するに因りて敗れ、勞して安き者有らざるなり。此れ恐らくは興邦の至言に非ざらん」と。上深く獎歎を加へて云はく、「已に諸を屏障に列し、朝夕瞻仰し、并せて録して史官に付す」と。仍ほ徵に黄金十斤・廐馬一匹を賜ふ。

六月、渝州の人侯弘仁、(二三) 牂柯より道を開き、西趙を経て(二四) 邕州に出で、以て交桂に通ず。蠻俚

の降る者二萬八千餘戶。

丙申、皇弟元嬰を立てて滕王と爲す。

結社率が反せしより、事を言ふ者多く云ふ、「突厥、〔三三〕河南に留まるは、便ならず」と。秋七月庚戌、詔して、右武侯大將軍化州都督懷化郡王思摩を乙彌泥執俟利茲可汗と爲し、之に鼓譟を賜ひ、突厥及び胡の諸州に在りて安置する者、竝に河を度りて其舊部に還らしめ、世藩屏と作り、長く邊塞に保せしむ。突厥、咸、薛延陀を憚り、肯て塞を出でず。上、司農卿郭嗣本を遣はし、薛延陀に璽書を賜ひて言はく、「頡利既に敗れ、其部落咸來りて化に歸せり。我、其舊過を略し、其後善を嘉し、其達官を待つこと、皆吾が百寮の如くし、部落は皆吾が百姓の如くせり。中國は禮義を貴尚し、人の國を滅ぼさず。前に突厥を破りしは、止だ頡利一人が百姓の害を爲すが爲めなり。實に、其土地を貪り其人畜を利とせず。恒に、更に可汗を立てんと欲す。故に降る所の部落を河南に置き、其畜牧に任す。今、戶口蕃滋し、吾が心甚だ喜ぶ。既に、之を立つるを許せり。信を失ふ可からず。秋中、將に突厥を遣はして河を度り、其故國を復せしめんとす。〔三四〕爾薛延陀、冊を受くること前に在り。突厥、冊を受くること後に在り。後なる者を小と爲し、前なる者を大と爲す。爾は磧北に在り、突厥は磧南に在り。各、土疆を守り、部落を鎮撫せよ。其れ分を踰え、故らに相抄掠せば、我、則ち兵を發し、

【三三】 河南。北河の南を謂ふ。漢の衛青が匈奴を撃ちて收むる所の河南の地是れなり。
【三四】 延陀が冊を受くること一百九十三卷二年に見ゆ。

各、其罪を問はん」と。薛延陀、詔を奉ず。是に於て、思摩を遣はし、所部を帥る、牙を河北に建てしむ。上、齊政殿に御し之を餞す。思摩、涕泣し、觴を奉じて壽を上りて曰はく、「奴等、破亡之餘、灰壤と爲るを分とす。陛下、其骸骨を存し、復た立てて可汗と爲す。願はくは萬世の子孫、恒に陛下に事へん」と。又、禮部尚書趙郡王孝恭等を遣はし、冊書を齎し、其種落に就き、壇を河上に築きて之を立てしむ。上、侍臣に謂つて曰はく、「中國は根幹なり。四夷は枝葉なり。根幹を割きて以て枝葉に奉せば、木安んぞ滋榮するを得ん。朕、魏徵の言を用ひず、〔三五〕幾ど狼狽を致さんとせり」と。又、左屯衛將軍阿史那忠を以て左賢王と爲し、左武衛將軍阿史那泥孰を右賢王と爲す。忠は、蘇尼失の子なり。上、之を遇すること甚だ厚く、妻するに宗女を以てす。塞を出づるに及び、中國を懷慕し、使者を見れば必ず泣涕し、入侍せんと請ふ。詔して、之を許す。

【三五】 河北。大碛の南なり。
【三六】 結社率の變を謂ふ。魏徵の言は前卷四年に見ゆ。
【三七】 蘇尼失は一百九十三卷四年に見ゆ。
【三八】 孝經の孔子の言を引く。
【三九】 法に依りて、其の訴ふる所の事を處斷するなり。
【四〇】 九成宮より還るなり。

八月辛未朔、日、之を食する有り。

詔して以はく、〔四一〕「身體髮膚は、敢て毀傷せず。比來、訴訟する者、或は自ら耳目を毀る。今より、犯す有れば、先づ笞つこと四十、然る後、法に依らん」と。

冬十月甲申、車駕、〔四二〕京師に還る。

十一月辛亥、侍中楊師道を以て中書令と爲す。

戊辰、尙書左丞劉洎を黃門侍郎と爲し、政事を參知せしむ。
 上猶ほ高昌王文泰が過を悔いんことを冀ひ、復た璽書を下し、示すに禍福を以てし、之を徵して入朝せしむ。文泰、竟に疾と稱して至らず。十二月壬申、交河行軍大總管吏部尙書侯君集・副總管兼左屯衛大將軍薛萬均等を遣はし、兵を將ゐて之を撃たしむ。

乙亥、皇子福を立てて趙王と爲す。

己丑、吐谷渾王諾曷鉢・來朝す。宗女を以て弘化公主と爲し、之に妻す。

壬辰、上、咸陽に敗す。癸巳、宮に還る。

太子承乾、頗る遊畋を以て學を廢す。右庶子張玄素諫むれども聽かず。

是歲、天下の州府、凡そ三百五十八、縣一千五百一十一。

太史令傅奕、術數の書を精究し、而も終に之を信せず。疾に遇へども、醫を呼び藥を餌せず。僧有り西域より來り、呪術を善くし、能く人をして

立ちどころに死せしめ、復た之を呪して蘇らしむ。上、飛騎の中の壯なる者を選びて之を試みるに、皆、其言の如し。以て奕に告ぐ。奕曰はく、『此れ邪術なり。臣聞く、邪は正を干さずと。請ふ臣を呪せしめよ。必ず・行ふ能はざらん』と。上、僧に命じて奕を呪せしむ。奕初めより覺る所無し。須臾にして僧忽ち僵仆し、物の撃つ所と爲るが若し。遂に復た蘇らず。又、婆羅門僧有り、言はく『佛

【二】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【三】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【四】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【五】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【六】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【七】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【八】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【九】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一〇】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一一】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一二】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一三】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一四】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一五】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一六】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一七】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一八】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【一九】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二〇】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二一】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二二】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二三】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二四】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二五】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二六】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二七】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二八】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【二九】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【三〇】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【三一】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【三二】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【三三】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【三四】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【三五】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【三六】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

【三七】咸陽。秦の郡。漢には渭城縣と爲し、右扶風に屬す。

齒を得たり』と。撃つ所、前に、堅き物無し。長安の士女、輻湊すること市の如し。奕時に疾に臥し、其子に謂つて曰はく、『吾聞く、金剛石といふもの有り。性至つて堅く、物、能く傷る莫し。唯だ、羚羊の角のみ能く之を破ると。汝往きて焉を試みよ』と。其子往きて佛齒を見、角を出して之を叩く。手に應じて碎く。觀る者乃ち止む。奕、終に臨み、其子を戒め、佛書を學ぶを得る無からしむ。時に年八十五。又、魏晉以來の佛敎を駁する者を集め、高識傳十卷を爲る。世に行はる。

西突厥の啞利失可汗の臣俟利發、乙毗咄陸可汗と、謀を通じて亂を作す。啞利失・窮蹙し、逃れて、鏝汗に奔りて死す。弩失畢部落、其弟の子薄布特勒を迎へて之を立つ。是を乙毗沙鉢羅葉護可汗と爲す。沙鉢羅葉護既に立ち、庭を離合水の北に建つ。之を南庭と謂ふ。龜茲・鄯善・且末・吐火羅・焉耆・石・史・何・穆・康等の國より、皆、之に附く。咄陸、牙を鏝曷山の西に建つ。之を北庭と謂ふ。厥越失・拔悉彌・駁馬・結骨・火燾・觸水昆等の國より、皆、之に附く。伊列水を以て境と爲す。

【一】羚羊。かもしか。

【二】鏝汗。或は破各那、拔汗那に作る。即ち Fergana の對音にして、今の露領中亞に在り。漢代の大宛にして、後に寧遠と改稱す。

【三】龜茲。一に丘茲、屈茲にも作る。今の新疆省阿克蘇道庫車 (Kucha) 縣の地。鄯善は今の羅布泊の南西 Chavchen 地方。

【四】且末。國名、今の新疆省の南邊、鄯善の西に在り、已に論みて戈壁と爲る。

【五】吐火羅。或は吐密羅と曰ひ、親貨羅と曰ふ。古の大夏 (Balkh) 地方。焉耆は今のカラシャール (Karasahr) の石國。或は柘支と曰ひ、柘折と曰ふ。今の露領中央亞細亞のタシケンド (Tashkend) 亞

十四年、春正月甲寅、上、魏王泰の第に幸し、(一)雍州の長安の繫囚大辟以下を赦し、(三)延康里の今年の租賦を免じ、泰府の僚屬及び同里の老人に賜ふこと差有り。

二月丁丑、上、(四)國子監に幸し、(五)釋奠を觀る。(六)祭酒孔穎達に命じ、孝經を講せしめ、祭酒以下、諸生の高第に至るまでに帛を賜ふこと、差有り。是時、上、大に天下の名儒を徵して學官と爲し、數、國子監に幸し、之をして講論せしむ。學生能く(七)一大經已上を明むれば、皆、官に補するを得。學舍千二百間を増築し、學生を増して二千二百六十員に滿つ。屯營飛騎より、亦、博士を給し、授くるに經を以てせしむ。能く經に通ずる者有れば、貢舉を得るを聽す。是に於て、四方の學者、京師に雲集す。乃ち高麗・百濟・新羅・高昌・吐蕃の諸酋長に至るまで、亦、子弟を遣はし、國學に入り講筵に升らんことを請ふ者、八千餘人に至る。上、師說多門にして章句繁雜なるを以て、孔穎達に命じて、諸儒と與に、五經の疏を選定せしめ、之を(八)正義と謂ひ、學者をして之を習はしむ。
壬午、上、驪山の温湯に行幸す。辛卯、宮に還る。

【三九】 史。或は佉沙と曰ひ、羯霜那と曰ふ、今の露領中亞のケシ (Keshi) なり。
【四〇】 何。或は屈霜彌伽と曰ひ、貴霜匿と曰ふ。今の中亞のボカーラの東方。
【四一】 穆。Anou の略譯。何國の西南にあり。
【四二】 康。今のサマルカンド (Samarkand) の地。
【四三】 北庭。今の烏爾木齊地方。焉耆より、西北七日行にして其南庭に至り、又、正北八日行にして其北庭に至る。
【四四】 拔悉彌。即ち拔悉密 (Bakshimir)。葛邏祿の西に在り。
【四五】 駝馬。或は弊刺と曰ひ、過羅支と曰ふ。西南シベリヤのシベル (Sibir) なり。
【四六】 結骨。古の堅昆國、或は黠戛斯とも云ふ。すなはち今のキルギス (Kirghis) の對音なり。
【四七】 火燧。或は貨利習彌と爲し、過利と曰ふ。即ち今のクワリズム (Khwarizm) の對譯なり。
【四八】 伊列水。即ち天山北路の伊犁河なり。
【四九】 雍州の二赤縣、長安・萬年、皆、長安城中に治す。今止だ長安の囚を赦すは、蓋し延康里が長安縣の管に屬すればなり。
【五〇】 延康里。魏王泰の第は長安城中延康里に在り。
【五一】 國子監。安上門の西に在り。
【五二】 釋奠。唐制に、仲春・仲秋、文宣王を釋奠す。
【五三】 唐の國子祭酒は從三品、邦國の濡學訓導の政を掌る。
【五四】 唐、士を取るに禮記・春秋左氏傳を以て大經と爲し、詩・儀禮・周禮を中經と爲し、易・尚書・春秋公羊傳・穀梁傳を小

乙未、詔して、近世の名儒梁の皇甫侃・褚仲都・周の熊安生・沈重・陳の沈文阿・周弘正・張譏・隋の何妥・劉炫等の子孫を求めて以て聞せしめ、『當に引擢を加ふべし』といふ。
三月、寶州道行軍總管党仁弘、羅竇の反獠を撃ち、之を破り、七千餘口を俘にす。

辛丑、(九)流鬼國、使を遣はして入貢す。京師を去ること萬五千里。北は海に濱し、南は靺鞨に鄰す。未だ曾て中國に通せず。三譯を重ねて來る。上、其使者、余志を以て騎都尉と爲す。

丙辰、寧朔大使を置き、以て突厥を護す。
夏五月壬寅、燕王靈夔を徙して魯王と爲す。
上、將に洛陽に幸せんとし、(一〇)將作大匠閻立德に命じて、清暑の地を行らしむ。秋八月庚午、襄城宮を汝州の西山に作る。立德は(一一)立本の兄なり。

高昌王文泰、唐の兵起ると聞き、其國人に謂つて曰はく、『唐、我を去ること七千里、沙磧、其二千里に居り、地、水草無く、寒風、刀の如く、

熱風、燒くが如し。安んぞ能く大軍を致さんや。往に吾入朝し、秦隴の北を見るに、城邑蕭條として、復た有隋の比に非ず。今來りて我を伐つも、兵を發すること多くば、則ち糧運、給せざらん。三萬已下ならば、吾が力能く之を制せん。當に逸を以て勞を待ち、坐ながら其弊を收むべし。若し兵を城下に頓せば、二十日に過ぎずして、食盡き必ず走らん。然る後從つて之を虜にせば、何を憂ふるに足らんや」と。唐の兵の、磧口に臨むを聞くに及び、憂懼し、爲す所を知らず、疾を發して卒す。子智盛立つ。軍、柳谷に至る。〔四〕調者言ふ、「文泰、日を刻して將に葬らんとす。國人咸彼に集まる」と。諸將、之を襲はんと請ふ。侯君集曰はく、「不可なり。天子、高昌が禮無きを以て、故に吾をして之を討たしむ。今、人を墟墓の間に襲ふは、罪を問ふの師に非ざるなり」と。是に於て、鼓行して進み、〔五〕田城に至り、之を諭せども下らず。詰朝、之を攻め、午に及びて克ち、男女七千餘口を虜にす。中郎將辛獠兒を以て前鋒と爲し、夜、其都城に趨かしむ。高昌逆へ戦うて敗る。大軍繼ぎて至り、其城下に抵る。智盛、書を君集に致して曰はく、「罪を天子に得る者は先王なり。天罰の加はる所、

- 【七】 五經正義、今、世に行はる。即ち十三經註疏に載する所の者は是れなり。
- 【八】 流鬼國。今の樺太島なり。靺鞨は當時の滿洲人のこと。
- 【九】 余。姓なり、音シヤ。
- 【一〇】 將作大匠は從三品、邦國の修造土木工匠を供するの政令を掌る。
- 【一一】 閩立本。高宗の朝に相と爲る。
- 【一二】 入朝せる事、一百九十三卷四年に見ゆ。
- 【一三】 柳谷。西州交河縣より北行すること二百一十里にして、柳谷渡に至る。
- 【一四】 調者。さぐりうかがふ者。
- 【一五】 田城は即ち田地城なり。今の新疆省迪化道吐魯番縣に在り。

身已に物故せり。智盛、位を襲ぎて未だ幾くならず。惟だ尙書・憐察せよ」と。君集・報じて曰はく、「苟くも能く過を悔いば、當に手を軍門に束ぬべし」と。智盛猶ほ出でず。君集、命じて塹を填め之を攻めしむ。飛石雨のごとく下る。城中の人皆室處す。又、〔六〕巢車高さ十丈なるものを爲り、俯して城中を瞰る。行人有り、飛石の中る所に及び、皆、之を唱言す。是より先、文泰、西突厥可汗と相結び、急有らば相助けん」と約す。可汗、其葉護を遣はし、可汗浮圖城に屯せしめ、文泰の聲援を爲す。君集至るに及び、可汗懼れて西に走ること千餘里。葉護、城を以て降る。智盛・窮蹙す。〔七〕癸酉、門を開きて出で降る。君集、兵を分ちて地を略し、其二十二城・戸八千四十六・口一萬七千七百・地東西八百里・南北五百里を下す。上、高昌を以て州縣と爲さんと欲す。魏徵諫めて曰はく、「陛下初めて位に即くや、〔八〕文泰夫婦、首として來朝せり。其後稍驕倨なり。故に王誅、之に加はる。罪、文泰に止まりて可なり。宜しく其百姓を撫し、其社稷を存し、復た其子を立つべし。則ち威徳、遐荒に被り、四夷皆悅服せん。今若し其土地を利し、以て州縣と爲さば、則ち常に須く千餘人鎮守し、數年にして一たび易ふべし。往來して死する者、什に三四有り。衣資を供辦し、親戚を遠離し、十年の後に、隴右虚耗せん。陛下、終に高昌の〔九〕撮粟・尺帛以て中國を佐くる

- 【六】 巢車。兵車、高きこと巢の如くにして、以て敵を望むなり。車上に櫓を施せるものなり。
- 【七】 葉護。突厥の達官なり。大臣の首と爲す。
- 【八】 浮圖城。交河城より浮圖城に至るまで三百七十里。
- 【九】 高昌、麴喜が國を有ちしより、九世に傳へ、一百三十四年にして亡ぶ。
- 【一〇】 文泰が入朝すること四年に見ゆ。

を得ざらん。所謂有用を散じて以て無用を事とするなり。臣未だ其の可なるを見ず』と。上、従はず。九月、其地を以て西州と爲し、可汗浮圖城を以て庭州と爲し、各屬縣を置く。乙卯、安西都護府を交河城に置き、兵を留めて之に鎮せしむ。君集、高昌王智盛及び其羣臣豪傑を虜にして還る。是に於て、唐の地、東は海を極め、西は焉耆に至り、南は林邑を盡し、北は大漠に抵るまで、皆州縣と爲る。凡そ東西九千五百一十里、南北一萬九百一十八里。侯君集が高昌を討つや、使を遣はして焉耆に約し、之と勢を合はす。焉耆喜びて命を聴く。高昌破るるに及び、焉耆王、軍門に詣り、君集に謁見し、且つ言ふ『焉耆の三城、先に高昌の奪ふ所と爲れり』と。君集奏して、高昌が掠むる所の焉耆の民を并せ、悉く之を歸す。

冬十月甲戌、荆王元景等、復た表して封禪せんと請ふ。上、許さず。

初め陳倉の折衝都尉魯寧、事に坐して獄に繋がる。自ら高班を恃み、陳倉の尉尉氏の劉仁軌を慢罵す。仁軌、之を杖殺す。州司、以て聞す。上怒り、命じて之を斬らしむ。猶ほ解けずして曰はく、『何物の縣尉ぞ、敢て我が折衝を殺せる』と。命じて追うて長安に至らしめ、之を面詰す。仁軌曰はく、『魯寧は臣に對して百姓なり。臣を辱しむること此の如し。臣、實に忿りて之を殺せり』と。辭色

- 【一】 擢粟。一つまみの粟。
- 【二】 西州。高昌縣に治す。漢の車師前王の庭なり。今の天山南路土魯番附近。
- 【三】 庭州。金滿城に治す。漢の車師後王の庭なり。今の天山北路烏爾木齊附近。
- 【四】 高昌が焉耆を掠むること六年に見ゆ。
- 【五】 陳倉縣は岐州に屬す。唐の制、畿縣の尉は正九品下、上縣の尉は從九品上、中下縣は從九品下。

自若たり。魏徵、側に侍して曰はく、『陛下、隋の亡びし所以を知るか』

と。上曰はく『何ぞや』と。徵曰はく、『隋の末、百姓彊くして官吏を陵げり。魯寧の比の如き、是れなり』と。上悦び、仁軌を擢でて樸陽の丞と爲す。上、將に同州に幸して校獵せんとす。仁軌、上言す、『今秋大に稔り、民收穫する者仕に纒に一二。之をして獵事に供承し、道を治め橋を葺めしめば、動もすれば一二萬功を費し、實に農事を妨げん。願はくは少しく鑾輿を留むること旬日にして、其の務を畢るを俟たんことを。則ち公私俱に濟らん』と。上、璽書を賜ひて之を嘉納す。尋ぎて新安の令に遷る。

閏月乙未、同州に行幸す。庚戌、宮に還る。

丙辰、吐蕃の贊普、其相祿東贊を遣はし、金五千兩及び珍玩數百を獻じ、以て昏を請ふ。上、文成公主を以て之に妻せんことを許す。

十一月甲子朔、冬至、上、南郊に祀る。時に戊寅曆は、癸亥を以て朔と爲す。宣義郎李淳風、表して稱す、『古曆、分日、子半に起り、今歲、甲子朔旦冬至なり。而るに故の太史令博仁均は、減餘稍多く、子初を朔と爲し、遂に三刻を差ひ、用つて天正に乖く。請ふ更に考定を加へん』と。

- 【一】 魯寧は、官、折衝たれども、本、陳倉の百姓なり。
- 【二】 樸陽。漢の高帝、太上皇を樸陽の北原に葬り、萬年陵と號し、樸陽を改めて萬年縣と爲す。隋に至るまで猶ほ之に因る。唐、長安に都し、隋の大興縣を改めて、萬年と曰ひ、而して舊の萬年縣を、復た樸陽と曰ひ、京兆に屬す。今の陝西省關中道臨潼縣の東北に在り。唐の畿縣の丞は正八品下。
- 【三】 新安。唐の初、新安郡を置く。貞觀元年、郡を廢して縣と爲し、洛州に屬す。唐の制、畿縣の令は正六品下、上縣は從六品上、中縣は正七品上、下縣は從七品下。
- 【四】 文成公主は宗女なり。
- 【五】 戊寅曆を行ふこと、一百八十七卷武德二年に見ゆ。

衆議以はく、『仁均、朔を定むること微しく差ひ、淳風、推校すること精密なり。請ふ淳風の議の如くせん』と。之に従ふ。

丁卯、禮官・奏す、『請ふ高祖父母の服を加へて齊衰五月とし、嫡子婦の服は朞とし、嫂叔弟・妻夫の兄舅は、皆、小功を服せん』と。之に従ふ。

丙子、百官復た表し・封禪せんと請ふ。詔して之を許し、更に諸儒に命じて、儀注を詳定せしめ、太常卿韋挺等を以て封禪使と爲す。

司門員外郎韋元方、給使に過所を給すること稽緩なり。給使、之を奏す。上怒り、元方を出して華陰の令と爲す。魏徵諫めて曰はく、

『帝王の震怒は、妄に發す可からず。前に給使の爲めに、遂に夜敕書を出し、事、軍機の如し。誰か驚駭せざらん。況んや宦者の徒は、古來養ひ難く、輕しく言語を爲し、患害を生じ易きをや。獨行の遠使は、深く事宜に非ず。漸、長ず可からず。宜しく深く慎むべき所なり』と。上、其言を納る。尚書左丞韋稜、司農の木槿の價民間よりも貴きを句し、其の隱没するを奏す。上、大理卿孫伏伽を召し、司農の罪を書せしむ。伏伽曰はく、『司農は罪無し』と。上、怪しみて其故を問ふ。對へて曰はく、『只だ官

【三二】 唐の司門郎は天下の諸門諸關の出入往來の籍を掌る。凡そ天下の關二十六、以て内外を限り、華夷を隔て、險を設け固を作し、邪を閑ぎ禁を正す所の者なり。凡そ關を度る者は、先づ刑部司門を經、過所を請ふ。過所は關を通行する許可證なり。

【三三】 給使。禁中、使令に給する者。宦官なり。

【三四】 稽緩。滯りて緩かなる、と。

【三五】 華陰縣は華州に屬す。

【三六】 槿は木の一截なり。唐の式、柴方三尺五寸を一槿と爲す。通典によれば、韋稜、司農の木槿は七十價、百姓は四十價なるを句し、其の乾没せるを奏す。

槿の貴きが爲めに、所以に私槿賤し。向に官槿をして賤しからしめば、私槿、賤しきに由無し。但だ司農が大體を識るを見る。其過を知らざるなり』と。上悟り、屢、其の善きを稱し、顧みて韋稜に謂つて曰はく、『卿の識用、伏伽に逮ばざることを遠し』と。

十二月丁酉、侯君集、俘を觀德殿に獻す。飲至の禮を行ひ、大に酹すること三日。尋ぎて智盛を以て左武衛將軍・金城郡公と爲す。上、高昌の樂工を得、以て太常に付し、九部の樂を増して十部と爲す。君集が高昌を破るや、私に其珍寶を取る。將士、之を知り、競うて盜竊を爲す。君集、禁する能はず。有司の劾する所と爲る。詔して、君集等を獄に下す。

中書侍郎岑文本・上疏して以爲はく、『高昌・昏迷にして、陛下、君集等に命じ、討ちて之に克ち、旬日を踰えず、竝に大理に付す。君集等自ら網羅に掛ると雖も、恐らくは海内の人、陛下を疑はん、唯だ其過を録して其功を遺ると。臣聞く、將を命じ師を出せば、敵に克つを主とす。苟くも能く敵に克たば、貪ると雖も賞す可し。若し其れ敗績せば、廉なりと雖も誅す可し。是を以て漢の李廣利・陳湯・晉の王濬・隋の韓擒虎、皆、罪譴を人主に負へども、其の功有るを以て、咸封賞を受く。是に由りて之を觀れば、將帥の臣、廉慎なる者寡く、貪求なる者衆し。是を以

【三六】 觀德殿。射殿なり。宜春門の北に在り。

【三七】 十部の樂。一宴樂伎、二清樂伎、三西涼伎、四天竺伎、五高麗伎、六龜茲伎、七安國伎、八疏勒伎、九高昌伎、十康國伎。

て黄石公の軍勢に曰はく、「智を使ひ勇を使ひ、貪を使ひ愚を使ふ。故に智者は其功を立つるを樂し
み、勇者は其志を行ふを好み、貪者は其利に趣くに急に、愚者は其死を
計らず」と。伏して願はくは、其微勞を録し、其大過を忘れ、君集をして
重ねて朝列に升り、復た驅馳に備はらしめば、清貞の臣に非ずと雖も、猶
は貪愚の將を得ん。斯れ則ち陛下、法を屈すと雖も、而も德彌顯はれ、
君集等、宥を蒙ると雖も、而も過更に彰れん」と。上乃ち之を釋す。又、
薛萬均、高昌の婦女に私通す」と告ぐる者有り。萬均、服せず。内、高
昌の婦女を出して大理に付し、萬均と對辯せしむ。魏徵諫めて曰はく、「臣
聞く、君は臣を使ふに禮を以てし、臣は君に事ふるに忠を以てすと。今、
大將軍をして、亡國の婦女と帷箔の私を對辯せしめ、實なれば則ち得る所
の者軽く、虚なれば則ち失ふ所の者重し。昔、秦穆、馬を盜むの士に飲
ませ、楚莊、纓を絶つを赦せり。況んや陛下、道、堯舜よりも高く
して、而も曾ち二君に之れ逮ばざるか」と。上遽に之を釋す。侯君集の馬、
【四〇】 蚩類を病む。行軍總管趙元楷、親ら指を以て其膿を濡はして之を駮ぐ。
御史、其の諂へるを劾奏す。【三一】 梧州の刺史に左遷す。高昌の平ぐや、諸將

【三九】 論語八佾篇に出づ。孔子、魯の定公に答ふるの言。
【四〇】 秦の穆公、馬を岐山の下に亡ふ。野人得て共に之を食ふ者三百人。吏逐ひ得、之を法にせんと欲す。公曰はく、君子は畜を以て人を害せず。吾聞く、馬肉を食ひ、酒を飲まざれば人を傷ふと。乃ち之に酒を飲まず。其後、穆公、晉を伐つ。三百人の者、穆公が晉に圍まるるを聞き、鋒を推し死を争ひ、以て馬を食ふの德に報ゆ。是に於て穆公、晉公を獲て以て歸る。
【四一】 楚の莊王、羣臣に酒を賜ふ。日暮れ、酒酣にして燭滅ゆ。美人の衣を引く者あり。美人授きて其冠纓を絶つ。王に告げ、火を趣し、來り上りて、纓を絶つ者を視しむ。王

皆即ち賞を受く。行事總管阿史那社爾、勅旨無きを以て、獨り、受けず。
別勅既に下るに及び、乃ち之を受く。取る所唯だ老弱故弊のみ。上、其廉
慎を嘉みし、高昌の得る所の寶刀及び雜綵千段を以て之に賜ふ。

癸卯、上、【四二】 樊川に獵す。乙巳、宮に還る。

魏徵・上疏して以爲はく、「在朝の羣臣、樞機の寄に當る者は、之に任ず
ること重しと雖も、之を信すること未だ篤からず。是を以て人或は自ら疑
ひ、心、苟且を懷ふ。陛下、大事に寬に、小罪に急に、時に臨みて責怒し、
未だ愛憎を免かれず。夫れ大臣に委ぬるに大體を以てし、小臣を責むるに
小事を以てするは、治を爲すの道なり。今、之に委ぬるに職を以てする
は、則ち大臣を重んじて小臣を輕んず。事有るに至りては、則ち小臣を信
じて大臣を疑ふ。其の輕んずる所を信じ、其の重んずる所を疑ひ、將に治
を致すを求めんとすとも、其れ得可けんや。若し任するに大官を以てし、
其細過を求めば、刀筆の吏、旨に順ひて風を成し、文を舞はし法を弄し、
其罪を曲成せん。自ら陳するや、則ち心・幸に伏せずと以爲ひ、言はざ
るや、則ち犯す所皆實なりと以爲ひ、進退維れ谷まり、能く自ら明かにする莫からん。則ち苟くも、

曰はく、人に酒を賜ひ、酔うて禮を失はしむ。奈何ぞ婦人の節を顯さんと欲して士を辱めんやと。乃ち左右に命じて曰はく、今日、寡人と飲み、冠纓を絶たざる者は歡せずと。羣臣、皆、其纓を絶ち去る。而して火を上げ、歡を盡して罷む。後、晉と楚と戦ふ。一臣有り、常に前に在り、五たび合ひ五たび首を獲、敵を却け、卒に之に勝つ。莊王怪しみ問ふ。乃ち夜、纓を絶ちし者、王に報いしなり。
【四三】 蟲食を蚩と曰ふ。蚩類は、ひたひの腫物をいふ。
【四四】 永嘉郡に、隋の開皇九年、處州を置く。十三年、改めて梧州と曰ふ。
【四五】 樊川、一名、御宿川、萬年縣の南三十五里に在り。

禍を免るるを求め、矯僞、俗を成さん」と。上、之を納る。
 上、侍臣に謂つて曰はく、「朕、天下を平定すと雖も、其の之を守ることを甚だ難し」と。魏徵對へて曰はく、「臣聞く、戦ひて勝つは易く、勝を守るは難しと。陛下の此言に及ぶは、宗廟社稷の福なり」と。

上、右庶子張玄素が東宮に在りて數、諫争するを聞き、擢でて銀青光祿大夫と爲し、左庶子を行はしむ。太子嘗て宮中に於て鼓を撃つ。玄素、閤を叩きて切諫す。太子、其鼓を出し、玄素に對して之を毀る。太子、久しく出でて官屬を見ず。玄素諫めて曰はく、「朝廷、俊賢を選び、以て至徳を輔く。今動もすれば時月を経るまで、宮臣を見ず。將た何を以て萬一を裨益せんや。且つ宮中は唯だ婦人のみ有り。知らず能く、樊姬の如き者有りや」と。太子、聽かず。玄素、少きとき刑部令史たり。上、嘗て朝臣に對し、之に問うて曰はく、「卿、隋に在りて何の官ぞや」と。對へて曰はく、「縣尉」と。又問ふ、「未だ尉と爲らざる時、何の官ぞ」と。對へて曰はく、「流外」と。又問ふ、「何の曹ぞ」と。玄素、之を恥ぢ、閣を出で、殆ど歩する能はず、色、死灰の如し。諫議大夫褚遂良、上疏して以爲はく、「君能く其臣を禮すれば、乃ち能く其力を盡す。玄素は、寒微に出づと雖も、陛下、其才を重んじ、

【四五】樊姬。楚の莊王の姫なり。莊王、畋を好む。樊姬爲めに禽獸の肉を食はず。虞丘子を鄙しみ笑ふ。虞丘子、之を愧ぢ、孫叔敖を進めて相と爲す。莊王、以て霸たり。
 【四六】流外。隋の視品は即ち唐の流外銓なり。九流の外に在る官を流外銓と謂ふ。

擢でて三品に至り、皇儲を翼賛せしむ。豈に復た羣臣に對して其門戸を窮め、宿昔の恩を棄てて一朝の恥を成す可けんや。之をして懷に鬱結せしめば、何を以て其の節に伏し義に死するを責めんや」と。上曰はく、「朕も亦此問を悔ゆ。卿の疏、深く我が心に會ふ」と。遂良は、亮の子なり。孫伏伽、玄素と與に、隋に在りて皆令史たり。伏伽、或は廣坐に於て、自ら往事を陳べ、一に隱す所無し。戴州の刺史賈崇、所部に十惡を犯す者有るを以て、御史、之を劾す。上曰はく、「昔、唐虞は大聖にして、貴きこと天子たれども、其子を化する能はず。況んや崇、刺史と爲り、獨り能く其民をして、比屋、善を爲さしめんや。若し是に坐して貶黜せば、則ち州縣互に相掩蔽し、罪人を縱捨せん。今より、諸州、十惡を犯す者有りととも、刺史を劾する勿れ。但だ、明かに糾察を加へ、法の如く罪を施さしめ、以て姦惡を肅清せんことを庶ふのみ」と。
 上、自ら臨みて兵を治む。部陳の整はざるを以て、大將軍張士貴に命じて、中郎將等を杖たしむ。其杖の輕きを怒り、士貴を吏に下す。魏徵諫めて曰はく、「將軍の職は、國の爪牙と爲す。之をして杖を執らしむるは、已に後の法に非ず。況んや杖の輕きを以て吏に下すをや」と。上亟かに之を釋す。事を言ふ者、多く上が親ら表奏を覽んことを請ひ、以て壅蔽を防がんとす。上、以て魏徵に問ふ。對へて曰はく、「斯人は大體を知らず、必ず陛下をして一一之を親らせしめば、豈に惟だ朝堂のみな

【四七】褚亮は始め薛舉に事ふ。武徳中、文學館學士と爲る。
 【四八】十惡。一、謀反。二、謀大逆。三、謀叛。四、惡逆。五、不道。六、大不敬。七、不孝。八、不睦。九、不義。十、內亂。

らんや。州縣の事も、亦當に之を親らすべし」と。

卷の第一九十六

唐紀十二

太宗文武大聖大廣孝皇帝中の中

(二)貞觀十五年、春正月甲戌、吐蕃の祿東贊を以て右衛大將軍と爲す。上、祿東贊が應對に善きを嘉し、琅邪公主の外孫段氏を以て之に妻せんとす。辭して曰はく、「臣、國中に自ら婦有り。父母の聘する所なり。棄つ可からざるなり。且つ贊普未だ公主に謁するを得ず。陪臣、何ぞ敢て先づ娶らんと。」と。上益之を賢とす。然して撫するに厚恩を以てせんと欲すれども、竟に其志に従はず。丁丑、禮部尙書江夏王道宗に命じ、節を持って、文成公主を吐蕃に送らしむ。贊普、大に喜び、道宗を見、子婿の禮を盡し、中國の衣服儀衛の美なるを慕ひ、公主の爲めに別に城郭・宮室を築きて之を處き、自ら執綺を服し、以て公主を見る。其國人、皆、赭を以て面を塗る。公主、之を惡む。贊普、令を下して之を禁ず。亦漸く其猜暴の性を革め、子弟を遣はし、國學に入り、詩書を受けしむ。

【一】貞觀十五年。西紀六四一年なり。

乙亥、突厥の俟利苾可汗、始めて部落を帥ゐて河を濟り、牙を故の定襄城に建つ。戸三萬・勝兵四萬・馬九萬匹有り。仍て奏して言ふ、「臣、非分に恩を蒙り、部落の長と爲る。願はくは子孫孫、國家の一犬と爲り、北門を守吠せん。若し薛延陀侵し逼らば、請ふ家屬を從へて長城に入らん」と。詔して之を許す。

上將に洛陽に幸せんとし、皇太子に命じて國を監せしめ、右僕射高士廉を留めて之を輔けしむ。辛巳、行きて温湯に及ぶ。衛士雀卿・刁文懿、行役を憚り、上の驚きて止めんことを冀ひ、乃ち夜、行宮を射る。矢、寢庭に及ぶ者五。皆、大逆を以て論ず。三月戊辰、襄城宮に幸す。地既に煩熱にして、復た毒蛇多し。庚午、襄城宮を罷め、百姓に分賜し、閭立德の官を免す。

夏四月辛卯朔、詔す、來年二月を以て泰山に事有らんとす」と。

上、近世の陰陽雜書に訛偽尤も多きを以て、太常博士呂才に命じ、諸術士と與に、行ふ可き者を判定せしむ。凡そ四十七卷。己酉、書成りて之を上る。才皆之が敍を爲り、質すに經史を以てす。其の它經に序する

【二】 前年、詔を受け、今始めて河を濟る。

【三】 故の定襄城。朔州馬邑郡の北三百許里に在り。

【四】 新豐に、驪山の温湯有り。華州に温湯府有り。

【五】 十惡の二に曰はく、大逆を謀ると。注に云はく、宗廟山陵及び宮闕を毀るを謀ると爲すと。大逆を以て論ずとは、未だ是れ大逆の正條を犯すにあらざれども、其の紀を干し順を犯すを以て、大逆を以て罪を論ずるなり。

【六】 襄城宮を營むこと前卷前年に見ゆ。

【七】 太常博士は從七品上、五禮の儀式を掌る。

【八】 近世相傳へて、字學を以て五音を分ち、只だ唇舌齒に在りて之を調す。舌、中に居る者を宮と爲し、口開張する者を商と爲し、舌、縮却する

者を角と爲し、舌、齒を拄ふる者を徵と爲し、唇撮聚する者を羽と爲す。陰陽家、五姓を以て五音に分屬す。說正に此の如し。近年、我が國に流行したる姓名判斷の類。

【九】 長平の阡卒。長平の戰に死者四十五萬人。

【一〇】 三刑。寅、巳を刑し、巳、申を刑し、申、寅を刑し、丑、戌を刑し、戌、未を刑し、未、丑を刑し、子、卯を刑し、卯、子を刑す。又辰辰、午午、酉酉、亥亥は之を自刑と謂ふ。

【一一】 六合。子、丑と合し、寅、卯と合し、辰、巳と合し、午、未と合す。漢の光武中興するや、南陽の人士多く貴し。

【一二】 空亡。甲巳の申酉、乙庚の午未、丙辛の辰巳、丁壬の寅卯、戊癸の子丑戌亥は、之

や、以爲はく、『近世の巫覡、妄に五姓を分つ。張王を商と爲し・武庚を羽と爲すが如きは、諧韻を取るに似たり。柳を以て宮と爲し・趙を以て角と爲すに至りては、又復た類せず。或は同じく一姓に出で、分ちて宮・商に屬し、或は復姓數字、徵羽を辨する莫し。此れ則ち事、古を稽へず、義理乖僻する者なり』と。祿命に敍するや、以爲はく、『祿命の書、多く言ひて或は中れば、人乃ち之を信ず。然れども、長平の阡卒、未だ共に三刑を犯せるを聞かず。南陽の貴士、何ぞ必ずしも俱に六合に當らん。今、亦、年を同じくし祿を同じくして而も貴賤懸に殊なる有り、命を共にし胎を共にして而も壽夭更に異なるあり。按ずるに魯の莊公は、法、應に貧賤なるべく、又、尪弱短陋にして、惟れ長壽を得べし。秦の始皇は、法、官爵無く、縦ひ祿を得るも奴婢少く、人と爲り始め無く終り有り。漢の武帝・後魏の孝文帝は、皆、法、官爵無し。宋の武帝、祿と命と、竝に空亡に當り、惟だ長子に宜しく、次子有りと雖も、法、當に早夭すべし。此れ皆祿命の驗あらざるの著明なる者なり』と。其の葬を敍するや、以爲はく、『孝經に云ふ、「其宅兆を卜し、而して之を安厝す」と。蓋し、

〔四〕 窀穸既に終り、永く體魄を安んずるに、朝市遷變し、泉石交、侵し、前知す可からざるを以て、故に之を龜筮に謀る。近歲、或は年月を選び、或は墓田を相し、以爲へらく、一事、所を失へば、禍、死生に及ぶと。按ずるに禮に、天子・諸侯・大夫の葬は、皆、月數有り。是れ古人は年月を擇ばざるなり。春秋に、九月丁巳、定公を葬る。雨ふりて、葬る克はず、戊午、日下昃し、乃ち克く葬る。是れ日を擇ばざるなり。鄭、簡公を葬るに、司墓の室、路に當る。之を毀てば、則ち朝にして、窆し、毀たざれば、則ち日中にして、窆す。子産、毀たず。是れ時を擇ばざるなり。古の葬る者は、皆、國都の北に於てし、兆域、常處有り。是れ地を擇ばざるなり。今葬書に以爲はく、「子孫の富貴貧賤壽夭は、皆、葬を卜するの致す所に因る。夫れ子文、令尹と爲りて三たび巳め、柳下惠、士師と爲りて三たび黜けらる。其丘隴を計るに、未だ嘗て改移せず。而るに野俗、識無く、妖巫妄言し、遂に〔七〕 擗踊の際に於て、葬地を擇び、以て官爵を希ひ、荼毒の秋に、葬時を選び、以て財利を規る。或は云ふ、「辰日には哭泣す可からず」と。遂に莞爾として弔容に對す。或は云ふ、「同屬、〔八〕 壙に臨むを忌む」と。遂に吉服し、其親を送らず。

を截路空亡と謂ひ、甲子の旬の戌亥、甲戌の旬の申酉、甲申の旬の午未、甲午の旬の辰巳、甲辰の旬の寅卯、甲寅の旬の子丑、之を旬中の空亡と謂ふ。

〔三〕 安厝。ほうむる。

〔四〕 窀穸。窀は厚なり。穸は夜なり。厚夜は猶ほ長夜と言ふがごとし。埋葬するをいふ。

〔五〕 古者、天子は七月にして葬り、同軌畢く至る。諸侯は五月、同盟至る。大夫は三月、同位至る。

〔六〕 窆。棺をつかあな下に下すこと。

〔七〕 擗踊。悲みて胸をうち、をどりあがること。喪の悲哀甚だしきときをいふ。

〔八〕 壙。墓穴。

教を傷り禮を敗ること、斯よりも甚たしと爲すは莫し」と。術士、皆、其言を惡む。而れども識者、皆、以て確論と爲す。

丁巳、果毅都尉席君買、精騎百二十を帥る、吐谷渾の丞相宣王を襲撃して之を破り、其兄弟三人を斬る。初め丞相宣王、國政を専らにし、陰に、弘化公主を襲ひ、其王諾曷鉢を劫して吐蕃に奔らんと謀る。諾曷鉢、之を聞き、輕騎にて鄯善城に奔る。其臣威信王、兵を以て之を迎ふ。故に君買、之が爲めに討ちて宣王を誅す。國人猶ほ驚き擾る。戸部尚書唐儉等を遣はし、之を慰撫せしむ。五月壬申、并州の父老、闕に詣り、上に、泰山に封じ畢り、還りて晉陽に幸せんことを請ふ。上、之を許す。

〔九〕 弘化公主。帝、宗室の女を以て弘化公主と爲し、吐谷渾に下嫁す。

〔一〇〕 鄯善城。即ち古の樓蘭城。今沙漠に没す。今の新疆省阿克蘇道塔羌縣地方に在り。

〔一一〕 起復。武德年間、制して、文官、父母の喪に遭へば、職を去るを聽す。起復とは之を苦塊の中にして起して、其官職に復するなり。亦、之を奪情と謂ふ。

己酉、星有り太微に幸す。太史令薛頤・上言す、「未だ東封す可からず」と。辛亥、起居郎褚遂良も亦之を言ふ。丙辰、詔して、封禪を罷む。太子詹事于志寧、母の喪に遭ふ。尋ぎて、起復して職に就かしむ。太子、宮室を治め、農功を妨ぐ。又、鄭衛の樂を好む。志寧諫むれども聽かず。又、宦官を寵昵し、常に左右に在らしむ。志寧上

書して以爲はく、「易牙より以來、宦官、國家を覆亡する者、一に非ず。今、殿下、此屬を親寵し、衣冠を 陵易せしむ。長ず可からざるなり」と。太子、〔三〕司馭等を役使し、半歳、分番を許さず。又、私に突厥の達哥友を引きて宮に入る。志寧、上書して切に諫む。太子大に怒り、刺客張思政・紇干承基を遣はし、之を殺さしむ。二人、其第に入り、志寧が 〔四〕苦塊に寢處するを見、竟に殺すに忍びずして止む。

西突厥の沙鉢羅葉護可汗、數、使を遣はして入貢す。秋七月甲戌、左領軍將軍張大師に命じ、節を持し、其の號する所に即き、立てて可汗と爲し、賜ふに鼓纛を以てせしむ。上、又、使者に命じ、多く金帛を齎し、諸國を歴、良馬を市はしむ。魏徵諫めて曰はく、「可汗の位未だ定まらざるに、先づ馬を市はば、彼必ず以爲はん、陛下の志は馬を市ふに在り、可汗を立てるを以て名と爲すのみと。可汗をして立つを得しむとも、徳を荷ふこと必ず淺からん。若し立つを得ずんば、怨を爲すこと實に深からん。諸國、之を聞き、亦、中國を輕んせん。市ふこと或は得ざらん。得るも亦美に非ざらん。苟くも能く彼をして安寧ならしめば、則ち諸國の馬、求めずして自ら至らん」と。上、欣然として之を止む。乙毗咄陸可汗、〔五〕沙鉢羅葉護と、互に相攻む。乙毗咄陸浸く疆大なり。西域の諸國多く之に附く。未

【三】 陵易は、しのぎ、からんする也。
 【四】 太子の僕寺に、廐牧署有り、翼馭十五人・駕士三十人有り。
 【五】 苦塊に寢處す。苦に寢れ、塊を枕にす。孝子、廬中に居り、苦に寢臥し、頭は塊を枕とするなり。
 【六】 沙鉢羅葉護立つこと、前卷十三年に見ゆ。

だ幾くならずして、乙毗咄陸、〔六〕石國吐屯をして沙鉢羅葉護を撃たしめ、之を擒にして以て歸り、之を殺す。

丙子、上、殿屋を指し、侍臣に謂つて曰はく、「天下を治むるは、此屋を建つるが如し。營構既に成れば、數、改移する勿れ。苟くも 〔七〕一椽を易へ、一瓦を正し、踐履動搖せば、必ず損する所有らん。若し奇功を慕ひ、法度を變じ、其徳を恒にせずんば、勞擾實に多からん」と。

上、〔八〕職方郎中陳大徳を遣はし、高麗に使せしむ。八月己亥、高麗より還る。大徳初めて其境に入るや、山川・風俗を知らんと欲し、至る所の城邑に、綾綺を以て其守者に遺りて曰はく、「吾雅より山水を好めり。此に勝處有らば、吾、之を觀んと欲す」と。守者喜びて之を導き、遊歴して・至らざる所無し。往往、中國の人を見る。自ら云ふ、「家は某郡に在り。隋の末、軍に従ひ、高麗に没す。高麗妻すに游女を以てせり。高麗と錯居し、殆ど將に半ならんとす」と。因つて親戚の存没を問ふ。大徳、之を給きて曰はく、「皆、恙無し」と。咸涕泣して相告ぐ。數日の後、隋人、之を望みて哭する者、郊野に徧し。大徳、上に言つて曰はく、「其國、高昌亡びしを聞き、大に懼れ、館候の勤、常數に加ふ」と。上曰はく、「高麗は本

【六】 吐屯。突厥の官名。分ちて諸國を主らしむ。
 【七】 椽。たるき。
 【八】 職方。天下の地圖及び城隍鎮戍烽候の數を掌り、其邦國の遠近及び四夷の歸化を辨す。凡そ五方の區域、都邑の廢置、疆場の爭訟、舉げて之を正す。
 【九】 四郡。漢の武帝、臨屯・眞番・樂浪・玄菟の四郡を置く。

四郡の地なるのみ。吾、卒數萬を發して遼東を攻めば、彼必ず國を傾けて之を救はん。別に舟師を遣はし、東萊に出で、海道より平壤に趨き、水陸、勢を合はせば、之を取ること難からじ。但だ山東の州縣、〔三〕彫瘵未だ復せず。吾、之を勞するを欲せざるのみ」と。

乙巳、上、侍臣に謂つて曰はく、「朕、二喜一懼有り。比年豊稔し、長安の斗粟直三四錢なるは、一喜なり。北虜久しく服し、邊鄙、虞無きは、二喜なり。治安なれば則ち驕侈、生じ易く、驕侈なれば則ち危亡立ちどころに至る。此れ一懼なり」と。

冬十月辛卯、上、〔三〕伊闕に校獵す。壬辰、〔三〕嵩陽に幸す。辛丑、宮に還る。

并州大都督長史李世勣、州に在ること十六年。令すれば行はれ禁すれば止み、民夷、懷服す。上曰はく、「隋の煬帝、百姓を勞して長城を築き、以て突厥に備ふ。卒に益する所無かりき。朕唯だ李世勣を晉陽に置き、而して邊塵、驚かず。其の長城たること、豈に壯ならずや」と。十一月庚申、世勣を以て兵部尚書と爲す。

壬申、車駕西して長安に歸る。
薛延陀の眞珠可汗、上將に東封せんとするを聞き、其下に謂つて曰はく、「天子、泰山に封じ、士

〔三〕 彫瘵。彫は凋に同じ。疲弊すること。

〔三〕 伊闕縣は舊、新城と曰ふ。隋の開皇十八年、名を更む。伊闕有り。今の河南省洛洛道洛陽縣の南に在り。

〔三〕 嵩陽縣は舊、瀕陽と曰ふ。隋の開皇六年、改めて武林と曰ふ。大業元年、改めて嵩陽と曰ふ。嵩高山あり。今の河南省洛洛道登封縣。

馬皆從ひ、邊境必ず虚しからん。我、此時を以て思摩を取らば、朽ちたるを拉ぐが如くならんのみ」と。乃ち其子大度設に命じて、同羅・僕骨・廻紇・靺鞨・霫等の兵を發し、合はせて二十萬、漠南を度り、白道川に屯し、〔三〕善陽嶺に據り、以て突厥を撃たしむ。俟利苾可汗、禦能はず、部落を帥ゐて長城に入り、朔州に保し、使を遣はして急を告ぐ。癸酉、上、營州都督張儉に命じ、所部の騎兵及び奚・霫・契丹を帥ゐ、其東境を壓せしめ、兵部尚書李世勣を以て朔州道行軍總管と爲し、兵六萬・騎千二百を將ゐて、〔三〕羽方に屯せしめ、右衛大將軍李大亮を靈州道行軍總管と爲し、兵四萬・騎五千を將ゐて、〔三〕靈武に屯せしめ、右屯衛大將軍張士貴をして、兵一萬七千を將ゐて、慶州道行軍總管と爲り、雲中に出でしめ、涼州都督李襲譽を、涼州道行軍總管と爲し、其西に出でしむ。諸將、辭して行く。上、之を戒めて曰はく、「薛延陀、其の疆盛なるを負み、漠を踰えて南し、行くこと數千里、馬已に疲瘦せん。凡そ兵を用ふるの道は、利を見れば速かに進み、利あらざれば速かに退く。薛延陀、思摩の備へざるを掩うて急に之を撃つ能はず。思摩、長城に入れども、又、速かに退かず。吾已に思摩に勅し、秋草を〔三〕燒薙せしむ。彼、糧糗日に盡き、野に獲る所無し。頃、偵者來りて云はく、「其馬、林木を齧み、枝皮略ほ盡く」と。卿等、當に思摩と共に犄角を爲す可し。速かに戰ふを須ひず。其の將に退かんとするを俟ち、一時に奮

〔三〕 善陽嶺。朔州善陽縣（今の山西省雁門道朔縣）の北に在り。

〔三〕 羽方。紀事本末は朔方に作る。新唐書は朔州に作る。

〔三〕 靈武縣は、靈州靈武郡に屬す。

〔三〕 薙。耘り除くなり。

撃せば、之を破らんこと必せり」と。
十二月戊子、車駕、京師に至る。

己亥、薛延陀、使を遣はして入見し、突厥と和親せんと請ふ。甲辰、李世勣、薛延陀を諾眞水に敗る。初め薛延陀、西突厥の沙鉢羅及び阿史那社爾を撃ち、皆、歩戦を以て勝を取れり。將に入寇せんとするに及び、乃ち大に歩戦を教へ、五人をして伍と爲らしめ、一人、馬を執り、四人、前み戦ふ。戦勝てば、則ち授くるに馬を以てし、奔るを追はしむ。是に於て大度設、三萬騎を將ゐて長城に逼り、突厥を撃たんと欲す。而るに思摩已に走る。得可からざるを知り、人を遣はし城に登りて之を罵らしむ。會、李世勣、唐の兵を引ききて至り、塵埃、天に漲る。大度設懼れ、其衆を將ゐ、
【三〇】 李世勣、唐の兵を引ききて至り、塵埃、天に漲る。大度設懼れ、其衆を將ゐ、

【三〇】 李世勣、唐の兵を引ききて至り、塵埃、天に漲る。大度設懼れ、其衆を將ゐ、

赤柯濼より北に走る。世勣、麾下及び突厥の精騎六千を選び、直道より之を邀へ、白道川を踰え、追うて青山に及び。大度設走ること累日、諾眞水に至り、兵を勒して還り戦ふ。陳、十里に互る。突厥先づ之と戦ひ、勝たずして還り走る。大度設、勝に乗じて之を追ふ。唐の兵に遇ふ。薛延陀、萬矢俱に發す。唐の馬多く死す。世勣、士卒に命じ、皆、馬を下りて長稍を執り、直に前みて之を衝かしむ。薛延陀の衆潰ゆ。副總管薛萬徹、數千騎を以て、其の馬を執る者を收む。薛延陀、馬を失ひ、爲す所を知らず。唐の兵、縱撃し、斬首三千餘級、捕虜五萬餘人。大度設、身を脱して走る。萬徹、之を追

へども及びず。其衆、漠北に至り、大雪に値ひ、人畜凍死する者什に八九。李世勣還りて定襄に軍す。突厥の思結部の、五臺に居る者、叛き走る。州兵、之を追ふ。會、世勣の軍還る。夾み撃ちて悉く之を誅す。丙子、薛延陀の使者、辭し還る。上、之に謂つて曰はく、「吾、汝に約すらく、「突厥と、大漠を以て界と爲し、相侵す者有らば、我則ち之を討たん」と。汝自ら其の強きを恃み、漠を踰えて突厥を攻む。李世勣が將ゐる所は、纔に數千騎のみ。汝已に狼狽すること此の如し。歸りて可汗に語れ、「凡そ舉措・利害、善く其の宜しきを擇ぶ可し」と。」

【三二】 突厥、大漠を以て界と爲し、相侵す者有らば、我則ち之を討たん」と。汝自ら其の強きを恃み、漠を踰えて突厥を攻む。李世勣が將ゐる所は、纔に數千騎のみ。汝已に狼狽すること此の如し。歸りて可汗に語れ、「凡そ舉措・利害、善く其の宜しきを擇ぶ可し」と。」

上、魏徵に問ふ、「比來、朝臣、何ぞ殊えて事を論せざる」と。對へて曰はく、「陛下、心を虚しくして采納せば、必ず、言ふ者有らん。凡そ臣、國に狗する者は寡く、身を愛する者は多し。彼、罪を畏る。故に言はざるのみ」と。上曰はく、「然り、人臣、關説して旨に忤ひ、動もすれば刑誅に及ぶは、夫の湯火を蹈み白刃を冒す者と、亦何ぞ異ならんや。是を以て禹は昌言を拜す。良に此が爲めなり」と。房玄齡・高士廉、少府少監竇德素に路に遇ふ。問ふ、「北門近ごろ何をか營繕する」と。德素、之を奏す。上怒り、玄齡等を讓めて曰はく、「君は但だ、南牙の政事を知る。北門の小營繕は、何ぞ君の事に預らん」と。玄齡等拜

【三三】 禹は昌言を拜す。良に此が爲めなり」と。房玄齡・高士廉、少府少監竇德素に路に遇ふ。問ふ、「北門近ごろ何をか營繕する」と。德素、之を奏す。上怒り、玄齡等を讓めて曰はく、「君は但だ、南牙の政事を知る。北門の小營繕は、何ぞ君の事に預らん」と。玄齡等拜

謝す。魏徵進みて曰はく、『臣、陛下何を以て玄齡等を責め、而して玄齡等亦何の謝する所なるかを知らず。玄齡等は、陛下の股肱耳目たり。中外の事に於て、豈に知る應からざる者有らん。營む所を是と爲さしめば、當に陛下を助けて之を成すべし。非と爲さば、當に陛下に請うて之を罷むべし。有司に問ふは、理則ち宜しく然るべし。何の罪ありて責むるか。亦何の罪ありて謝するかを知らざるなり』と。上甚だ之を愧づ。

上嘗て朝に臨み、侍臣に謂つて曰はく、『朕、人主と爲り、常に將相の事を兼ぬ』と。給事中張行成、退きて上書して以爲はく、『禹は矜伐せず、而も天下、之と争ふもの莫し。陛下、亂を撥ひ正に反すこと、羣臣、誠に、清光を望むに足らず。然れども必ずしも朝に臨みて之を言はず。萬乗の尊を以て、乃ち羣臣と、功を校べ能を争ふは、臣竊に陛下の爲めに取らず』と。上甚だ之を善しとす。

- 【三】禹は矜伐せず云云。書に、舜、禹に謂つて曰はく、汝惟だ矜らず、天下、汝と能を争ふもの莫し。汝惟だ伐らず、天下、汝と争ふもの莫しと。
- 【四】羣臣云云。羣臣遠く陛下に及ばすとの意。

十六年、春正月乙丑、魏王泰、括地志を上る。泰、學を好む。司馬蘇勗、泰に説くに、『古の賢王は、皆、士を招きて書を著す』といふを以てす。故に泰、奏して之を修めんと請ふ。是に於て、大に館舎を開き、廣く時俊を延く。人物・輻湊し、門庭、市の如し。泰の月給、太子に踰ゆ。諫議大夫褚遂

良、上疏して以爲はく、『聖人、禮を制し、嫡を尊び庶を卑しむ。世子の服物は會せず、王者と之を共にす。庶子は愛すと雖も、嫡を踰ゆるを得ず。嫌疑の漸を塞ぎ、禍亂の源を除く所以なり。若し當に親しかるべき者疎く、當に尊かるべき者卑しからば、則ち佞巧の姦、機に乗じて動かん。昔、漢の竇太后、梁の孝王を寵し、卒に憂を以て死せり。宣帝、淮陽の憲王を寵し、亦幾ど敗に至らんとせり。今、魏王新に閤を出づ。宜しく示すに禮則を以てし、訓ふるに謙儉を以てすべし。乃ち良器と爲らん。此れ所謂、聖人の教は、肅ならずして成る者なり』と。上、之に従ふ。上、又、泰をして徙りて武德殿に居らしむ。魏徵・上書して以爲はく、『陛下、魏王を愛し、常に之をして安全ならしめんと欲す。宜しく毎に其驕奢を抑へ、嫌疑の地に處かざるべし。今移りて此の殿に居る。乃ち東宮の西に在り。海陵、昔、嘗て之に居り、時人、以て可と爲さざりき。時異に事異なりと雖も、然も亦恐らくは魏王の心敢て安息せざらん』と。上曰はく、『幾ど此誤を致さんとせり』と。遽に泰を遣りて第に歸らしむ。辛未、死罪の者を徙して西州に實す。其の流徒を犯せるは則ち戍に充て、各罪の輕重を以て年限を爲す。

- 【一】竇太后云云。漢の景帝紀に見ゆ。
- 【二】宣帝云云。宣帝元帝紀に見ゆ。
- 【三】聖人の教云云。孝經に出づ、孔子の言。
- 【四】海陵、帝の弟元吉、海陵の刺王に追封せらる。
- 【五】括。取調ぶる也。
- 【六】附。籍に附くるなり。

天下に勅し、浮遊無籍の者を括し、來年末を限りて附し畢らしむ。

兼中書侍郎岑文本を以て中書侍郎と爲し、専ら機密を知らしむ。

夏四月壬子、上、諫議大夫褚遂良に謂つて曰はく、『卿猶ほ起居注に知たり。書する所、觀るを得可きか』と。對へて曰はく、『史官は、人君の言動を書し、備に善惡を記し、人君の敢て非を爲さざらんことを庶幾ふ。未だ自ら取りて之を觀るを聞かざるなり』と。上曰はく、『朕、不善有らば、卿亦之を記するか』と。對へて曰はく、『臣の職當に筆を載すべし。敢て記せずんばあらず』と。黃門侍郎劉洎曰はく、『借使遂良、記せずとも、天下亦皆之を記せん』と。上曰はく、『誠に然り』と。

六月庚寅、詔す、『息の隱王には皇太子を追復す可し。海陵の刺王元吉には巢王を追封すべし』と。諡は竝に舊に依る。

甲辰、詔す、『今より、皇太子、庫物を出し用ふるには、所司、限制を爲す勿れ』と。是に於て、太子、發取すること度無し。左庶子張玄素、上書して以爲はく、『周の武帝は、山東を平定し、隋の文帝は、江南を混一し、勤儉にして民を愛し、皆、令主と爲す。子有り不肖にして、卒に宗祀を亡ぼせり。聖上、殿下が親は則ち父子、事、家國を兼ぬるを以て、應に用ふべき所の物、節限を爲さず。恩旨、未だ六旬を踰え

ざるに、物を用ふること已に七萬に過ぐ。驕奢の極、孰か此に過ぐと云はん。況んや宮臣正士、未だ嘗て側に在らず、羣邪淫巧、深宮に昵近するをや。外に在りて瞻仰するに、已に此失有り。中に居りて隱密なるは、寧ろ勝けて計る可けんや。苦藥は病に利あり。苦言は行に利あり。伏して惟みるに、安きに居りて危きを思ひ、日、一日よりも慎め』と。太子、其言を惡み、(二)戸奴をして、玄素が早朝するを伺ひ、密に大馬箠を以て之を撃たしむ。幾ど斃れんとす。

秋七月戊午、長孫無忌を以て司徒と爲し、房玄齡を司空と爲す。

庚申、制す、『今より、自ら傷殘する者有らば、法に據りて罪を加へ、仍ほ賦役に從はしめん』と。隋の末、賦役・重數にして、人往往自ら支體を折り、之を福手・福足と謂ふ。是に至りて、遺風猶ほ存す。故に之を禁ず。

特進魏徵、疾有り。上、手詔して之を問ひ、且つ言はく、『見ざることを數日、朕の過多し。今、自ら往かんと欲すれども、益勞を爲さんことを恐る。若し聞見する有らば、封狀して進來す可し』と。徵・上言す、『比者、弟子、師を陵ぎ、奴婢、主を忽にし、下多く上を輕んず。皆、爲めにする有りて然り。漸、長ず可からず』と。又言はく、『陛下、朝に臨み、常に至公を以て言と爲す。退きて之を行ふこと、未だ私僻を免れず。或は人の知らんことを畏れ、横しまに威怒を加ふ。蓋はんと欲して彌彰はる。竟に何の益有らん』と。徵の宅、堂無し。上、命じて小殿の材を輟め、以て之を構へし

【七】 中書侍郎は二員あり、時に獨り文本を用ふ、故に専ら機密を典る。
【八】 起居注に知たり。漢の獻帝及び西晉以後の諸帝、皆、起居注有り、皆、史官の錄する所なり。隋、起居舍人を置き、始めて職員と爲し、列して侍臣と爲し、専ら其事を掌らしむ。季毎に卷と爲し、史官に送付す。其の他官を以て兼ぬる者は、之を知起居注と謂ふ。
【九】 息王海陵王は皆帝、踐祚して追封するなり。
【一〇】 武帝の子は天元。文帝の子は煬帝。

【二】 戸奴。官奴の、門戸を守るを掌るもの。

む。五日にして成る。仍ほ賜ふに素屏風・素褥・几杖等を以てし、以て其の尙ふ所を遂ぐ。徵、上表して謝す。上、手詔して稱すらく、「卿を處すること此に至るは、蓋し黎元と國家との爲めなり。豈に一人の爲めならんや。何ぞ過謝を事とせん」と。

八月丁酉、上曰はく、「當今、國家、何事か最も急なる」と。諫議大夫褚遂良曰はく、「今、四方、虞無し。唯だ太子・諸王、宜しく定分有るべきこと、最も急なり」と。上曰はく、「此言・是なり」と。時に太子承乾、徳を失ひ、魏王泰、寵有り。羣臣日に疑議有り。上聞きて之を惡み、侍臣に謂つて曰はく、「方今、羣臣の忠直なること、魏徵に踰ゆるは無し。我、遣はして太子に傳たらしめ、用て天下の疑を絶たん」と。九月丁巳、魏徵を以て太子太師と爲す。徵、疾少しく愈え、朝堂に詣りて表辭す。上、手詔し、諭して以はく、「周幽・晉獻、嫡を廢し庶を立て、國を危くし家を亡ぼせり。漢の高祖、幾ど太子を廢せんとし、四皓に頼りて然る後安し。我、今、公に頼るは、即ち其義なり。」

公の疾病なるを知る。臥して之を護す可し」と。徵乃ち詔を受く。

癸亥、薛延陀の眞珠可汗、其叔父沙鉢羅泥熟俟斤を遣はし、來りて婚を請ひ、馬三千・貂皮三萬八

- 【一】黎元。人民をいふ。
- 【二】表辭。上表して辭退する也。
- 【三】周幽王、太子を廢して褒姒の子を立て、犬戎の殺す所と爲り、周室、遂に微なり。
- 【四】晉の獻公、世子を廢し、驪姫の子を立て、晉國大に亂る。
- 【五】漢の高祖の事は漢の高帝紀に見ゆ。
- 【六】病。疾重きなり。

千・馬腦鏡一を獻す。

癸酉、涼州都督郭孝恪を以て、安西都護・西州の刺史を行はしむ。高昌の舊民、鎮兵及び 調徙

者と與に、西州に雜居す。孝恪、誠を推して撫御し、威、其歡心を得たり。西突厥の乙毗咄陸可汗、既に沙鉢羅葉護を殺し、其衆を并せ、又、吐火羅を撃ちて之を滅ぼし、自ら、強大なるを恃み、遂に驕倨し、唐の使者を拘留し、西域を侵暴し、兵を遣はして伊州に寇す。郭孝恪、輕騎二千を將ゐ、烏骨より、邀へ撃ちて之を敗る。乙毗咄陸、又、處月・處密・二部を遣はし、天山を圍む。孝恪撃ちて之を走らす。勝に乗じて進みて處月の俟斤の居る所の城を抜く。奔るを追うて遏索山に至り、處密の衆を降して歸る。初め高昌既に平ぐや、歲ごとに兵千餘人を發して、其地を戍守せしむ。褚遂良、上疏して以爲はく、「聖王、治を爲すや、華夏を先にして夷狄を後にす。陛下、兵を興して高昌を取り、數郡蕭然として、累年、復せず。歲ごとに千餘人を調して屯戍せしむ。遠く郷里を去り、産を破りて徙す。皆無賴の子弟なり。適邊鄙を騷擾するに足る。豈に能く行陳に益有らんや。遣はす所多く復た逃亡し、徒らに追捕を煩はす。加以道塗の經る所、沙磧千里、冬風、割くが如く、夏風、焚くが

- 【一】鎮兵。鎮守の兵をいふ。
- 【二】調徙者。死罪流徒調徙者を謂ふ。
- 【三】吐火羅。一名、土盤宜。後魏の時の吐呼羅、葱嶺の西五百里に都す。烏濬(○)河(○)南に在り。
- 【四】天山。西州の西南に、南平・安昌・兩城有り、又、百二十里にして天山軍に至る。
- 【五】復せず。承平の舊に復する能はざるなり。
- 【六】辦裝。旅行の用意を爲す也。

如く、行人・往來し、之に遇へば多く死す。設使張掖・酒泉、烽燧の警有りとも、陛下豈に高昌の一夫斗粟の用を得んや。終に當に隴右諸州の兵食を發して以て之に赴くべきのみ。然らば則ち河西は中國の心腹、高昌は他人の手足なり。奈何ぞ本根を糜弊し、以て無用の土を事とせんや。且つ陛下、突厥・吐谷渾を得、皆、其地を有たず。之が爲めに君長を立て以て之を撫す。高昌獨り・與に比と爲すを得ざらんや。叛きて之を執へ、服して之を封するは、刑、焉よりも威なるは莫く、德、焉よりも厚きは莫し。願はくは更に高昌の子弟の立つ可き者を擇び、其國に君たらしめんことを。子子孫孫、大恩を負荷し、永く唐室の藩輔と爲り、内安く外寧からん。亦善からずや」と。上、聽かず。西突厥が入寇するに及び、上、之を悔いて曰はく、「魏徵・褚遂良、我に復た高昌を立てんことを勸む。吾、其言を用ひざりき。今方に自ら咎むるのみ」と。乙毗咄陸、西して康居を撃ち、道、(二)米國を過ぎ、之を破り、虜獲甚だ多し。其下に分ち與へず。其將泥熟斫、輒ち之を奪取す。乙毗咄陸怒り、泥熟斫を斬りて以て徇ふ。衆皆憤怒す。泥熟斫の部將胡祿屋、襲うて之を撃つ。乙毗咄陸、衆・散じ走り、白水胡城に保す。是に於て、弩失畢の諸部及び乙毗咄陸の所部屋利斫等、使を遣はして闕に詣り、乙毗咄陸を廢し・更に可汗を立てんと請ふ。上、使を遣はして璽書を齎し、(三)莫賀咄の子を立つ。乙毗射匱可汗と爲す。乙毗射匱既に立ち、悉く乙毗咄陸が留むる所の唐の使

【二四】米國。一に彌末と曰ひ、一に弭秣賀と曰ふ。Maimargの略譯。今の中亞のGuma a Bagarの地に當る。
【二五】莫賀咄。一百九十三卷二年に見ゆ。

者を禮遣し、所部を帥み、乙毗咄陸を白水胡城に撃つ。乙毗咄陸、兵を出して之を撃つ。乙毗射匱、大に敗る。乙毗咄陸、使を遣はし、其故の部落を招く。故の部落皆曰はく、「我をして千人戦死して一人獨り存せしむとも、亦、汝に従はじ」と。乙毗咄陸、自ら衆の附く所と爲らざるを知り、乃ち西して吐火羅に奔る。

冬十月丙申、殿中監郢の(三)縱公宇文士及・卒す。上嘗て樹下に止まりて之を愛す。士及從つて之を譽めて已まず。上、色を正しくして曰はく、「魏徵常に我に「佞人を遠ざけよ」と勸む。我、佞人の誰たるかを知らず。意に疑ふ、是れ汝ならん」と。今、果して「謬らず」と。士及・叩頭して謝す。

上、侍臣に謂つて曰はく、「薛延陀、漠北に屈強す。今、之を御するに、止だ二策有り。苟くも兵を發して之を殄滅するに非ずんば、則ち之と婚姻して以て之を撫せんのみ。二者何れにか從はん」と。房玄齡對へて曰はく、「中國新に定まり、兵は凶にして戰は危し。臣以爲ふに和親・便なり」と。上曰はく、「然り。

朕、民の父母と爲り、苟くも之を利す可くば、何ぞ一女を愛まん」と。是より先、左領軍將軍契苾何力の母姑藏夫人及び弟(三)賀蘭州都督沙門、皆、涼州に在り。上、何力を遣はし、歸觀し、且つ其部落を撫せしむ。時に薛延陀方に疆く、契苾部落、皆、之に歸せんと欲す。何力大に驚きて曰は

【三】縱公。諡法に、百度を敗亂するを縱と曰ひ、徳を忘り禮を敗るを縱と曰ふ。
【三】賀蘭州。鐵勒諸部初めて降り、契苾部を以て榆溪州を置く。後、又、分ちて賀蘭州を置く。何力來り降ること、一百九十四卷四年に見ゆ。

く、『主上の厚恩、是の如し。奈何ぞ遽に叛逆を爲さん』と。其徒曰はく、『夫人・都督、先に已に彼に詣れり。之を若何ぞ往かざらんや』と。何力曰はく、『沙門は親に孝に、我は君に忠なり。必ず汝に從はじ』と。其徒、之を執へ、薛延陀に詣り、眞珠の牙帳の前に置く。何力・箕倨し、佩刀を抜き、東に向ひて大呼して曰はく、『豈に唐の烈士にして屈を虜庭に受くる有らんや。天地日月、願はくは我が心を知れ』と。因つて左耳を割きて以て誓ふ。眞珠、之を殺さんと欲す。其妻諫めて止む。上、契苾が叛くを聞きて曰はく、『必ず何力の意に非じ』と。左右曰はく、『戎狄は氣類相親しむ。何力、薛延陀に入るは、魚の水に趨くが如くなるのみ』と。上曰はく、『然らず。何力は心鐵石の如し。必ず我に叛かじ』と。會、使者有り、薛延陀より來り、具に其状を言ふ。上、之が爲めに泣を下し、左右に謂つて曰はく、『何力果して如何』と。即ち兵部侍郎崔敦禮に命じ、節を持し、薛延陀に諭し、二〇新興公主を以て之に妻せ、以て何力を求めしむ。何力、是に由りて、還るを得たり。右驍衛大將軍に拜せらる。

【二〇】新興公主は帝の女なり。泉。姓なり。

十一月丙辰、上、武功に校獵す。

丁巳、營州都督張儉・奏す、『高麗の東部の大人 二〇泉蓋蘇文、其の王武を弑す』と。蓋蘇文は凶暴にして不法多し。其王及び大臣、之を誅せんことを議す。蓋蘇文、密に之を知り、悉く部兵を集め、校閱する者の若くし、并せて盛に酒饌を城南に陳ね、諸大臣を召し、共に臨視し、兵を勅して盡く

之を殺す。死する者百餘人。因つて馳せて宮に入り、手づから其王を弑し、斷ちて數段と爲し、溝中に棄て、王の弟の子藏を立てて王と爲し、自ら莫離支と爲る。其官、中國の吏部兼兵部尚書の如きなり。是に於て、遠近に號令し、國事を專制す。蓋蘇文、狀貌雄偉、意氣豪逸、身に五刀を佩ぶ。左右、敢て仰ぎ視るもの莫し。馬を上下する毎に、常に貴人・武將をして地に伏せしめ、而して之を履む。出行するに必ず隊伍を整ふ。前導者・長呼すれば、則ち人皆奔進し、阬谷を避けず、路、行者を絶つ。國人甚だ之に苦しむ。

【二〇】岐陽。貞觀七年、岐州の岐山・雍州の上宜を分ちて岐陽縣を置く。岐州に屬す。今の陝西省關中道岐山縣。

壬戌、上、岐陽に校獵す。因つて慶善宮に幸し、武功の故老を召し、宴賜し、歡を極めて罷む。庚午、京師に還る。

壬申、上曰はく、『朕、兆民の主と爲り、皆、之をして富貴ならしめんと欲す。若し教ふるに禮義を以てし、之をして少は長を敬ひ、婦は夫を敬はしむるときは、則ち皆貴し。徭を軽くし、斂を薄くし、之をして各生業を治めしむるときは、則ち皆富む。若し家給し人足らば、朕、管弦を聽かずと雖も、樂、其中に在り』と。

亳州の刺史裴行莊、奏して・高麗を伐たんと請ふ。上曰はく、『高麗王武、職貢、絶えず、賊臣の弑する所と爲る。朕、之を哀れむこと甚だ深し。固より・忘れざるなり。但だ喪に因り亂に乗じて之を取らば、之を得と雖も貴からず。且つ山東・彫弊す。吾未だ兵を用ふるを言ふに忍びざるなり』と。

高祖が關に入るや、隋の武勇將馮翊の党仁弘、兵二千餘人を將ゐて、高祖に蒲反に歸し、從つて京城を平ぐ。尋ぎて陝州總管に除せらる。大軍東討するや、仁弘、餉を轉じて絶えず。南寧・戎・廣州都督を歴。仁弘、材略有り。至る所、聲迹を著はす。上甚だ之を器とす。然れども性貪なり。廣州を罷むるや、人の訟ふる所と爲る。賊百餘萬、罪、死に當る。上、侍臣に謂つて曰はく、『吾、昨、大理が五たび仁弘を誅せんと奏するを見る。其の白首にして戮に就くを哀れむ。哺食に方り、遂に命じて案を撤せしむ。然るに之が爲めに生理を求むれども、終に得可からず。今、法を曲げて公等に就きて之を乞はんと欲す』と。十二月壬午朔、上、復た五品已上を召し、太極殿前に集め、謂つて曰はく、『法は人君の天に受くる所にして、私を以て信を失ふ可からず。今、朕、党仁弘に私し、而して之を赦さんと欲す。是れ其法を亂り、上は天に負くなり。藁を南郊に席き、日に一たび蔬食を進め、以て罪を天に謝すること三日せんと欲す』と。房玄齡等皆曰はく、『生殺の柄は、人主の専らにするを得る所なり。何ぞ自ら貶責すること此の如きに至らん』と。上、許さず。羣臣頓首して固く庭に請ひ、且より日昃に至る。上乃ち手詔を降し、自ら稱すらく、『朕に三罪有り。人を知ること明かならざるは、一なり。私を以て法を亂るは、二なり。善を善すれども未だ賞せず、惡を惡めども未だ誅せざるは、三なり。公等が固く諫むるを以て、且く來請に依らん』と。是に於て、仁弘を黜けて庶人と爲し、欽州に徙す。

【三】高祖關に入る云云。此れ皆隋の恭帝義寧元年の事。
 【三】王世充を討つ時を謂ふ。
 【三】戎州。梁、犍爲郡を以て戎州を置く。隋、州を廢して郡と爲す。唐復た郡を改めて州と爲す。今の四川省永寧道宜賓縣。
 【三】五年、制して、死罪囚は三日に五たび覆奏せしむ。

癸卯、上、驪山の温湯に幸す。甲辰、驪山に獵す。上、山に登り、圍に斷えたる處有るを見、顧みて左右に謂つて曰はく、『吾、其の整はざるを見て而も刑せずんば、則ち軍法を墮らん。之を刑せば、則ち是れ吾、高きに登りて下きに臨み、以て人の過を求むるなり』と。乃ち託するに道の險なるを以てし、轡を引きて谷に入り、以て之を避く。乙巳、宮に還る。

【三】中典。中正なる法典。
 【三】齊の文宣云云。一百六十卷、梁の敬帝太平元年に見ゆ。

刑部、反逆縁坐律に兄弟・官に没するを以て、輕しと爲し、改めて死に從はんと請ふ。八座に敕して之を議せしむ。議者、皆、以爲はく、『秦・漢・魏・晉の法、反者は、皆、三族を夷ぐ。今宜しく刑部の請の如くすべし。是と爲す』と。給事中崔仁師・駁して曰はく、『古者、父子兄弟、罪、相及ばず。奈何ぞ亡秦の酷法を以て、隆周の中典を變せん。且つ其父子を誅するは、其心を累はすに足る。此にして顧みずんば、何ぞ兄弟を愛まん』と。上、之に從ふ。

上、侍臣に問うて曰はく、『古より、或は君亂して臣治め、或は君治めて臣亂す。二者孰れか愈る』と。魏徵對へて曰はく、『君治むれば、則ち善惡賞罰當る。臣安くんぞ得て之を亂さん。苟くも治めずと爲せば、縦暴にして諫に復る。良臣有りと雖も、將た安にか施す所あらん』と。上曰はく、『齊』

の文宣、楊遵彦を得るは、君亂して臣治むるに非ずや」と。對へて曰はく、「彼は纔に能く亡を救ふのみ。烏んぞ治と爲すに足らんや」と。

十七年、春正月丙寅、上、羣臣に謂つて曰はく、「聞く、外間の士人、太子は足疾有り、魏王は穎悟にして多く遊幸に従ふを以て、遽に異議を生じ、微幸の徒、已に附會する者有りと。太子は足を病むと雖も、步履を廢せず。且つ禮に、嫡子死すれば、嫡孫を立つ。太子の男已に五歳、朕、終に、孽を以て、宗に代へ、窺竅の源を啓かざるなり」と。

- 【一】孽。支庶なり。
- 【二】宗。嫡子なり。
- 【三】羽葆。儀仗中の華蓋、鳥羽を以て連綴して飾と爲すなり。
- 【四】苑の西樓。長安の禁苑の西樓なり。

鄭の文貞公魏徵、疾に寢ぬ。上、使者を遣はして問訊し、賜ふに藥餌を以てし、道に相望む。又、中郎將李安儼を遣はし、其第に宿し、動靜以て聞せしむ。上、復た太子と、同じく其第に至り、衡山公主を指し、以て其子叔玉に妻はせんと欲す。戊辰、徵、薨す。百官の九品以上なるに命じ、皆、喪に赴かしめ、羽葆・鼓吹を給し、昭陵に陪葬せしむ。其妻裴氏曰はく、「徵、平生儉素なり。今葬るに一品の羽儀を以てするは、亡者の志に非ず」と。悉く辭して受けず。布車を以て柩を載せて葬る。上、苑の西樓に登り、望哭して哀を盡す。上自ら碑文を製し、并せて爲めに石に書す。上、徵を思つて、已まず、侍

臣に謂つて曰はく、「人、銅を以て鏡と爲せば、以て衣冠を正す可し。古を以て鏡と爲せば、以て輿替を見る可し。人を以て鏡と爲せば、以て得失を知る可し。魏徵・没し、朕、一鏡を亡へり」と。

鄂の尉游文芝、「代州都督劉蘭成、反を謀る」と告ぐ。戊申、蘭成、坐して腰斬せらる。右武侯將軍丘行恭、蘭成の心肝を探りて之を食ふ。上聞きて之を讓めて曰はく、「蘭成、反を謀る。國に常刑有り。何ぞ此の如きに至らん。若し以て忠孝と爲さば、則ち太子・諸王、先づ之を食はん。豈に卿に至らんや」と。行恭慙ぢて拜謝す。

二月壬午、上、諫議大夫褚遂良に問うて曰はく、「舜、漆器を造る。諫むる者十餘人。此れ何ぞ諫むるに足らん」と。對へて曰はく、「奢侈は危亡の本なり。漆器、已まずんば、將に金玉を以て之を爲らんとす。忠臣は君を愛し、必ず其漸を防ぐ。若し禍亂已に成れば、復た諫むる所無し」と。上曰はく、「然り。朕、過有らば、卿亦當に其漸を諫むべし。朕、前世の帝王の諫を拒む者を見るに、多く云ふ「業に已に之を爲せり」と。或は云ふ「業に已に之を許せり」と。終に爲めに改めず。此の如くんば、危亡無きを欲すとも得んや」と。時に皇子の、都督・刺史と爲る者、多く幼稚なり。遂良・上疏して以爲はく、「漢の宣帝云ふ、「我と共に天下を治むる者は、其れ惟だ良二千石か」と。今、皇子・幼稚にして、未だ政に従ふを知らず。若かじ且く京師に留め、教ふるに經術を以てし、

- 【五】說苑に、堯、天下を釋き、舜、之を受け、飲器を作爲し、木を斬りて之を裁し、猶ほ之を漆黒す。諸侯侈り、國の服せざる者、十有三と。
- 【六】漢の宣帝云云。二十四卷漢の宣帝地節二年に見ゆ。

其の長ずるを俟ちて之を遣はさんには」と。上、以て然りと爲す。

壬辰、太子詹事張亮を以て洛州都督と爲す。侯君集、自ら功有りて而も吏に下されしを以て、怨望して異志有り。亮出でて洛州と爲るや、君集、之を激して曰はく、「何人か相排する」と。亮曰はく、「公に非ずして誰ぞ」と。君集曰はく、「我、一國を平げて來り、曠に逢ふこと屋大の如し。安んぞ能く仰排せん」と。因つて袂を攘つて曰はく、「鬱鬱として殊えて生を聊んせず。公能く反せんか、公と與に反せん」と。亮密に以て聞す。上曰はく、「卿と君集と、皆功臣なり。語る時旁に他人無し。若し吏に下すとも、君集必ず服せざらん。此の如くならば、事未だ知る可からず。卿且く言ふ勿れ」と。君集を待つこと故の如し。

鄜州都督尉遲敬德、表して骸骨を乞ふ。乙巳、敬德を以て開府儀同三司と爲し、五日に一たび參せしむ。

丁未、上曰はく、「人主惟だ一心有り。而して之を攻むる者甚だ衆し。或は勇力を以てし、或は辯口を以てし、或は諂諛を以てし、或は姦詐を以てし、或は嗜欲を以てし、輻湊して之を攻め、各、自ら售らんことを求め、以て寵祿を取らんとす。人主少しく懈りて、其一を受けば、則ち危亡之に隨はん。此れ其の難き所以なり」と。

戊申、上、命じて、功臣趙公長孫無忌・趙郡の元王孝恭・萊の成公杜如晦・鄭の文貞公魏徵・梁公房

【七】 事、前卷十四年に見ゆ。
【八】 爵を書して諡を書せざる者は其人存し、爵を書し諡を書する者は其人已に死す。

玄齡・申公高士廉・鄂公尉遲敬德・衛公李靖・宋公蕭瑀・褒の忠壯公段志玄・夔公劉弘基・蔣の忠公屈突通・鄭の節公殷開山・譙の襄公柴紹・郿の襄公長孫順德・鄭公張亮・陳公侯君集・郿の襄公張公謹・盧公程知節・永興の文懿公虞世南・渝の襄公劉政會・莒公唐儉・英公李世勣・胡の壯公秦叔寶等を凌煙閣に圖畫せしむ。

齊州都督齊王祐、性輕躁なり。其舅 尙乘直長陰弘智、之に説きて曰はく、「王、兄弟既に多

し。陛下の千秋萬歳の後、宜しく壯士を得て以て自ら衛るべし」と。祐、以て然りと爲す。弘智因つて妻の兄燕弘信を薦む。祐、之を悦び、厚く金玉を賜ひ、(シテ)陰に死士を募らしむ。上、剛直の士を選び、以て諸王を輔け、長史・司馬と爲し、諸王、過有れば、以て聞せしむ。祐、羣小を昵近し、敗獵を好む。長史權萬紀、驟諫むれども聽かず。壯士咎君暮・梁猛彪、幸を祐に得たり。萬紀、皆、之を劾逐す。祐潜に召還し、之を寵すること逾厚し。上、數、書を以て祐を切責す。萬紀、并せて罪を獲んことを恐れ、祐に謂つて曰はく、「王

【九】 凌煙閣は西内三清殿の側に在り。
【一〇】 尙乘局は殿中監に屬す。奉御有り、直長有り。内外の閑廐の馬を掌り、其籠良を辨じ、而して其習駁を率ふる者なり。

審し能く自ら新にせば、萬紀請ふ入朝して之を言はん」と。乃ち祐の過失を條し、迫りて表首せしむ。祐懼れて之に従ふ。萬紀、京師に至りて言ふ、「祐必ず能く悔改せん」と。上甚だ喜び、萬紀を勉めしめ、而して祐の前過を數め、勅書を以て之を戒む。祐、之を聞き、大に怒りて曰はく、

〔二〕長史、我を賣る。我に勸めて而して自ら以て功と爲せり。必ず之を殺さん』と。上、校尉京兆の章文振が謹直なるを以て、用ひて、祐の府の典軍と爲す。文振數諫む。祐亦之を惡む。萬紀、性褊にして、専ら刻急を以て祐を拘持し、城門の外、出づるを聽さず。悉く鷹犬を解縱し、君暮、猛彪を斥け、祐に見ゆるを得ざらしむ。會、萬紀の宅中、塊有りて夜落つ。萬紀以爲へらく、君暮、猛彪、己を殺さんと謀ると。悉く收繫し、驛を發して以て聞す。并せて祐と同じく非を爲す者數十人を劾す。上、刑部尙書劉德威を遣はし、往きて之を按せしむ。事頗る驗有り。祐に詔して、萬紀と俱に入朝せしむ。祐既に忿を積み、遂に燕弘信の兄弘亮等と與に、萬紀を殺さんと謀る。萬紀、詔を奉じて先づ行く。祐、弘亮等二十餘騎を遣はし、追うて之を射殺す。祐の黨、共に章文振に逼り、與に同じく謀らんと欲す。文振、從はず。馳走すること數里、追ひ及びて之を殺す。寮屬、股慄し、稽首して地に伏し、敢て仰ぎ視るもの莫し。祐因つて、私に上柱國・開府等の官を署し、庫物を開きて賞を行ひ、民を驅りて城に入れ、甲兵・樓堞を繕め、拓東王・拓西王等の官を置く。吏民、妻子を棄て、〔四〕夜絶して出で亡ぐる者相繼ぐ。祐、禁ずる能はず。三月丙辰、兵部尙書李世勣等に詔し、懷・洛・汴・宋・潞・滑・濟・鄆・海・九州の兵を

- 〔二〕 萬紀、祐に勸めて自首せしめ、而して自ら以て匡輔の功と爲す、是れ賣る所と爲るなり。
- 〔三〕 唐の諸府には各、校尉有り、一校尉毎に、旅帥二人を領す。
- 〔四〕 王國の親事府・帳内府に各、典軍二人有り、正五品上、副典軍二人、從五品上。校尉以下を率ゐて守衛陪從するの事を掌る。
- 〔五〕 夜に乗じて城を出づるは、逆黨に汚染せられんことを恐るればなり。

發して之を討たしむ。上、祐に手勅を賜うて曰はく、『吾常に汝を戒めて、小人を近づくる勿れといひしは、正に此が爲めなるのみ』と。祐、燕弘亮等五人を召し、臥内に宿せしめ、餘黨は分ちて士衆を統べ、城を巡りて自ら守る。祐、毎夜、弘亮等と與に、妃に對して宴飲し、以爲へらく志を得たりと。戲笑の際、語、官軍に及べば、弘亮等曰はく、『王、憂ふるを須ひず。弘亮等、右手に酒卮を持し、左手に王の爲めに刀を揮つて之を拂はん』と。祐喜び、以て信に然りと爲し、檄を諸縣に傳ふ。皆、肯て從ふもの莫し。時に李世勣の兵未だ至らざるに、青、淄等數州の兵、已に其境に集まる。齊府の兵曹杜行敏等、陰に祐を執へんと謀る。祐の左右及び吏民、同じく謀るに非ざる者、響應せざるは無し。庚申夜、四面鼓譟し、聲、數十里に聞ゆ。祐の黨、外に居る者有れば、衆皆刃を攢めて之を殺す。祐、『何の聲ぞ』と問ふ。左右給きて云ふ、『英公、飛騎を統べ、已に城に登る』と。行敏、兵を分ち、垣を鑿ちて入る。祐、弘亮等と與に、甲を被り兵を執り、室に入り扉を閉ちて拒ぎ戰ふ。行敏等千餘人、之を圍み、旦より日中に至る。克たず。行敏、祐に謂つて曰はく、『王、昔は帝の子たり。今は乃ち國賊なり。速かに降らすんば、立ちどころに煨燼と爲らん』と。因つて命じて薪を積ましめ、之を焚かんと欲す。祐、牖間より行敏に謂つて曰はく、『即ち扉を啓かん。獨り燕弘亮兄弟が死せ

- 〔一〕 淄州。淄川郡。武德元年、齊州淄川を分ちて郡と爲す。今の山東省濟南道淄川縣。
- 〔二〕 王府に兵曹參軍有り、専ら武官の簿書考課儀衛假使等の事を掌る。
- 〔三〕 英公。李世勣、英國公に封ぜらる。
- 〔四〕 飛騎。北門の屯兵なり。

んことを慮るのみ」と。行敏曰はく、「必ず相全くせん」と。祐等乃ち出づ。或るひと弘亮の目を扶り、睛を地に投ず。餘は皆其股を搦折して之を殺す。祐を執らへて牙前に出で、吏民に示し、還りて之を東廂に鑲ぐ。齊州悉く平ぐ。乙丑、李世勣等に勅して兵を罷めしむ。祐、京師に至る。死を内侍省に賜ふ。同黨の誅せらるる者四十四人。餘は皆、問はず。祐が初めて反するや、齊州の人羅石頭、面のあたり其罪を數め、槍を援りて前み、之を刺さんと欲す。燕弘亮の殺す所と爲る。祐、騎を引きて高村を撃つ。村人高君狀、遙に祐を責めて曰はく、「主上、三尺の劔を提げて、天下を取り、億兆、徳を蒙り、之を仰ぐこと天の如し。王忽ち城中の數百人を驅り、逆亂を爲して以て君父を犯さんと欲す。一手をもて泰山を揺かすに異なる無し。何ぞ自ら量らざるの甚だしきや」と。祐、縱擊して之を虜にす。慙ちて殺す能はず。勅して石頭に亳州の刺史を贈り、君狀を以て榆社の令と爲し、杜行敏を以て巴州の刺史と爲し、南陽郡公に封ず。其の同じく謀りて祐を執ふる者、官賞、差有り。上、祐の家の文疏を検し、記室、郟城の孫處約の諫書を得、之を嗟賞し、中書舍人に累遷す。庚午、權萬紀に齊州都督を贈り、爵武都郡公を賜ふ。諡して敬と曰ふ。韋文振は左武衛將軍、爵襄陽縣公を賜ふ。

- 【一九】搦折。うちをる。
- 【二〇】内侍省。後宮の官署。
- 【二一】榆社。隋の義寧元年、上黨の郷縣を分ち、榆社縣を置く。并州に屬す。武德元年、韓州に屬す。二年、榆州を置く。六年、州を廢し、榆社を以て遼州に屬す。今の山西省翼寧道榆社縣。
- 【二二】郟城。今の河南省河洛道郟縣。

初め太子承乾、聲色及び敗穢を喜び、爲す所奢靡なり。上が之を知らんことを畏れ、宮臣に對して、常に忠孝を論じ、或は涕泣するに至る。退きて宮中に歸れば、則ち羣小と相褻狎す。宮臣、諫めんと欲する者有れば、太子、先づ其意を揣り知り、輒ち迎へ拜し、容を斂めて危坐し、咎を引きて自ら責め、言辭辯給にして、宮臣、拜答するに暇あらず。宮省・祕密にして、外人、知るもの莫し。故に時論初め皆、賢と稱す。太子、八尺の銅鑪・六隔の大鼎を作り、亡奴を募りて、民間の馬牛を盜み、親ら臨みて烹煮し、幸する所の厮役と共に之を食ふ。又、好みて突厥の語及び其服飾に效ふ。左右の貌突厥に類たる者五人を選びて、一落と爲し、辮髮羊裘して羊を牧し、五狼頭・麋及び幡旗を作り、穹廬を設け、太子自ら其中に處り、羊を斂めて之を烹、佩刀を抽き、肉を割き相啗ふ。又、嘗て左右に謂つて曰はく、「我試に可汗の死を作さん。汝が曹、其喪儀に效へ」と。因つて僵れて地に臥す。衆悉く號哭し、馬に跨りて環走し、其身に臨み、榜面すること良久し。太子歎ち起きて曰はく、「一朝、天下を有たば、當に數萬騎を帥るて、金城の西に獵し、然る後髮を解きて突厥と爲り、身を思摩に委ぬべし。若し一設に當らば、人後に居らじ」と。左庶子于志寧・右庶子孔穎達、數々太子を諫む。上、之を嘉し、二人に金帛を賜ひ、以て太子を風勵す。仍ほ志寧を遷して詹事と爲

- 【二三】亡奴。官奴の亡命して逃れたる者をいふ。
- 【二四】穹廬。天幕。
- 【二五】榜面。刀を以て面を割するなり。
- 【二六】金城。恐らくは當に金河に作るべからん。
- 【二七】自ら謂ふ、思摩の爲めに兵を典りて一設の任に當るを得ば、必ず當に表表として自ら見ばるべしと。

す。志寧、左庶子張玄素と與に、數上書して切に諫む。太子陰に人をして之を殺さしむ。果さず。
 漢王元昌、爲す所、不法多し。上數之を譴責す。是に由りて怨望す。太子、之と親善し、朝夕同じく遊戯し、左右を分ちて二隊と爲し、太子と元昌と、各其一を統べ、氈甲を被り、竹稍を操り、陳を布き、大呼して交戦し、擊刺して血を流し、以て娛樂と爲す。命を用ひざる者有れば、披樹して之を搥ち、死する者有るに至る。且つ曰はく、「我をして今日、天子と作らしめば、明日、苑中に於て萬人の營を置き、漢王と分ち將る、其の戰鬪するを觀ん。豈に樂しからずや」と。又曰はく、「我、天子と爲らば、情を極め欲を縱にし、諫むる者有らば輒ち之を殺さん。數百人を殺すに過ぎずして、衆自ら定まらん」と。魏王泰、藝能多く、上に寵有り。太子に足疾有るを見、潜に・嫡を奪ふの志有り。節を折り士に下り、以て聲譽を求む。上、黃門侍郎韋挺に命じ、泰の府事を攝せしむ。後、工部尚書杜楚客に命じて之に代らしむ。二人俱に泰の爲めに朝士を要結す。楚客、或は金を懷にし、以て權貴に賂ふ。因つて説くに、「魏王は聰明なり。宜しく上の嗣と爲るべし」といふを以てす。文武の臣、各附託する有り、潜に朋黨を爲す。太子、其の逼らんことを畏れ。人を遣はし、詐りて泰の府の典籤と爲り、封事を上らしむ。其中、皆、泰の罪惡を言ふ。勅して之を捕ふれども獲ず。太子私に太常の樂童稱心を幸し、與に臥起を同じくす。道士

【二八】元昌は上の弟なり。
 【二九】披樹云云。其手足を披き、之を引きて樹に就きて之を搥つなり。
 【三〇】樂童は、童子の能く樂を執り、太常に隸籍する者。稱心は其名なり。

秦英・韋靈符、左道を挟み、太子に幸せらるるを得。上、之を聞き、大に怒り、悉く稱心等を收へて之を殺す。連坐して死する者數人、太子を誚讓すること甚だ至る。太子、泰が之を告ぐるを意ひ、怨怒すること愈甚だし。稱心を思念すること已まず、宮中に於て室を構へ、其像を立て、朝夕奠祭し、徘徊流涕す。又、苑中に於て冢を作り、私に官を贈り碑を樹つ。上の意浸く・懼はず。太子も亦之を知り、疾と稱して・朝謁せざる者、動もすれば數月に渉る。陰に刺客紇干承基等及び壯士百餘人を養ひて、魏王泰を殺さんと謀る。吏部尚書侯君集の婚賀蘭楚石、東宮の千牛と爲る。太子、君集が怨望するを知り、數楚石をして君集を引き東宮に入らしめ、問ふに自ら安んずるの術を以てす。君集、太子が暗劣なるを以て、覺に乗じて之を圖らんと欲し、因つて之に反を勧め、手を舉げて太子に謂つて曰はく、「此好手、當に殿下の爲めに之を用ふべし」と。又曰はく、「魏王、上の愛する所と爲る。恐らくは殿下、庶人勇の禍有らん。若し勅召有らば、宜しく密に之が備を爲すべし」と。太子、大に之を然りとす。太子厚く君集及び左屯衛中郎將頓丘の李安儼に賂ひ、上の意を調はしめ、動靜相語らしむ。安儼、先に隱太子に事ふ。隱太子敗るるや、安儼、之が爲めに力戦す。上以爲へらく忠なりと。故に之を親任し、宿衛を典らしむ。安儼

【三一】東宮の左右内率府に千牛十六人有り、千牛刀を執り左右に侍奉するを掌る。
 【三二】庶人勇云云。隋の事を以て太子を動かすなり。
 【三三】頓丘縣は、漢、東郡に屬す。晉、頓丘郡を置く。後齊省く。隋の開皇十六年、復た置き、魏州に屬す。武徳の初、澶州に屬す。貞觀の初、澶州を廢し、頓丘縣を以て還た魏州に屬す。今の直隸省大名道清豐縣の西南二十五里。

深く自ら太子に託す。漢王元昌も亦太子に反を勧め、且つ曰はく、「比、上の側に美人有るを見る。善く琵琶を彈ず。事成らば、願はくは以て賜を垂れよ」と。太子、之を許す。洋州の刺史開化公趙節は、慈景の子なり。母は長廣公主と曰ふ。駙馬都尉杜荷は、如晦の子なり。城陽公主に尙す。皆、太子の親暱する所と爲り、其反謀に預る。凡そ同じく謀る者、皆、臂を割き、帛を以て血を拭ひ、焼きて灰とし酒に和して之を飲み、生死を同じくせんことを誓ひ、潜に兵を引き、西宮に入らんと謀る。杜荷、太子に謂つて曰はく、「天文、變有り。當に速かに發して以て之に應ずべし。殿下、但だ、暴に疾み危篤なりと稱せば、主上必ず親ら臨みて視ん。茲に因らば以て志を得可からん」と。太子、齊王祐が齊州に反するを聞き、紇干承基等に謂つて曰はく、「我が宮の西牆は、大内を去ること、正に二十歩可なるのみ。卿と大事を爲さば、豈に齊王に比せんや」と。會、祐の反を治するに、事、承基に連なる。承基、坐して大理の獄に繋かれ、死に當る。

- 【一】 趙慈景は、高祖、之をして河東を攻めしむ。堯君素の殺す所と爲る。
- 【二】 長廣公主。高祖の女。
- 【三】 城陽公主。上の女なり。
- 【四】 西宮。大内を謂ふ。東宮の西に在るを以て、故に之を稱す。

卷の第一百九十七

唐紀十三

太宗文武大聖大廣孝皇帝中の下

貞觀十七年、夏四月庚辰朔、承基、變を上り、「太子、反を謀る」と告ぐ。長孫無忌、房玄齡、蕭瑀、李世勣に勅し、「大理・中書・門下と與に之を參鞠せしむ。反形已に具はる。上、侍臣に謂ふ、『將た何を以て承乾を處せん』と。羣臣、敢て對ふるもの莫し。通事舍人來濟進みて曰はく、『陛下、慈父たるを失はず、太子、天年を盡すを得ば則ち善からん』と。上、之に従ふ。濟は、護兒の子なり。乙酉、詔して、太子承乾を廢して庶人と爲し、右領軍府に幽す。上、漢王元昌の死を免さんと欲す。羣臣固く争ふ。乃ち自盡を家に賜ひ、而して其母妻子を宥す。侯君集・李安儼・趙節・杜荷等、皆、誅に伏す。左庶子張玄素・右庶子趙弘智、令狐德棻等、諫争する能はざるを以て、皆、坐して

- 【一】 貞觀十七年。西紀六四三年。
- 【二】 唐の制、凡そ國の大獄は、三司、詳決す。三司とは給事中・中書舍人と御史と參鞠するを謂ふ。今、三省と大理とを參鞠せしむるは、其事を重んずるなり。
- 【三】 來護兒は隋の將なり、宇文化及の難に死す。
- 【四】 元昌の母は孫嬪。

免じて庶人と爲す。餘の當に連坐すべき者は、悉く之を赦す。詹事于志寧、數諫めしを以て獨り【五】勞勉を蒙る。紇干承基を以て、祐川府折衝都尉・爵平棘縣公と爲す。侯君集、收められ、賀蘭楚石、復た闕に詣りて其事を告ぐ。上、君集を引き、謂つて曰はく、『朕、刀筆の吏をして公を辱めしむるを欲せず。故に自ら公を鞠するのみ』と。君集、初め承引せず。楚石具に始末を陳ぶ。又、承乾と往來する所の啓を以て之に示す。君集、辭窮し、乃ち服す。上、侍臣に謂つて曰はく、『君集、功有り。其生を乞はんと欲す。可ならんか』と。羣臣、以て不可と爲す。上乃ち君集に謂つて曰はく、『公と長く訣れん』と。因つて泣下る。君集も亦自ら地に投ず。遂に之を市に斬る。君集、刑に臨み、監刑將軍に謂つて曰はく、『君集、蹉跎して此に至る。然れども陛下に、藩邸に事へ、擊ちて二國を取れり。一子を全くして以て祭祀を奉せんことを乞ふ』と。上乃ち其妻及び子を原し、嶺南に徙す。其の家を籍沒し、二美人を得たり。幼より人乳を飲みて、食はず。初め上、李靖をして君集に兵法を教へしむ。君集、上に言つて曰はく、『李靖將に反せんとす』と。上、其故を問ふ。對へて曰はく、『靖、獨り臣に教ふるに其粗を以てし、而して其精を匿す。是を以て之を知る』と。上、以て靖に問ふ。靖對へて曰はく、『此れ乃ち君集が反せんと欲するなるのみ。』

- 【五】 勞勉。れぎらひげますこと。
- 【六】 祐川府。岷州に在り。隋志に岷州臨洮縣（今の甘肅省蘭山道岷縣）に、後周、祐川郡を置くと。唐蓋し周の郡名に因りて以て府と爲すなり。
- 【七】 藩邸に事へ云云。上、藩に在る時、君集を引きて幕府に入れ、數々征伐に従ふ。
- 【八】 二國。吐谷渾・高昌をいふ。

今、諸夏已に定まる。臣が教ふる所、以て四夷を制するに足る。而るに君集固く臣の術を盡さんことを求む。反に非ずして何ぞ』と。江夏王道宗、嘗て從容として上に言つて曰はく、『君集は志大にして智小に、自ら微功を負み、房玄齡・李靖の下に在るを恥ぢ、吏部尙書と爲ると雖も、未だ其志に満たず。臣を以て之を觀れば、必ず將に亂を爲さんとす』と。上曰はく、『君集の材器、亦何に施してか可ならざらん。朕豈に重位を惜まんや。但だ次第未だ至らざればなるのみ。豈に億度して妄に猜貳を生ず可けんや』と。君集が反して誅せらるるに及び、上乃ち道宗に謝して曰はく、『果して卿が言の如し』と。李安儼の父、年九十餘。上、之を惑み、奴婢を賜ひて以て之を養ふ。太子承乾、既に罪を獲、魏王泰、日に入りて侍奉す。上、面のあたり・立てて太子と爲さんことを許す。岑文本・劉洎も亦之を勸む。長孫無忌、固く晉王治を立てんと請ふ。上、侍臣に謂つて曰はく、『昨、青雀、我が懷に投じて云はく、『臣、今日、始めて、陛下の子と爲るを得たり。乃ち更生の日なり。臣、一子有り。臣が死するの日、當に陛下の爲めに之を殺し、位を晉王に傳ふべし』と。人誰か其子を愛せざらん。朕、其の此の如きを見、甚だ之を憐む』と。諫議大夫褚遂良曰はく、『陛下の言大に失せり。願はくは審かに思つて、誤る勿れ。安んぞ陛下の萬歳の後、魏王、天下に據り、肯て其愛子を殺し、位を晉王に傳ふる者有らんや。陛下、日者、既に承乾を立てて太子

- 【九】 億度。未だ見ずして之を意ひ度るなり。
- 【一〇】 青雀。泰の小子。
- 【一一】 子を殺して弟を立てるは人情に非ず。褚遂良、其心術の微を探りて之を言ふ。

と爲し、復た魏王を寵し、禮秩、承乾に過ぎ、以て今日の禍を成せり。前事、遠からず、以て鑒と爲すに足る。陛下、今、魏王を立てば、願はくは先づ晉王を措置せよ。始めて安全を得んのみ」と。上、流涕して曰はく、「我、爾する能はず」と。因つて起ちて宮に入る。魏王泰、上が晉王治を立てんことを恐れ、之に謂つて曰はく、「汝、元昌と善し。元昌今敗る。憂無きを得んや」と。治是に由りて憂色に形はる。上怪しみ、屢其故を問ふ。治乃ち狀を以て告ぐ。上、憮然たり。始めて泰を立つるの言を悔ゆ。上、承乾を面責す。承乾曰はく、「臣、太子たり。復た何の求むる所あらん。但だ泰の圖る所と爲り、時に朝臣と、自安の術を謀る。不逞の人、遂に臣に教へて不軌を爲さしむるのみ。今若し泰、太子と爲らば、所謂其度内に落つるなり」と。承乾既に廢せられ、上、兩儀殿に御す。羣臣俱に出づ。獨り長孫無忌、房玄齡、李世勣、褚遂良を留め、謂つて曰はく、「我が三子一弟の爲す所是の如し。我が心誠に聊頼無し」と。因つて自ら牀に投ず。無忌等爭ひ前みて扶抱す。上、又、佩刀を抜き、自ら刺さんと欲す。遂良、刀を奪ひ、以て晉王治に授く。無忌等、上の欲する所を請ふ。上曰はく、「我、晉王を立てんと欲す」と。無忌曰はく、「謹みて詔を奉ず。異議する者有らば、臣請ふ之を斬らん」と。上、治に謂つて曰はく、「汝が舅、汝に許せり、宜しく拜謝すべし」と。治因つて之を拜す。上、

【一】 遂良の此語、亦、以て帝を激するなり。
 【二】 兩儀殿。唐六典に、兩儀殿は、太極殿の後に在り。蓋し古の内朝なり。常日、朝を視て事を聽く。
 【三】 三子一弟。三子は齊王祐、太子承乾、魏王泰を謂ふ。一弟は漢王元昌を謂ふ。

無忌等に謂つて曰はく、「公等已に我が意に同ず。未だ外議の何如を知らず」と。對へて曰はく、「晉王は仁孝にして、天下、心を屬すること久し。乞ふ陛下、試に召して百官に問へよ。同せざる者有らば、臣、陛下に負く。萬死」と。上乃ち太極殿に御し、文武六品以上を召し、謂つて曰はく、「承乾悖逆し、泰も亦凶險なり。皆、立つ可からず。朕、諸子を選びて嗣と爲さんと欲す。誰か可なる者ぞ。卿が輩、之を明言せよ」と。衆皆謹呼して曰はく、「晉王は仁孝なり。當に嗣と爲すべし」と。上悦ぶ。是日、泰、百餘騎を從へ、永安門に至る。門司に勅して、盡く其騎を辟けしめ、泰を引きて肅章門に入れ、北苑に幽す。丙戌、詔して、晉王治を立てて皇太子と爲す。承天門樓に御し、天下に赦し、酹すること三日。上、侍臣に謂つて曰はく、「我若し泰を立てば、則ち是れ太子の位、經營して得可きなり。今より、太子、道を失ひ、藩王の窺伺する者、皆、兩つながら之を棄てん。諸を子孫に傳へ、永く後法と爲さん。且つ泰立たば、承乾と治と、皆、全からざらん。治立たば則ち承乾と泰と、皆、恙無からん」と。臣光曰はく、唐の太宗、天下の大器を以て、其の愛する所に私せず、以て禍亂の原を杜づ。能く遠く謀ると謂ふ可し。

【四】 永安門。太極宮城の南面の三門、中を承天と曰ひ、東を長樂と曰ひ、西を永安と曰ふ。
 【五】 北苑。太極宮の北に、内苑有り、其の宮北に在るを以て、故に亦、北苑と曰ふ。
 【六】 武德元年、慈景、魏君素の殺す所と爲る。

丁亥、中書令楊師道を以て吏部尚書と爲す。初め長廣公主、趙慈景に適き、節を生む。慈景・死

し、更に師道に適く。師道、長孫無忌等と、共に承乾を獄を鞠し、陰に趙節の道地を爲す。是に由りて讎を獲。上、公主の所に至る。公主、首を以て地を撃ち、泣きて子の罪を謝す。上も亦拜泣して曰はく、『賞は仇讎を避けず、罰は親戚に阿らず。此れ天下の至公の道、敢て違はざるなり。是を以て姉に負く』と。己丑、詔して、長孫無忌を以て太子の太師と爲し、房玄齡を太傅と爲し、蕭瑀を太保と爲し、李世勣を詹事と爲す。瑀、世勣、竝に同中書門下三品たり。同中書門下三品、此より始まる。又、左衛大將軍李大亮を以て、右衛率を領せしめ、前の詹事子志寧・中書侍郎馬周を、左庶子と爲し、吏部侍郎蘇勗・中書舍人高季輔を、右庶子と爲し、刑部侍郎張行成を、少詹事と爲し、諫議大夫褚遂良を、賓客と爲す。李世勣、嘗て暴疾を得。方に云ふ、『須灰、療す可し』と。上、自ら須を翦り、之が爲めに藥を和す。世勣、頓首して血を出し、泣きて謝す。上曰はく、『社稷の爲めなり。卿の爲めに非ざるなり。何の謝することか之れ有らん』と。世勣嘗て宴に侍す。上、從容として謂つて曰はく、『朕、羣臣の幼孤を託す可き者を求むるに、以て公に踰ゆるは無し。公往に李密に負かざりき。豈に朕に負かんや』と。世勣、流涕して辭謝し、指を齧み血を出す。因つて飲みて沈醉す。上、御服を解きて以

- 【八】 東宮の三師は、竝に従一品。
- 【九】 同中書門下三品。侍中・中書令に同じきを謂ふ。
- 【一〇】 少詹事は正四品、詹事の貳と爲す。
- 【一一】 太子賓客は正三品、古、此官無し、唐始めて置く。侍從規諫し、禮儀を贊相するを掌る。
- 【一二】 方。藥の處方。
- 【一三】 須。鬚と同じ。
- 【一四】 一百八十六卷武德元年に見ゆ。

て之を覆ふ。癸巳、詔して、魏王泰の雍州の牧・相州都督・左武侯大將軍を解き、爵を降して東萊郡王と爲す。泰の府の僚屬、泰の親狎する所と爲る者、皆、嶺表に遷す。杜楚客の兄如晦が功有るを以て、死を免し、廢して庶人と爲す。給事中崔仁師、嘗て密に魏王泰を立てて太子と爲さんと請ふ。鴻臚少卿に左遷す。庚子、太子の三師を見るの儀を定む。殿門の外に迎へ、先づ拜す。三師・答拜す。門毎に三師に讓る。三師・坐し、太子乃ち坐す。其の三師に與ふる書は、前後『名惶恐』と稱す。五月癸酉、太子・上表して以はく、『承乾・泰、衣服、身に隨ふに過ぎず、飲食、口に適ふ能はず、幽憂、惑む可し。乞ふ有司に勅して、供給を優加せん』と。上、之に従ふ。黃門侍郎劉洎、上言して以はく、『太子、宜しく學問を勤め、師友に親しむべし。今、入りて宮闈に侍し、動もすれば旬朔を踰え、師保以下、接對すること甚だ希なり。伏して願はくは、少しく下流の愛を抑へ、遠大の規を弘にせんことを。則ち海内幸甚ならん』と。上、乃ち洎に命じ、岑文本・褚遂良・馬周と與に、更日に東宮に詣り、太子と遊處談論せしむ。

- 【一五】 殿門。東宮の殿門なり。
- 【一六】 遠人云云。論語季氏篇に出づ、孔子の言。

六月己卯朔、日、之を食する有り。丁亥、太常丞鄧素、高麗に使用して還り、懷遠鎮に于て戍兵を増し、以て高麗に逼らんと請ふ。上曰はく、『遠人、服せざれば、則ち文徳を修めて以て之を來す。未だ一二百の戍兵の能く絶域を威す

者を聞かざるなり」と。

丁酉、右僕射高士廉、位を遜る。之を許す。其開府儀同三司・勳封は故の如し。仍ほ同門下中書三品とし、政事に知たらしむ。

閏月辛亥、上、侍臣に謂つて曰はく、「朕、太子を立てしより、物に遇へば則ち之を誨ふ。其飯を見れば則ち曰はく、「汝、稼穡の艱難を知れば、則ち常に斯飯有り」と。其の馬に乗るを見れば、則ち曰はく、「汝、其勞逸を知り、其力を竭さざれば、則ち常に之に乗るを得」と。其の舟に乗るを見れば、則ち曰はく、「水は舟を載する所以、亦、舟を覆す所以なり。民は猶ほ水のごときなり、君は猶ほ舟のごときなり」と。其の木下に息ふを見れば、則ち曰はく、「木は繩に従へば則ち正しく、後は諫に従へば則ち聖なり」と。」

丁巳、太子に詔し、(三〇)左右屯營の兵馬の事を知り、其大將軍以下、竝に處分を受けしむ。

薛延陀の眞珠可汗、其姪突利設をして來りて幣を納れしめ、馬五萬匹・牛橐駝萬頭・羊十萬口を獻す。庚申、突利設、饌を獻す。上、(三一)相思殿に御し、大に羣臣を饗し、(三二)十部の樂を設く。突利設、再拜

【三〇】 書經無逸篇に曰はく、惟れ稼穡の艱難を知らざれば乃ち逸すと。

【三一】 顏淵曰はく、昔、造父、馬を使ふに巧なり。造父は其馬の力を窮めず。是れ造父は佚馬無きなりと。

【三二】 書經說命の言。

【三三】 左右屯營。左右十二衛の屯營なり。

【三四】 相思殿は蓋し玄武門の内

して壽を上る。賜賚甚だ厚し。契苾何力・上言す、「薛延陀は、與に昏す可からず」と。上曰はく、「吾已に之を許せり。豈に天子と爲りて言を食む可けんや」と。何力對へて曰はく、「臣、陛下が遽に之を絶たんことを欲するに非ざるなり。願はくは且く其事を遷延せんことを。臣聞く、古に親迎の禮有り。若し夷男に敕して、親迎せしめば、京師に至らずと雖も、亦應に靈州に至るべし。彼必ず敢て來らざらん。則ち之を絶つこと名有り。夷男、性剛戾なり。既に昏を成さずば、其下復た搆貳せん。一二年を過ぎずして、必ず病死し、二子、立つを争はん。則ち以て坐して之を制す可し」と。上、之に従ふ。乃ち眞珠可汗を徵し、親迎せしむ。仍ほ詔を發し、將に靈州に幸して之と會せんとす。眞珠大に喜び、靈州に詣らんと欲す。其臣諫めて曰はく、「脱し留むる所と爲らば、之を悔ゆとも及ぶ無からん」と。眞珠曰はく、「吾聞く、唐の天子は聖徳有り。我、身づから往きて之に見ゆるを得ば、死すとも恨むる所無し。且つ漠北は必ず當に主有るべし。我が行くこと決せり。復た多言する勿れ」と。上、使を三道に發し、其の獻する所の雜畜を受けしむ。薛延陀、先に庫廩無し。眞珠、諸部に調斂するに、往返萬里、道、沙磧を涉り、水草無く、耗死將に半ならんとし、期を失ひて・至らず。議者或は以爲はく、「聘財未だ備はらざるに、與に昏を爲さば、將に戎狄をして中國を輕んぜしめんとす」と。上乃ち詔を下し、其昏を絶ち、靈州に幸するを停め、追

【三五】 沙磧を盪平す。突厥を平ぐるを謂ふなり。塞北、皆、沙磧なり、故に沙磧と曰ふ。

【三六】 前卷十六年に見ゆ。

【三七】 之を負ふに力無し。此の

うて三使を還す。褚遂良・上疏して以爲はく、『薛延陀は本一の俟斤なり。陛下、沙塞を盪平し、萬里蕭條たり。餘寇奔波し、須く會長有るべし。』

〔三〕 璽書鼓轟、立てて可汗と爲す。比者、復た鴻私を降し、其の姻媾を許す。西は吐蕃に告げ、北は思摩に諭し、中國の童幼、之を知らざるは靡し。

北門に御幸し、其獻食を受け、羣臣・四夷、宴樂すること終日。咸言ふ陛下、百姓を安んせんと欲し、一女を愛まずと。凡そ含生に在るもの、孰か徳を懷はざらん。今、一朝、進退の意を生じ、改悔の心有るは、臣、國家の爲めに、茲聲聽を惜む。顧みる所甚だ少く、失ふ所殊に多し。嫌隙既に生せば、必ず邊患を構へん。彼の國は欺かるるの怒を蓄へ、此民は約に負くの慙を懷かん。恐らくは遠人を服し戎士を訓ふる所以に非ざらん。陛下、天下に君臨すること、十有七載、仁恩を以て庶類を結び、信義を以て戎夷を撫す。欣然たらざるもの莫し。之を負ふに力無し。何を惜みて、始有り卒有らしめざるや。夫れ、龍沙以北、部落、算無し。中國、之を誅すとも、終に盡す能はじ。當に之を懷くるに徳を以てすべし。惡を爲す者をして夷に在りて、華に在らず、信を失ふ者をして、彼に在りて此に在らざらしめば、則ち堯舜禹湯、陛下に及ばざること遠からん』と。上、聽かず。是時、羣臣多く言ふ、『國家既に其昏を許し、其聘弊を受く。信を戎狄に失ふ可からず。更に邊患を生せん』と。上曰はく、『卿が曹、皆、古を知れども今を知らず。昔、漢の初、匈奴疆く、中國

四六〇
句、解し難し。一説に、力は益の誤とし、之に負くは益無しと讀む。薛延陀の約に負くは益無きを言ふ。
〔三〕 龍沙。匈奴の庭、之を龍城と謂ふ。常處無く、沙幕なり。因つて之を龍沙と謂ふ。

弱し、故に子女を飾り、金絮を捐て、以て之に餌し、事の宜を得たり。今、中國疆く、戎狄弱し。我が徒兵一千を以て、胡騎數萬を撃つ可し。薛延陀が、匍匐稽顙し、惟だ我が欲する所のままにして、敢て驕慢せざる所以は、新に君長と爲り、雜姓は其の種族に非ざるを以て、中國の勢を假りて、以て之を威服せんと欲するのみ。彼の同羅・僕骨・回紇等の十餘部は、兵各數萬、力を并せて之を攻めば、立ちどころに破滅す可からん。敢て發せざる所以は、中國の立つる所なるを畏るるが故なり。今、女を以て之に妻せば、彼、自ら大國の婿なるを恃み、雜姓誰か敢て服せざらん。戎狄は人面獸心なり。一旦、微しく意を得ずんば、必ず反噬して害を爲さん。今、吾、其昏を絶ち、其禮を殺せば、雜姓、我の之を棄つるを知り、日ならずして將に之を瓜割せんとす。卿が曹、第た之を志せ』と。

〔三六〕 瓜割。瓜分なり。
〔三九〕 論語類淵篇に見ゆ。
〔四〇〕 前卷十六年に見ゆ。

臣光、曰はく、『孔子稱す、食を去り兵を去るも、信を去る可からずと。唐の太宗、審し薛延陀の妻す可からざるを知らば、則ち初め其昏を許す勿くして可なり。既に之を許し、乃ち復た疆を恃み、信を棄てて之を絶つは、薛延陀を滅ぼすと雖も、猶ほ差づ可きなり。王者、言を發し令を出す、慎まざる可けんや。』

上曰はく、『蓋蘇文、其君を弑し、而して國政を専らにす。誠に忍ぶ可からず。今日の兵力を以てせば、之を取ること難からじ。但だ百姓を勞するを欲せず。吾、且く契丹・靺鞨をして之を擾さし

めんと欲す。何如」と。長孫無忌曰はく、「蓋蘇文、自ら罪の大なるを知り、大國の討たんことを畏れ、必ず嚴に守備を設けん。陛下、姑く之が爲めに隱忍せよ。彼、以て自ら安んずるを得ば、必ず更に驕惰し、愈其惡を肆にせん。然る後之を討たんも、未だ晩からざるなり」と。上曰はく、「善し」と。戊辰、詔して、高麗王藏を以て上柱國・遼東郡王・高麗王と爲し、使を遣はし、節を持して冊命す。

丙子、東萊王泰を徙して順陽王と爲す。

初め太子承乾、徳を失ふ。上、密に中書侍郎兼左庶子杜正倫に謂つて曰はく、「吾が兒・足疾あるは、乃ち可なるのみ。但だ賢良を疎遠し、羣小を狎昵するは、卿、之を察す可し。果して・教示す可からずんば、當に來りて我に告ぐべし」と。正倫屢・諫むれども聽かず。乃ち上の語を以て之に告ぐ。太子、抗表して以て聞す。上、正倫が漏泄せるを責む。對へて曰はく、「臣、此を以て之を恐し、其の善に遷らんことを冀へるのみ」と。上怒り、正倫を出して穀州の刺史と爲す。承乾が敗るるに及び、秋七月辛卯、復た正倫を左遷して交州都督と爲す。初め魏徵、嘗て正倫及び侯君集を薦め、宰相の材有りとし、君集を以て僕射と爲さんと請ひ、且つ曰はく、「國家、安くして・危きを忘れず。大將無かる可からず。諸衛の兵馬は、宜しく君集に委して專知せしむべし」と。上、君集が誇誕を好

【四二】承乾の足、行くに良からざるは、猶ほ可なり。其の賢良を遠ざけ、羣小を近づくるは、之を諫誨せざる可からず。

むを以て、用ひず。正倫が罪を以て黜けられ、君集が反を謀りて誅せらるるに及び、上始めて徵が阿黨せるを疑ふ。又、「徵、自ら前後の諫辭を録し、以て起居郎褚遂良に示す」と言ふ者有り。上、愈・悦ばず。乃ち叔玉が主に尙するを罷め、而して撰する所の碑を踏す。

初め上、監修國史房玄齡に謂つて曰はく、「前世、史官の記する所、皆、人主をして之を見しめざるは、何ぞや」と。對へて曰はく、「史官は美を虚しくせず、惡を隱さず。若し人主之を見ば必ず怒らん。故に敢て獻せざるなり」と。上曰はく、「朕の・心たるや、前世の帝王に異なり。自ら國史を觀・前日の惡を知り・後來の戒と爲さんと欲す。公、撰次して以て聞す可し」と。諫議大夫朱子奢・上言す、「陛下、聖徳、躬に在り、舉、過事無し。史官の述ぶる所、義、善を盡すに歸す。陛下獨り起居を覽るは、事に於て失無し。若し此法を以て子孫に傳示せば、竊に恐る。曾玄の後、或は上智に非ず、非を飾り短を護り、史官必ず刑誅を免れざらんことを。此の如くならば則ち風を希ひ旨に順ひ・身を全くし害に遠ざからざるは莫からん。悠悠たる千載、何の信する所あらんや。前代の觀ざる所以は、蓋し此が爲めなり」と。上、從はず。玄齡、乃ち給事中許敬宗等と、刪して高祖今上實錄を爲り、癸巳、書成りて之を上る。上、六月四日の事を書するを見るに、語、微隱多し。

【四三】昏を許し碑を撰すること前卷本年に見ゆ。

【四四】歴代の史官は祕書省に隸し、著作郎、國史を修するを掌る。貞觀三年、史館を禁中に移し、門下省の北に在り、宰相、國史を監修す。是より著作郎始めて史職を罷む。

【四五】曾玄、曾孫、玄孫。六月四日の事。建成・元吉を誅する事をいふ。

玄齡に謂つて曰はく、【四六】「周公、管蔡を誅して以て周を安んじ、季友、叔牙を燬して以て魯を存せり。朕の爲す所、亦、是に類するのみ。史官何ぞ焉を諱まん」と。即ち命じて浮詞を削去し、其事を直書せしむ。

八月庚戌、洛州都督張亮を以て刑部尚書と爲し、朝政に參預せしむ。左衛大將軍太子右衛率李大亮を以て工部尚書と爲す。大亮、身、【四七】三職に居り、兩宮に宿衛す。恭儉忠謹にして、宿直する毎に、必ず坐寐して旦に達る。房玄齡、甚だ之を重んじ、毎に稱す、「大亮、王陵・周勃の節有り。大位に當る可し」と。初め大亮、龐玉の兵曹と爲り、李密的獲る所と爲り、同輩皆死す。賊帥張弼、見て之を釋し、遂に與に交を定む。大亮が貴きに及び、弼を求め、其德に報いんと欲す。弼時に【四八】將作丞と爲り、自ら匿れて言はず。大亮、諸に途に遇ひて之を識り、弼を持して泣き、多く家貲を推して以て弼に遺る。弼、拒みて受けず。大亮、上に言ふ、「乞ふ悉く其官爵を以て弼に授けん」と。上、之が爲めに弼を擢でて中郎將と爲す。時人、皆、大亮が恩に負かざるを賢とし、而して弼が伐らざるを多とす。九月庚辰、新羅、使を遣はして言ふ、「百濟、其國の四十餘城を攻取し、復た高麗と兵を連ね、新羅の入朝の路を絶たんと謀る。兵の救援せんことを乞ふ」と。上、司農丞を齎して高麗に賜はしめ、曰はく、「新羅、質を國家に委ね、朝貢、乏しからず。爾、百濟と、各宜しく兵を戡むべし。若し更に之を攻めなば、明年、兵を發して爾の國を撃たん」と。癸未、承乾を黔州に徙す。甲午、順陽王泰を均州に徙す。上曰はく、「父子の情は、自然に出づ。朕、今、泰と生きたがら離る。亦何の心か自ら處せん。然れども朕、天下の主と爲り、但だ百姓をして安寧ならしめば、私情も亦割く可きのみ」と。又、泰が上る所の表を以て近臣に示して曰はく、「泰は誠に俊才たり。朕が心、之を念ふは、卿が曹の知る所なり。但だ社稷の故を以て、之を斷するに義を以てせざるを得ず。之をして外に居らしむるは、亦、之を兩全する所以なるのみ」と。是より先、諸州の長官、或は上佐、歲首に親ら貢物を奉じて京師に入る。之を【四九】朝集使と謂ふ。亦、之を考使と謂ふ。京師、邸無く、率ね屋を儼り、商賈と雜居す。上始めて有司に命じ、之が爲めに邸を作らしむ。冬十一月己卯、上、【五〇】園丘に祀る。

羅の入朝の路を絶たんと謀る。兵の救援せんことを乞ふ」と。上、司農丞を齎して高麗に賜はしめ、曰はく、「新羅、質を國家に委ね、朝貢、乏しからず。爾、百濟と、各宜しく兵を戡むべし。若し更に之を攻めなば、明年、兵を發して爾の國を撃たん」と。癸未、承乾を黔州に徙す。甲午、順陽王泰を均州に徙す。上曰はく、「父子の情は、自然に出づ。朕、今、泰と生きたがら離る。亦何の心か自ら處せん。然れども朕、天下の主と爲り、但だ百姓をして安寧ならしめば、私情も亦割く可きのみ」と。又、泰が上る所の表を以て近臣に示して曰はく、「泰は誠に俊才たり。朕が心、之を念ふは、卿が曹の知る所なり。但だ社稷の故を以て、之を斷するに義を以てせざるを得ず。之をして外に居らしむるは、亦、之を兩全する所以なるのみ」と。是より先、諸州の長官、或は上佐、歲首に親ら貢物を奉じて京師に入る。之を朝集使と謂ふ。亦、之を考使と謂ふ。京師、邸無く、率ね屋を儼り、商賈と雜居す。上始めて有司に命じ、之が爲めに邸を作らしむ。冬十一月己卯、上、園丘に祀る。

【四六】 周公は弟にして管叔は兄なり。成王、幼にして、周公、政を執る。管蔡、流言し、武庚を挾みて以て叛く。周公、之を誅し、以て周室を安んず。
【四七】 魯の公子慶父・叔牙・季友は、皆、莊公の子なり。莊公疾み、後を叔牙に問ふ。牙曰はく、慶父、才ありと。季友に問ふ。友曰はく、臣、死を以て般を奉ぜん」と。遂に叔牙を燬して般を立つ。
【四八】 三職。即ち工部尚書と爲り及び兩宮を衛るを謂ふ。
【四九】 坐寐。坐して睡るなり。
【五〇】 唐の監丞は從六品下。
【五一】 相里玄獎。相里は姓、玄獎は名。
【五二】 均州。武當縣、漢、南陽郡に屬し、晉、順陽郡に屬し、宋、始平郡に屬す。梁、武當郡及び興州を置く。後周、豐州と改む。隋の開皇の初、均州と改む。大業の初、廢して武當縣と爲し、浙陽郡に屬す。義寧二年、浙陽の武當、均陽を分ちて均州を置く。今の湖北省襄陽道均縣の北に治す。
【五三】 朝集使は隋より以來之れ有り。
【五四】 園丘に祀る。貞觀の禮、冬至に、昊天上帝を園丘に祀る。

初め上、隱太子・巢の刺王と隙有り。密の明公贈司空封德彝、陰に兩端を持す。楊文幹の亂に、上皇、隱太子を廢して上を立てんと欲す。德彝、固く諫めて止む。其事甚だ秘し、上、之を知らず。薨後乃ち之を知る。壬辰、治書侍御史唐臨、始めて其事を追劾し、官を黜け、爵を奪はんと請ふ。上、百官に命じて之を議せしむ。尙書唐儉等議す、「德彝は、罪、身後に暴はれ、恩、生前に結び、歴る所の衆官、追奪す可からず。請ふ贈を降し、諡を改めん」と。詔して、其贈官を黜け、諡を改めて繆と曰ひ、食む所の實封を削る。

【五】事、一百九十一卷武德七年に見ゆ。

【五】太子治、小字は雉奴。

【五】二十三卷漢の昭帝元鳳元年に見ゆ。

勅して、良家の女を選び、以て東宮に實す。癸巳、太子、左庶子于志寧を遣はして之を辭せしむ。上曰はく、「吾、子孫をして微賤に生れしむるを欲せざるのみ。今既に辭を致す。當に其意に従ふべし」と。上、太子が仁弱なるを疑ひ、密に長孫無忌に謂つて曰はく、「公、我に勸めて、雉奴を立てしむ。雉奴は懦なり。恐らくは社稷を守る能はざらん。奈何。吳王恪は、英果、我に類す。我、之を立てんと欲す。何如」と。無忌固く争ひ、以て不可と爲す。上曰はく、「公、恪が己の甥に非ざるを以てなるか」と。無忌曰はく、「太子は仁厚にして、眞に守文の良主なり。儲副は至つて重し。豈に數易ふ可けんや。願はくは陛下、之を熟思せよ」と。上乃ち止む。十二月壬子、上、吳王恪に謂つて曰はく、「父子は至親なりと雖も、其の罪有るに及びては、則ち天下の法、私す可からざるなり。漢已に昭帝を立て、燕王旦、

服せず、陰に不軌を圖る。霍光折簡して之を誅せり。人の臣子たるもの、戒めざる可からず」と。庚申、車駕、驪山の温湯に幸す。庚午、宮に還る。

十八年、春正月乙未、車駕、鍾官城に幸す。庚子、鄂縣に幸す。壬寅、驪山の温湯に幸す。

相里玄獎、平壤に至る。莫離支、已に兵を將ゐて新羅を撃ち、其兩城を破る。高麗王、之を召さしむ。乃ち還る。玄獎、諭して、新羅を攻むる勿らしむ。莫離支曰はく、「昔、隋人入寇するや、新羅、疊に乗じ、我が地を侵すこと五百里なりき。我が侵地を歸すに非ざるよりは、恐らくは兵未だ已む能はざらん」と。玄獎曰はく、「既往の事は、焉んぞ追論す可けんや。遼東の諸城に至りては、本、皆、中國の郡縣なり。中國すら尙ほ且つ言はず。高麗、豈に必ずしも故地を求むるを得んや」と。莫離支、支竟に従はず。二月乙巳朔、玄獎還り、具に其狀を言ふ。上曰はく、「蓋蘇文、其君を弑し、其大臣を賊し、其民を殘虐す。今、又、我が詔命に違ひ、鄰國を侵暴す。以て討たざる可からず」と。諫議大夫

【一】鍾官。漢の鍾官は上林苑中に在り。唐の時に至りて、蓋し故城猶ほ存するなり。其地、當に鄂杜二縣の界に在るべし。

【二】隋人入寇。隋の煬帝、高麗を伐つ時をいふ。

【三】遼東云云。高麗の地、漢魏、皆、郡縣と爲す。晉氏の亂に、始めて中國と絶つ。

褚遂良曰はく、「陛下、指麾すれば則ち中原清晏に、顧眄すれば則ち四夷警服し、威望・大なり。今乃ち海を渡り、遠く小夷を征し、若し期を指して克捷せば、猶ほ可なり。萬一蹉跌せば、威を傷ひ望を

損せん。更に忿兵を興さば、則ち安危測り難からん」と。李世勣曰はく、「間者、薛延陀・入寇するや、陛下、兵を發して窮討せんと欲す。魏徵諫めて止め、今に至るまで患を爲さしむ。曷に陛下の策を用ひしならば、北鄙安からん」と。上曰はく、「然り。此れ誠に徵の失なり。朕、尋ぎて之を悔ゆ。而も言ふを欲せず。良謀を塞がんことを恐るるが故なり」と。上、自ら高麗を征せんと欲す。褚遂良・上疏して以爲はく、「天下は譬へば猶ほ一身のごとし。兩京は心腹なり。州縣は四肢なり。四夷は身外の物なり。高麗の罪大なり。誠に當に討を致すべし。但だ二三の猛將に命じ、四五萬の衆を將らしめば、陛下の威靈に仗り、之を取ること掌を反すが如くならんのみ。今、太子新に立ち、年尚ほ幼穉なり。自餘の藩屏は、陛下の知る所なり。一旦、金湯の全きを棄て、遼海の險を踰え、天下の君を以て、輕行遠擧するは、皆、愚臣の甚だ憂ふる所なり」と。上、聽かず。時に羣臣、高麗を征するを諫むる者多し。上曰はく、「八堯九舜も、冬種うる能はず。野夫童子も、春種うれば生ず。時を得るが故なり。夫れ天、其時有り、人、其功有り。蓋蘇文、上を陵ぎ下を虐げ、民、頸を延ばして救を待つ。此れ正に高麗の亡ぶ可きの時なり。議者紛紜たるは、但だ此を見ざればなるのみ」と。

己酉、上、靈口に幸す。乙卯、宮に還る。

三月辛卯、左衛將軍薛萬徹を以て右衛大將軍を守らしむ。上嘗て侍臣に謂つて曰はく、「今に於て

【四】薛延陀入寇。十五年、突厥、思摩を撃つをいふ。
 【五】靈口。新唐書には零口に作る。京兆臨潼縣(今、陝西省關中道)に零口鎮有り。

名將は、惟だ世勣・道宗・萬徹の三人のみ。世勣・道宗は、大勝する能はざれども、亦、大敗せず。萬徹は、大勝するに非ざれば則ち大敗す」と。

夏四月、上、兩儀殿に御す。皇太子・侍す。上、羣臣に謂つて曰はく、

「太子の性行、外人も亦之を聞くか」と。司徒無忌曰はく、「太子、宮門を出でずと雖も、天下、聖徳を欽仰せざるは無し」と。上曰はく、「吾、治

の年の時の如きは、頗る・常度に循ふ能はず。治は幼より寛厚なり。諺に曰はく、(六)狼を生むも猶ほ羊の如くならんことを恐る」と。其の稍壯にして自ら同じからざらんことを冀ふのみ」と。無忌對へて曰はく、「陛下は

神武、乃ち撥亂の才なり。太子は仁恕、實に守文の徳なり。趣尙、異なりと雖も、各、其分に當る。此れ乃ち皇天、大唐に祚して蒼生に福する所以の者なり」と。

辛亥、上、九成宮に幸す。壬子、太平宮に至る。侍臣に謂つて曰はく、

「人臣、旨に順ふ者多く、顔を犯すは則ち少し。今、朕、自ら其失を聞かんと欲す。諸公、其れ直言して・隱す無かれ」と。長孫無忌等皆曰はく、「陛下、失無し」と。劉洎曰はく、「頃、上書して・旨に稱はざる者有れば、陛下、皆、面のあたり窮詰を加へ、慙懼して退かざる

【六】曹大家の女誡に曰はく、男を生めば狼の如きも、猶ほ其の羊のごとくなんことを恐る、女を生めば鼠の如きも、猶ほ其の虎ならんことを恐ると。蓋し古語なり。
 【七】胡三省曰はく、無忌が太子を保護すること至れり。其後に追びてや、元舅の親を以て、婦人の間する所と爲り、其身を保ち其家を保つ能はず、而して唐も亦祀られざるに幾し。則ち太子は、之を寛厚と謂ふ可からず、之を闇弱と謂ひて可なりと。
 【八】今の陝西省關中道鄂縣の東南三十里に隋の太平宮有り。

は無し。恐らくは言路を廣むる所以に非ざらん』と。馬周曰はく、『陛下、比來、賞罰、微しく喜怒を以て、高下する所有り。此外、其失を見ず』と。上、皆、之を納る。上、文學を好みて辯敏なり。羣臣、事を言ふ者、上、古今を引きて以て之を折けば、多く對ふる能はず。劉洎、上書して諫めて曰はく、『帝王と凡庶と、聖哲と庸愚と、上下相懸たり、擬倫斯に絶す。是に知る、至愚を以て至聖に對し、極卑を以て至尊に對すれば、徒らに自ら強めんことを思ふも、得可からざることを。陛下、恩旨を降し、慈顔を假し、凝旒以て其言を聽き、虛襟以て其説を納るとも、猶ほ恐る羣下未だ敢て對敷せざらんことを。況んや神機を動かし、天辯を縱にし、辭を飾りて以て其理を折き、古を引きて以て其の議を排せば、凡庶に令せんと欲するも、何ぞ應答に階せんや。且つ多く記すれば則ち心を損し、多く語れば則ち氣を損す。心氣内に損すれば、形神外に勞す。初め覺えずと雖も、後必ず累を爲さん。須く社稷の爲めに自ら愛すべし。豈に性好の爲めに自ら傷はんや。秦政が彊辯にして、人心を自ら矜るに失ひ、魏文が宏才にして、衆望を虚説に虧くが如きに至りては、此れ材辯の累、較然として知る可し』と。上、飛白もて之に答へて曰はく、『慮に非ざれば以て下に臨む無く、言に非ざれば、以て慮を述ぶる無し。比、談論有り、遂に煩多を致す。物を輕んじ人に驕るは、恐らくは茲道に由ら

- 【九】凝旒。冠のたれを動かさず。即ち靜に端坐すること。
- 【一〇】對敷。敷は揚と同じ。
- 【一一】性好。性の好む所を謂ふなり。
- 【一二】秦政。秦の始皇帝。
- 【一三】飛白。飛白の書なり。
- 【一四】讒言。善言なり。
- 【一五】是時、九成宮に幸する

ん。形神心氣、此を勞と爲すに非ず。今、讒言を聞き、懷を虚しくして以て改む』と。己未、顯仁宮に至る。

上、將に高麗を征せんとす。秋七月辛卯、將作大匠閻立德等に勅し、洪・饒・江・三州に詣り、船四百艘を造り、以て軍糧を載せしむ。甲午、詔を下し、營州都督張儉等を遣はし、幽營二都督の兵及び契丹・奚・靺鞨を帥る、先づ遼東を撃ち、以て其勢を觀しむ。太常卿韋挺を以て饋運使と爲し、民部侍郎崔仁師を以て之に副たらしむ。河北の諸州より、皆、挺の節度を受け、便宜を以て事に從ふを聽す。又、太僕少卿蕭銳に命じ、河南の諸州の糧を運びて海に入らしむ。銳は瑯の子なり。

は、暑を避くるが爲めなり。八月甲子に至りて、始めて九成宮より京師に還る。顯仁宮は河南の壽安縣に在り。東都に幸するには中頓たり。九成宮に幸するには、其の經る所の路に非ず。岐州の郿縣に、隋の安仁宮あり。顯は恐らくは當に安に作るべからん。

八月壬子、上、司徒無忌等に謂つて曰はく、『人、自ら其過を知らざるに苦しむ。卿、朕が爲めに之を明言す可し』と。對へて曰はく、『陛下の武功文德、臣等、將順するに之れ暇あらず。又、何の過の言ふ可からん』と。上曰はく、『朕、公に問ふに己の過を以てす。公等乃ち曲げて相諛悦す。朕、面のあたり公等の得失を擧げ、以て相戒めて之を改めんと欲す。何如』と。皆拜謝す。上曰はく、『長孫無忌は、善く嫌疑を避け、物に應ずること敏速に、事理を決斷するは、古人も過ぎず。而して兵を總べて攻戰するは、其の長ずる所に非ず。高士廉は、古今を涉獵し、心術明達に、難に臨みて、

節を改めず、官に當りて朋黨する無し。乏しき所の者は骨鯁規諫のみ。唐儉は、言辭辯捷にして、善く人を和解す。(二六)朕に事ふること三十年、遂に言の獻替に及ぶ無し。楊師道は、性行純和にして、自ら愆違無し。而して情實怯懦にして、緩急、力を得可からず。岑文本は、性質敦厚、文章華贍なり。而して持論恒に經遠に據り、自ら當に物に負かざるべし。劉洎は、性最も堅貞にして、利益有り。然れども其意、然諾を尙び、朋友に私す。馬周は、事を見ること敏速に、性甚だ貞正に、人物を論量し、直道にして言ふ。朕、比任使するに、多く能く意に稱ふ。褚遂良は、學問稍長じ、性亦堅正に、毎に忠誠を寫し、朕に親附す。譬へば飛鳥人に依れば、人自ら之を憐むが如し」と。

甲子、上、京師に還る。

丁卯、散騎常侍劉洎を以て侍中と爲し、行中書侍郎岑文本を中書令と爲し、太子左庶子中書侍郎馬周をして中書令を守らしむ。文本既に拜し、家に還りて憂色有り。母、其故を問ふ。文本曰はく、『勳に非ず舊に非ざるに、濫に寵榮を荷ひ、位高く責重し。憂懼する所以なり』と。親賓、來り賀する者有り。文本曰はく、『今、弔を受くるも、賀を受けざるなり』と。文本の弟文昭、(二七)校書郎たり。賓客を喜む。上、之を聞き、悦ばず。嘗て從容として文本に謂つて曰はく、『卿の弟、爾の交結に過ぐと。恐らくは卿の累を爲さん。朕、出でて外官と爲さんと欲す。何如』

【二六】帝未だ兵を起さざる時、儉、晉陽に在り、雅より帝と遊ぶ。
【二七】唐の校書郎は、正九品上、典籍を饗接するを掌る。祕書省に屬す。

と。文本泣きて曰はく、『臣の弟少くして孤なり。老母の特に鍾愛する所にして、未だ嘗て(二八)信宿して左右を離れず。今若し外に出でば、母必ず愁悴せん。儻し此弟無くば、亦、老母無からん』と。因つて歔歔嗚咽す。上、其意を感みて止む。惟だ文昭を召して之を嚴戒す。亦卒に過無し。

九月、諫議大夫褚遂良を以て(二九)黃門侍郎と爲し、朝政に參預せしむ。

焉者、西突厥に貳あり。西突厥の大臣屈利啜、其弟の爲めに焉者王の女を娶る。是に由りて朝貢多

く闕く。(三〇)安西都護郭孝恪、之を討たんと請ふ。詔して、孝恪を以て西

州道行軍總管と爲し、步騎三千を帥る、銀山道に出で、以て之を撃たし

む。會焉者王の弟頡鼻兄弟三人、西州に至る。孝恪、頡鼻の弟栗婆準を

以て郷導と爲す。焉者城は、四面皆水、險を恃みて、備を設けず。孝恪、

道を倍し兼行し、夜、城下に至り、將士に命じ、水に浮びて度らしむ。曉

くる比ほひ城に登り、其王突騎支を執へ、首虜七千級を獲、栗婆準を留め、

國事を攝せしめて還る。孝恪去りて三日、屈利啜、兵を引きて焉者を救ふ。及ばず。栗婆準を執へ、

勁騎五千を以て孝恪を追ひ、銀山に至る。孝恪還り撃ちて之を破る。奔るを追ふこと數十里。辛卯、

上、侍臣に謂つて曰はく、『孝恪近ごろ奏して稱す、『八月十一日、往きて焉者を撃ち、二十日應に至る

べし。必ず二十二日を以て之を破らん』と。朕、其道里を計るに、使者、今日至らん』と。言未だ畢ら

【二八】信宿。二夜どまり。
【二九】黃門侍郎。即ち門下侍郎、正四品上、侍中の職に貳するを掌り、凡て政の弛張、事の與奪、皆參預す。
【三〇】安西都護府は時に西州交河城に治し、西のかた焉者に至るまで、七百一十里。

ざるに驛騎至る。西突厥の處那噶、其吐屯をして焉耆を攝せしめ、使を遣はして入貢す。上、之を數めて曰はく、『我、兵を發し、撃ちて焉耆を得たり。汝、何人にして之に據る』と。吐屯懼れ、其國に返る。焉耆、栗婆準の從父兄薛婆阿那支を立てて王と爲す。仍ほ處那噶に附く。

乙未、鴻臚奏す、『高麗の莫離支、白金を貢す』と。褚遂良曰はく、『莫離支、其君を弑す。』九夷の容れざる所なり。今將に之を討たんとす。而るに其金を納るるは、此

麗の使者に謂つて曰はく、『汝が曹、皆、高武に事へて官爵有り。莫離支

弑逆す。汝が曹、讎を復する能はず。今更に之が爲めに遊説し、以て大國

を欺く。罪孰かこれよりも大ならん』と。悉く以て大理に屬す。

冬十月辛丑朔、日、之を食する有り。

甲寅、車駕、洛陽に行幸し、房玄齡を以て京師を留守せしめ、右衛大將軍工部尚書李大亮を之に副たらしむ。

郭孝恪、焉耆王突騎支及び其妻子を鑱ぎ、行在に詣る。勅して之を宥す。丁巳、上、太子に謂つて曰はく、『焉耆王、賢輔を求めず、忠謀を用ひず、自ら滅亡を取り、頸を係ぎ手を束ね、萬里に漂搖す。人、此を以て

懼を思はば、則ち懼、知る可し』と。己巳、灑池の天池に敗す。十一月壬申、洛陽に至る。前の宜州の刺史鄭元璿、已に致仕す。上、其の嘗て隋の煬帝に從つて高麗を伐ちしを以て、召して行在に詣らしめ、之に問ふ。對へて曰はく、『遼東は道遠く、糧運・艱阻にして、東夷善く城を守る。之を攻むとも猝に下す可からざらん』と。上曰はく、『今日は隋の比に非ず。公但だ之を聽け』と。張儉等、遼水の漲るに値ひ、久しく・濟るを得ず。上、以て畏懦と爲し、儉を召して洛陽に詣らしむ。至るや、具に山川の險易・水草の美惡を陳ぶ。上悦ぶ。上、洛州の刺史程名振が善く兵を用ふるを聞き、召して方略を問ふ。其才敏を喜し、之を勞勉して曰はく、『卿、將相の器有り。朕方に將に任使せんとす』と。名振、失して拜謝せず。上、試に責怒し、以て其の爲す所を觀んとし、曰はく、『山東の鄙夫、一刺史を得、以て富貴極まれりと爲すか。敢て天子の側に於て、言語・麤疎なり。又復た・拜せず』と。名振・謝して曰はく、『疎野の臣、未だ嘗て親しく聖問を奉せず。適方に・心に對ふる所を思ふ。故に拜を忘るるのみ』と。舉止自若、應對愈明辯なり。上乃ち歎じて曰はく、『房玄齡、朕の左右に處ること二十餘年、朕が餘人を譴責するを見る毎に、顔色、主無し。名振、平生、未だ嘗て朕を見ず。朕、一旦、之を責むるに、曾て震懼する無く、辭理、失はず。眞に奇士なり』と。即日、右驍衛將軍に

【一】 處那噶。蓋し亦、西突厥の部落の酋長なり。
【二】 九夷。東方に暎夷・干夷・方夷・黃夷・白夷・赤夷・玄夷・風夷・陽夷の九夷有り。後漢書に見ゆ。
【三】 鄯鼎。春秋に、桓公、鄯の大鼎を宋に取り。大廟に納る。禮に非ざるなりと。
【四】 灑池縣は、漢晉、弘農郡に屬す。後魏、灑池郡を置く。後周、河南郡を置く。大象中、郡を廢し、縣を以て洛州に屬す。唐、穀州に屬す。今の河南省河洛道灑池縣。熊耳山際に、池有り、池水東南流す。

【一】 灑池。蓋し亦、西突厥の部落の酋長なり。
【二】 九夷。東方に暎夷・干夷・方夷・黃夷・白夷・赤夷・玄夷・風夷・陽夷の九夷有り。後漢書に見ゆ。
【三】 鄯鼎。春秋に、桓公、鄯の大鼎を宋に取り。大廟に納る。禮に非ざるなりと。
【四】 灑池縣は、漢晉、弘農郡に屬す。後魏、灑池郡を置く。後周、河南郡を置く。大象中、郡を廢し、縣を以て洛州に屬す。唐、穀州に屬す。今の河南省河洛道灑池縣。熊耳山際に、池有り、池水東南流す。

水側に一池有り、世に之を灑池と謂ふ。
【五】 鄭元璿、隋に仕へて右武侯將軍と爲り、從つて高麗を伐つ。
【六】 胡三省曰く、帝は所謂國家の大甲兵の強・算略の以て勝を取るに足るな恃み、威を敵に見さんと欲する者也。
【七】 失。過誤なり。

唐太宗文武大聖大廣孝皇帝貞觀十八年

拜す。甲午、刑部尚書張亮を以て平壤道行軍大總管と爲し、江淮嶺峽の兵四萬・長安・洛陽の募士三千・戰艦五百艘を帥る、萊州より、海に泛びて平壤に趨かしむ。又、太子詹事左衛率李世勣を以て、遼東道行軍大總管と爲し、步騎六萬及び蘭・河・二州の降胡を帥る、遼東に趣かしむ。兩軍、勢を合はせて並び進む。庚子、諸軍大に幽州に集まる。行軍總管姜行本・少府少監丘行淹を遣はし、先づ衆工を督して、梯衝を安羅山に造らしむ。時に遠近の勇士、募に應じ、及び城を攻むる器械を獻する者、勝げて數ふ可からず。上、皆、親ら損益を加へ、其の便易なるを取る。又、手詔して天下に諭すに、「高麗の蓋蘇文、主を弑し民を虐ぐ。情何ぞ忍ぶ可けんや。今、幽薊に巡幸し・罪を遼碣に問はんと欲す。過ぐる所の營頓、勞費を爲す無かれ」といふを以てし、且つ言ふ、「昔、隋の煬帝、其下を殘暴し、高麗王、其民を仁愛せり。亂を思ふの軍を以て、安和の衆を撃つ、故に功を成す能はざりき。今、必勝の道を略言すれば、五有り。一に曰はく大を以て小を撃つ。二に曰はく順を以て逆を討つ。三に曰はく治を以て亂に乗ず。四に曰はく逸を以て勞を待つ。五に曰はく悦を以て怨に當る。何ぞ克たざるを憂へん。元元に布告す、疑懼を爲す勿れ」と。是に於て、凡そ頓舍供費の具、減する者太半なり。十二月辛丑、武陽の懿公李大亮、長安に卒す。遺表して・高麗の師を罷めんと請ふ。家に米五斛・布三十匹を餘す。親戚早く孤となり、大亮の養ふ所と爲り、之を

【一】 峽中の諸州は夔・峽・歸是れなり。

【二】 胡三省曰はく、太宗、高麗を以て必ず克つ可しと爲し、而して卒に克たず。所謂常勝の家は與に敵を慮り難きなりと。

喪すること父の如き者、十有五人。

壬寅、故の太子承乾、黔州に卒す。上、之が爲めに朝を廢し、葬るに國公の禮を以てす。

甲寅、諸軍及び新羅・百濟・奚・契丹に詔して、道を分ちて高麗を撃たしむ。

初め上、突厥の俟利苾可汗を遣はし、北して河を度らしむ。薛延陀の眞珠可汗、其部落の翻動せんことを恐れ、意甚だ之を惡み、豫め輕騎を漠北に蓄へ、之を撃たんと欲す。上、使を遣はして戒勅し、相攻むるを得る無からしむ。眞珠可汗對へて曰はく、「至尊、命有り、安んぞ敢て從はざらん。然れども突厥は翻覆して・期し難し。其の未だ破れざるの時に當りては、歲ごとに中國を犯し、人を殺すこと千萬を以て計る。臣以爲へらく、至尊之に克たば、當に翦りて奴婢と爲し、以て中國の人に賜ふべしと。乃ち反つて之を養ふこと子の如し。其恩德至れり。而るに結社率竟に反せり。此屬は獸心なり。安んぞ人理を以て待つ可けんや。臣、恩を荷ふこと深厚なり。請ふ至尊の爲めに之を誅せん」と。是より數相攻む。俟利苾が北に度るや、衆十萬・勝兵四萬人有り。俟利苾、撫御する能はず。衆、愜服せず。戊午、悉く俟利苾を棄て、南して河を度り、勝夏の間に處らんと請ふ。上、之を許す。羣臣、皆、以爲はく、「陛下

【三〇】 前卷十五年に見ゆ。

【三一】 胡三省曰はく、夷狄、大種に畏服するは、其天性なり。俟利苾、祖父の餘威を承け、中國の大援に依り、還つて部落に主たり。薛延陀、漠北に據ると雖も、突厥の種類と鐵勒の諸部と、舊、突厥に屬す。俟利苾の來るを聞かば、恐らくは翻つて之に從はん。故に甚だこれを惡むと。

【三二】 事、一百九十五卷十三年に見ゆ。

【三三】 愜服。心服する也。

方に遠く遼左を征し、而して突厥を河南に置き、京師を距ること遠からず。豈に後慮と爲らざるを得んや。願はくは留まりて洛陽に鎮し、諸將を遣はして東征せよ」と。上曰はく、『夷狄も亦人なるのみ。其情、中夏と殊ならず。人主、德澤の加はらざるを患ふ。必ずしも異類を猜忌せず。蓋し德澤洽ければ、則ち四夷も一家の如くならしむ可し。猜忌多ければ、則ち骨肉も讎敵と爲るを免れず。煬帝・無道にして、人を失ふこと已に久し。遼東の役、人皆手足を斷ち、以て征役を避く。玄感、運卒を以て黎陽に反せり。戎狄が患を爲すに非ざるなり。朕、今、高麗を征するに、皆、行くを願ふ者を取る。十を募りて百を得、百を募りて千を得。其の軍に従ふを得ざる者、皆、憤歎鬱邑す。豈に隋の怨民を行かしめしに比せんや。突厥は貧弱にして、吾收めて之を養ふ。計るに其の恩を感ずること、骨髓に入らん。豈に肯て患を爲さんや。且つ彼、薛延陀と、嗜欲略ぼ同じ。彼、北して薛延陀に奔らず、而して南して我に歸す。其情、見る可し』と。顧みて褚遂良に謂つて曰はく、『爾、起居に知たり。我が爲めに之を志せ。今より十五年、突厥の患無きを保す』と。俟利茲、既に衆を失ひ、輕騎にて入朝す。上、以て右武衛將軍と爲す。

【三四】 勝州は京師を去ること一千八百三十里。今の山西の托克托・薩拉齊二縣、蒙古の鄂爾多斯左翼及び茂明安の地を兼ね。夏州は京師を去ること一千一百一十里。今の陝西省榆林道橫山縣の西に在り。
【三五】 玄感云云。一百八十二卷隋の煬帝大業九年に見ゆ。

十九年、春正月、韋挺、先づ行きて漕渠を視ず。運米六百餘艘。盧思臺の側に至り。淺塞して進む能はざるに坐し、洛陽に械送す。丁酉、名を除く。將作少監李道裕を以て之に代らしむ。崔仁師も亦坐して官を免せらる。

滄州の刺史席辯、賊汚に坐し、二月庚子、朝集使に詔し、臨觀して之を戮せしむ。庚戌、上、自ら諸軍を將りて洛陽を發し、特進蕭瑀を以て洛陽宮の留守と爲す。乙卯、詔す、『朕、定州を發するの後、宜しく皇太子をして國を監せしむべし』と。開府儀同三司致仕尉遲敬德・上言す、『陛下親しく遼東を征し、太子、定州に在り。長安・洛陽、心腹空虚なり。恐らくは玄感の變有らん。且つ邊隅の小夷は、以て萬乘を勤むるに足らず。願はくは偏師を遣はして之を征せよ。期を指して、殄す可からん』と。上、從はず。敬德を以て左一馬軍總管と爲し、行に從はしむ。

【一】 漕渠。蓋し曹操が烏丸を伐つとき開きし所の泉州渠なり。
【二】 盧思臺。幽州を去ること八百里。
【三】 勤。勞するなり。

丁巳、詔して、殷の太師比干に諡して忠烈と曰ひ、所司、其墓を封じ、春秋祠るに少牢を以てし、隨近五戸を給し、灑掃に供せしむ。上が京師を發するや、房玄齡に命じ、便宜を以て事に從ふを得、復た奏請せざらしむ。或るひと留臺に詣り、密有りと稱す。玄齡、密謀の在る所を問ふ。對へて曰はく、『公則ち是れなり』と。玄齡、

行在に驛送す。上、「留守、表有り、密を告ぐる人を送る」と聞き、上怒り、人をして長刀を前に持せしめ、而して後之を見、問ふ、「告ぐる者は誰と爲す」と。曰はく「房玄齡」と。上曰はく、「果して然り」と。叱して、腰斬せしめ、璽書もて玄齡を讓むるに、自ら信する能はざるを以てし、「更に是の如き者有らば、之を専決す可し」といふ。癸亥、上、鄴に至り、自ら文を爲りて、魏の太祖を祭りて曰はく、「危きに臨み變を制し、敵を料り奇を設く。一將の智は餘り有り、萬乗の才は足らず」と。是月、李世勣の軍、幽州に至る。三月丁丑、車駕、定州に至る。丁亥、上、侍臣に謂つて曰はく、「遼東は本中國の地なり。隋氏、四たび師を出し、而も得る能はざりき。朕、今東征し、中國の爲めに子弟の讎を報い、高麗のため君父の恥を雪がんと欲するのみ。且つ方隅大に定まり、惟だ此のみ未だ平がす。故に朕が未だ老いざるに及び、士大夫の餘力を用ひて以て之を取らん。朕、洛陽を發してより、惟だ肉飯を噉ふ。春蔬と雖も、亦、之を進めず。其煩擾を懼るるが故なり」と。上、病卒を見、召して御榻の前に至らしめて存慰し、州縣に付して之を療せしむ。士卒、感悅せざるは莫し。

- 【四】 鄴縣は、本、相州の治所。
- 【五】 魏の太祖。鄴城の西に葬る。
- 【六】 洛陽より幽州に至るまで、一千六百里。
- 【七】 洛陽より定州に至るまで一千二百里。
- 【八】 四たび師を出す。隋の文帝開皇十八年、高麗を伐つ。煬帝大業八年、九年、十年、三たび高麗を伐つ。
- 【九】 中國の人、其父兄、高麗に死す。今、之を伐つは、是れ其子弟の爲めに父兄の讎を報ゆるなり。
- 【一〇】 蓋蘇文、其主を弑す、而して其臣子、討つ能はず、恥これよりも大なるは莫し。今、其罪を討つは、是れ高麗の爲めに恥を雪ぐなり。
- 【一一】 東征の名籍に預らざる者を謂ふ。

征名に預らざる有り、自ら私装を以て軍に従はんことを願ふもの、動もすれば千を以て計る。皆曰はく、「縣官の勳賞を求めず、惟だ願はくは死を遼東に效さん」と。上、許さず。上將に發せんとす。太子・悲泣すること數日。上曰はく、「今、汝を留めて鎮守せしめ、輔くるに俊賢を以てし、天下をして汝が風采を識らしめんと欲す。夫れ國を爲むるの要は、賢を進め不肖を退け、善を賞し惡を罰し、至公にして私無きに在り。汝當に努力して此を行ふべし。悲泣して何をか爲さん」と。開府儀同三司高士廉に命じ、太子太傅を攝し、劉洎・馬周、少詹事張行成・右庶子高季輔と、同じく機務を掌り、太子を輔けしむ。長孫無忌・岑文本、吏部尙書楊師道と與に、行に従ふ。壬辰、車駕、定州を發し、親ら弓矢を佩び、手づから雨衣を鞍後に結ぶ。長孫無忌に命じて侍中を攝し、楊師道を以て、中書令を攝せしむ。李世勣の軍、柳城を發し、多く形勢を張り、懷遠鎮に出づる者の若くし、而して師を潛めて北して甬道に趣き、高麗の不意に出づ。夏四月戊戌朔、世勣、甬道より遼水を濟り、玄菟に至る。高麗、大に駭き、城邑皆門を閉ちて自ら守る。壬寅、遼東道副大總管江夏王道宗、兵數千を將る、新城に至る。折衝都尉曹三良、十餘騎を引き、直に城門を壓す。城中、驚擾し、敢て出づる者無

- 【一】 營事。秦の官。漢より以來、東宮内外の業務を掌る。唐に至りて、少詹事一人を置く。正四品上。
- 【二】 柳城縣は營州の治所。
- 【三】 懷遠。營州に懷遠守捉城有り。
- 【四】 甬道。隋、浮橋を起し、遼水を渡りて、築く所なり。
- 【五】 甬道。隋、浮橋を起し、遼水を渡りて、築く所なり。
- 【六】 通定鎮は、遼水の西に在り。隋の大業八年、遼を伐ちて置く所。
- 【七】 玄菟。漢の武帝、玄菟郡を開き、沃沮に治す。後、郡を句麗縣に徙す。

營州都督張儉、胡兵を將ゐて前鋒と爲り、進みて遼水を渡り、建安城に趨き、高麗の兵を破り、斬首數千級。

太子、高士廉を引き、楊を同じくして事を視る。又、更に士廉の爲めに案を設けしむ。士廉・固辭す。

丁未、車駕、幽州を發す。上悉く軍中の資糧器械簿書を以て、岑文本に委ぬ。文本、夙夜勤力し、躬自ら料配し、(一)籌筆、手を去らず。精神耗竭し、言辭舉措、頗る平日に異なり。上見て之を憂へ、左右に謂つて曰はく、「文本、我と同じく行けども、恐らくは我と同じく返らざらん」と。是日、暴疾に遇うて薨す。其夕、上、(二)嚴鼓の聲を聞き、曰はく「文本・殞没す。聞くに忍びざる所なり」と。命じて之を撤せしむ。時に右庶子許敬宗、定州に在り、高士廉等と、同じく機要を知る。文本・薨じ、上、敬宗を召し、本官を以て中書侍郎を檢校せしむ。

壬子、李世勣・江夏王道宗、高麗の蓋牟城を攻む。丁巳、車駕、北平に至る。癸亥、李世勣等、蓋牟城を拔き、二萬餘口・糧十餘萬石を獲。張亮、舟師を帥ゐ、東萊より海を渡り、卑沙城を襲ふ。其城、四面懸絶し、惟だ西門のみ上る可し。程名振、兵を引きて夜至る。

- 【一】建安城。遼東城より西行すること三百里にして建安城に至る。今の奉天省遼瀋道鐵嶺縣の東北に在り。
- 【二】籌筆。籌は以て計算する所。筆は以て書する所。
- 【三】嚴鼓。疾撃の鼓。
- 【四】蓋牟城。遼東城の東北に在り。唐、之を取り、其地を以て蓋州と爲す。
- 【五】北平。此れ古の北平なり。舊唐志に、平州、隋、北平郡と爲す。

副總管王大度・先登す。五月己巳、之を拔き、男女八千口を獲。總管丘孝忠等を分遣し、兵を鴨綠水に曜かす。李世勣、進みて遼東城下に至る。庚午、車駕、遼澤に至る。泥淖二百餘里、人馬、通ずべからず。將作大匠閻立德、土を布き橋を作り、軍、行を留めず。壬申、澤東に度る。乙亥、高麗の步騎四萬、遼東を救ふ。江夏王道宗、四千騎を將ゐ、逆へて之を撃つ。軍中皆以爲はく、「衆寡・懸絶す。溝を深くし壘を高くし、以て車駕の至るを俟つに若かじ」と。道宗曰はく、「賊、衆を恃み、我を輕んずるの心有り。遠く來りて疲頓す。之を撃たば必ず敗れん。且つ吾が屬、前軍と爲る、當に道を清めて以て乘輿を待つべし。」乃ち更に賊を以て君父に遣さんや」と。李世勣、以て然りと爲す。果毅都尉馬文學曰はく、「勅敵に遇はずんば、何を以て壯士を顯はさん」と。馬に策うちて敵に趨く。向ふ所皆靡く。衆心稍安んず。既に合戦し、行軍總管張君父退き走る。唐の兵、利あらず。道宗、散卒を收め、高きに登りて望み、高麗の陳の亂れたるを見、驍騎數十と與に、之を衝き、左右出入す。李世勣、兵を引きて之を助く。高麗大に敗る。斬首千餘級。丁丑、車駕、遼水を度り、橋を撤して以て士卒の心を堅くし、馬首山に軍す。江夏王道宗に勞賜し、馬文學を中郎將に超拜し、張君父を斬る。上、自ら數百騎を將ゐて、遼東城下に至り、士卒が土を負ひて塹を填むるを見る。上、其の尤も重き者を分ち、馬上に於て之を持す。從官、争うて土を負ひ、城下に致す。李世勣、遼東城を攻

- 【一】鴨綠水。平壤城の西北四百五十里に在り、源は靺鞨の長白山より出づ。
- 【二】泥淖。泥を以て君父に遣さんとす。漢の耿弇の言。

め、晝夜、息まず、旬有二日。上、精兵を引ききて之に會し、其城を圍むこと數百重。鼓譟の聲、天地に震ふ。甲申、南風・急なり。上、銳卒を遣はし、衝竿の末に登り、其西南樓を燕かしむ。火、城中に延焼す。因つて將士を磨きて城に登らしむ。高麗、力戦すれども敵する能はず。遂に之に克つ。殺す所萬餘人、勝兵萬餘人、男女四萬口を得。其城を以て遼州と爲す。乙未、進みて白巖城に軍す。丙申、右衛大將軍李思摩、弩矢に中る。上親ら之が爲めに血を吮ふ。將士、之を聞き、感動せざるは莫し。烏骨城、兵萬餘を遣はし、白巖の聲援を爲す。將軍契苾何力、勁騎八百を以て之を撃つ。何力、身を挺でて陳を陷る。槩、其腰に中る。尙輦奉御薛萬備、單騎にて往きて之を救ひ、何力を萬衆の中に抜きて還る。何力、氣益憤り、瘡を束ねて戦ふ。從騎・奮撃し、遂に高麗の兵を破る。奔るを追ふこと數十里、斬首千餘級。會、暝れて罷む。萬備は萬徹の弟なり。

【五】遼州。今の奉天省遼瀋道遼陽縣。
 【六】烏骨城。登州より東北海行して烏湖島に至る。又行くこと五百里、東して海墻に傍うて、青泥浦・桃花浦・杏人浦・石人江・橐駝灣を過ぎ、乃ち烏骨江に至る。

卷の第一百九十八

唐紀十四

太宗文武大聖大廣孝皇帝下の上

貞觀十九年、六月丁酉、李世勣、白巖城の西南を攻め、上、其西北に臨む。城主孫代音、潛に腹心を遣はし、降らんと請ふ。城に臨みて刀鉞を投じて信と爲し、且つ曰はく、「奴、降らんことを願ふ。城中、従はざる者有り」と。上、唐の幟を以て其使に與へて曰はく、「必ず降らば、宜しく之を城上に建つべし」と。代音、幟を建つ。城中の人以爲へらく、唐の兵已に城に登ると。皆、之に従ふ。上の遼東に克つや、白巖城、降らんと請ふ。既にして中ごろ悔ゆ。上、其の反覆するを怒り、軍中に令して曰はく、「城を得ば、當に悉く人物を以て戰士を賞すべし」と。李世勣、上が將に其降を受けんとするを見、甲士數十人を帥る、請うて曰はく、「士卒、争うて矢石を冒し、其死を顧みざる所以は、虜獲を貪ればなるのみ。今、城、拔くるに垂なんとするに、奈

【一】貞觀十九年。西紀六四五年。
 【二】其男女及び財物を以て賞と爲すを言ふ。
 【三】胡三省曰はく、世勣の此言を觀るに、蓋し少年のとき盜を爲すの氣習未だ除かざるのみと。

何ぞ更に其降を受け、戰士の心に孤く」と。上、馬を下りて謝して曰はく、「將軍の言、是なり。然れども兵を縦ちて人を殺し、而して其妻孥を虜にするは、朕が忍びざる所なり。將軍の麾下の功有る者は、朕、庫物を以て之を賞せん。庶はくは將軍に因りて此一城を贖はん」と。世勣乃ち退く。城中の男女萬餘口を得。上、水に臨みて幄を設け、其降を受け、仍ほ之に食を賜ふ。八十以上には、帛を賜ふこと差有り。他城の兵、白巖に在る者、悉く慰諭して糧仗を給し、其の之く所に任す。是より先、遼東城の長史、部下の殺す所と爲る。其省事、妻子を奉じて白巖に奔る。上、其の義有るを憐み、帛五匹を賜ひ、長史の爲めに靈輿を造り、之を平壤に歸す。白巖城を以て巖州と爲し、孫代音を以て刺史と爲す。契苾何力、瘡重し。上自ら爲めに藥を傳く。推求して、何力を刺しし者高突勃を得、何力に付し、自ら之を殺さしむ。何力奏して稱す、「彼、其主の爲めに、白刃を冒して臣を刺せり。乃ち忠勇の士なり。之と初より相識らず。怨讐有るに非ず」と。遂に之を捨く。初め莫離支、加戸城の七百人を遣はし、蓋牟城に成せしむ。李世勣盡く之を虜にす。其人、軍に従つて自ら效さんと請ふ。上曰はく、「汝の家は皆加戸に在り、汝、我が爲めに戦はば、莫離支、必ず汝の妻子を殺さん。一人の力を得て、一家を滅ぼすは、吾、忍びざるなり」と。戊戌、皆、廩賜して之を遣る。己亥、蓋牟城を以て蓋州と爲す。丁未、車駕、遼東を發す。丙辰、安市城に至る。兵を進めて之を攻む。丁巳、

【四】省事。吏職なり。後漢より以來之れ有り。
 【五】安市。漢の古縣、遼東郡に屬す。

高麗の北部の褥薩延壽・惠眞、高麗・靺鞨の兵十五萬を帥り、安市を救ふ。上、侍臣に謂つて曰はく、「今、延壽の策を爲すに三有り。兵を引きて直に前み、安市城を連ねて壘を爲り、高山の險に據り、城中の粟を食し、靺鞨を縦ちて吾が牛馬を掠めしむ。之を攻むるも猝に下す可からず。歸らんと欲すれば則ち泥濘、阻を爲す。坐して吾が軍を困しむるは、上策なり。城中の衆を抜き、之と與に宵遁るは、中策なり。智能を度らず、來りて吾と戦ふは、下策なり。卿が曹、之を觀よ。必ず下策に出でん。擒と成らんこと、吾が目中に在り」と。高麗に對盧有り。年老いて事に習ふ。延壽に謂つて曰はく、「秦王、内は羣雄を芟り、外は戎服を服し、獨り立ちて帝と爲る。此れ命世の材なり。今、海内の衆を擧げて來る。敵す可からざるなり。吾が計を爲すに、兵を頓めて戦はず。日を曠しくし久しきを持し、奇兵を分遣し、其の運道を斷つに若くは莫し。糧食既に盡きなば、戦を求むるも得ず、歸らんと欲するも路無からん。乃ち勝つ可きなり」と。延壽、從はず。軍を引きて直に進み、安市城を去ること四十里。上、猶ほ其の低徊して至らざらんことを恐れ、左衛大將軍阿史那社爾に命じ、突厥千騎を將ゐて以て之を誘はしむ。兵始めて交りて偽り走る。高麗相謂つて曰はく、「與し易きのみ」と。競ひ進みて之に乗す。安市城の東南八里に至り、山に依りて陳す。上、悉く諸將を召して計を問ふ。長孫無忌

【六】高麗北部。高麗に五部あり、内部、北部、東部、南部、西部なり。五部に各、褥薩有り、蓋し其酋長の稱なり。
 【七】對盧。高麗の官、其の大なる者を、大對盧と號す。一品に比す、總べて國事を知る。
 【八】此れ即ち帝の謂はゆる上策なり。

對へて曰はく、『臣聞く、敵に臨みて將に戦はんとなれば、必ず先づ士卒の情を觀ると。臣適諸營を行經し、士卒を見るに、高麗至ると聞きて、皆刀を抜き旃を結び、喜色に形はる。此れ必ず勝つての兵なり。陛下未だ冠せざるるとき、身親ら陣を行き、凡そ奇を出し勝を制すること、皆上、聖謀に稟け、諸將は成算を奉せしのみ。今日の事、陛下の指蹤せんことを乞ふ』と。上笑つて曰はく、『諸公、此を以て讓らる。朕、當に諸公の爲めに商度すべし』と。乃ち無忌等と、數百騎を従へ、高きに乗じて之を望み、山川の形勢、以て兵を伏し及び出入す可きの所を觀る。高麗・靺鞨、兵を合はせて陳を爲り、長さ四十里。江夏王道宗曰はく、『高麗、國を傾け、以て王師を拒ぐ。平壤の守必ず弱からん。願はくは臣に精卒五千を假せ。其本根を覆さば、則ち數十萬の衆、戦はずして降すべからん』と。上、應せず。

【九】指蹤。獵を以て喻と爲すなり。獸の蹤を指示するとき、狗以て追殺するを得。

使を遣はし延壽を給きて曰はく、『我、爾の國の疆臣が其主を弑せるを以て、故に來りて罪を問ふ。戦を交ふるに至るは、吾が本心に非ず。爾の境に入り、芻粟、給せず。故に爾の數城を取る。爾の國の臣の禮を修むるを俟ち、則ち失ふ所必ず復せん』と。延壽、之を信じ、復た備を設けず。上、夜、文武を召して事を計り、李世勣に命じ、步騎萬五千を將る、西嶺に陳せしめ、長孫無忌をして、精兵萬一千を將るて奇兵と爲し、山北より、狹谷を出で、以て其後を衝かしめ、上自ら步騎四千を將るて、鼓角を挾み、旗幟を偃せ、北山に登る。上、諸軍に敕す、『鼓角を聞かば、齊しく出でて奮撃

せよ』と。因つて有司に命じ、受降幕を(10)朝堂の側に張らしむ。戊午、延壽等、獨り李世勣が陳を布くを見、兵を勸して、戦はんと欲す。上、無忌の軍の塵起るを望見し、命じて鼓角を作し、旗幟を擧げしむ。諸軍、鼓譟して並び進む。延壽等大に懼れ、兵を分ちて之を禦かんと欲す。而るに其陳已に亂る。會、雷電有り。(11)龍門の人薛仁貴、奇服を著け、大呼して陳を陷る。向ふ所、敵無し。高麗の兵、披靡す。大軍、之に乗ず。高麗の兵大に潰ゆ。斬首二萬餘級。上、仁貴を望見し、召して(12)游擊將軍に拜す。仁貴は(13)安都の六世の孫、名は禮、字を以て行はる。延壽等、餘衆を將る、山に依りて自ら固む。上、諸軍に命じて之を圍ましむ。長孫無忌、悉く橋梁を撤し、其歸路を斷つ。己未、延壽・惠眞、其衆三萬六千八百人を帥る、降らんと請ふ。軍門に入り、膝行して前み、拜伏して命を請ふ。上、之に語りて曰はく、『東夷の少年、海曲に跳梁す。堅を摧き勝を決するに至りては、故に當に老人に及ばざるべし。今より復た敢て天子と戦はんか』と。皆、地に伏し、對ふる能はず。上、耨薩以下酋長三千五百人を簡び、授くるに戎秩を以てし、之を内地に遷す。餘は皆之を縱ち、平壤に還らしむ。皆、雙つながら手を舉げ、額を以て地に頓し、歡呼、數十里の外に聞ゆ。(14)靺鞨の三千三百人を收め、悉く之を阮にす。馬五萬匹・牛五萬頭・鐵甲萬領

【一〇】行營、官省の制を備ふ、故に亦、朝堂有り。
 【一一】龍門、漢の皮氏縣の地、後魏、龍門縣と曰ふ。唐の武德の初、秦州の治所と爲す。今の直隸省口北道龍關縣の地なり。
 【一二】唐の制、武散階に、游擊將軍は、從五品下。
 【一三】薛安都、將と爲り、勇を以て宋魏の間に聞ゆ。
 【一四】靺鞨が陳を犯せるを以てなり。

を獲、佗の器械、是に稱ふ。高麗、國を擧げて大に駭く。後黃城・銀城、皆自ら拔きて遁れ去る。數百里、復た人煙無し。上、驛書して太子に報じ、仍高士廉等に書を與へて曰はく、『朕が將と爲ること、此の如し。何如』と。幸する所の山を更め名づけて 駐驛山と曰ふ。秋七月辛未、上、營を安市城の東嶺に徙す。己卯、詔して、戦死者の尸を標識し、軍の還るを俟ちて、之と俱に歸らんとす。戊子、高延壽を以て鴻臚卿と爲し、高惠眞を司農卿と爲す。張亮の軍、建安城下を過ぐ。壁壘未だ固からず。士卒多く出でて樵牧す。高麗の兵、奄至し、軍中・駭擾す。亮、素より怯にして、胡床に踞し、直視して言はず。將士、之を見、更に以て勇と爲す。總管張金樹等、鼓を鳴らし兵を勒し、高麗を撃ち、之を破る。八月甲辰、候騎、莫離支の謀者高竹離を獲、反接して軍門に詣る。上、召見して縛を解き、問うて曰はく、『何ぞ瘦するの甚だしき』と。對へて曰はく、『道を竊みて間行し、食はざるに數日』と。命じて之に食を賜はしむ。謂つて曰はく、『爾謀を爲す。宜しく速かに反命し、我が爲めに語を莫離支に寄すべし。軍中の消息を知らんと欲せば、人を遣はして徑に吾が所に詣らしむ可し。何ぞ必ずしも間行して辛苦せんやと。』竹離、徒跣す。上、屨を賜うて之を遣る。丙午、營を安市城の南に徙す。上、遼外に在り、凡て營を置くに、但だ斥候を明かにし、塹壘を爲らず。其城、逼ると雖も、高麗、終に敢て出でて寇抄を爲さず。軍士、單行野宿

- 【一五】太宗、功に矜るの心有り。
- 【一六】駐驛山。もと六山と名づく。
- 【一七】反接。兩手を後にして之を縛するなり。
- 【一八】屨。草履なり。

すること、中國の如し。上の・高麗を伐つや、薛延陀、使を遣はして入貢す。上、之に謂つて曰はく、『爾の可汗に語れ、『今我父子、東して高麗を征す。汝能く寇を爲さば、宜しく亟かに來るべし』と。』真珠可汗、惶恐し、使を遣はして謝を致し、且つ兵を發して軍を助けんと請ふ。上、許さず。高麗が駐驛山に敗るるに及び、莫離支、鞅鞞をして真珠に説き、略はすに厚利を以てせしむ。真珠・備服し、敢て動かす。九月壬申、真珠卒す。上、之が爲に哀を發す。初め真珠請ふ、其庶長子曳莽を以て突利失可汗と爲し、東方に居りて雜種を統べ、嫡子拔灼を肆葉護可汗と爲し、西方に居りて薛延陀を統べしめんと。詔して之を許す。皆、禮を以て册命す。曳莽、性躁擾にして、輕しく兵を用ひ、拔灼と協はず。真珠・卒するや、來りて喪に會す。既に葬り、曳莽、拔灼が己を圖らんことを恐れ、先づ所部に還る。拔灼追ひ襲ちて之を殺し、自立して 頡利俱利薛沙多彌可汗と爲る。

【一九】孫子の言。

上の・白巖に克つや、李世勣に謂つて曰はく、『吾聞く安市は、城險にして兵精なり。其城主・材勇にして、莫離支の亂に、城守して服せず。莫離支、之を撃ち、下す能はず、因りて之に與せりと。建安は、兵弱くして糧少し。若し其不意に出で、之を攻めば必ず克たん。公、先づ建安を攻む可し。建安下らば、則ち安市、吾が腹中に在らん。此れ兵法に所謂 城、攻めざる所有る者なり』と。對へて曰はく、『建安は南に在り、安市は北に在り。吾が軍糧は皆遼東に在り。今、安市を踰えて建安を攻め

んには、若し賊、吾が運道を断たば、將に之を若何せんとする。如かじ先づ安市を攻めんには。安市下らば、則ち鼓行して建安を取らんのみ」と。上曰はく、「公を以て將と爲す。安んぞ公の策を用ひざるを得ん。吾が事を誤る勿れ」と。世勣遂に安市を攻む。安市の人、上の旗蓋を望見し、輒ち城に乗りて鼓譟す。上怒る。世勣請ふ、「城に克つの日、男女皆之を阬にせん」と。安市の人、之を聞き、益々堅く守る。攻むること久しくして下らず。高延壽・高惠眞、上に請うて曰はく、「奴既に身を大國に委ぬ。敢て其誠を獻せずんばあらず。天子の早く大功を成し、奴も妻子と相見るを得んことを欲す。安市の人、其家を顧惜し、人自ら戦を爲す。未だ猝に拔き易からず。

【二〇一】沙城。即ち卑沙城。

今、奴、高麗の十餘萬の衆を以て、旗を望みて沮潰し、國人膽破る。烏骨城は、耨薩・老耄にして、堅く守る能はず。兵を移して之に臨まば、朝に至り夕に克たん。其の餘の當道の小城は、必ず風を望みて奔潰せん。然る後其資糧を收め、鼓行して前まば、平壤必ず守らざらん」と。羣臣も亦言ふ、「張亮の兵、沙城に在り。之を召さば、信宿にして至る可からん。高麗の兇懼するに乘じ、力を併せて烏骨城を拔き、鴨綠水を度り、直に平壤を取らんこと、此舉に在り」と。上將に之に従はんとす。獨り長孫無忌以爲はく、「天子の親征するは、諸將に異なり。危きに乘じて幸を徵む可からず。今、建安・新城の虜、衆猶ほ十萬あり。若し烏骨に向はば、皆、吾が後を躡まん。如かじ、先づ安市を破り、建安を取り、然る後長驅して進まんには。此れ萬全の策なり」と。

【三】上乃ち止む。諸軍、急に安市を攻む。上、城中の雞鹿の聲を聞き、李世勣に謂つて曰はく、「城を圍むこと久しきを積み、城中の煙火日に微なり。今、雞鹿甚だ喧し。此れ必ず士を饗し、夜出でて我を襲はんと欲するなり。宜しく兵を嚴にして之に備ふべし」と。是夜、高麗數百人、城に縋して下る。

【二〇二】胡三省曰はく、太宗の天下を定むる、多く奇を出すを以て勝を取る。獨り遼東の役、萬全を以て敵を制せんことを欲す。功無き所以なりと。

【二〇三】礮。砲と同じ。

【二〇四】漢武云云。十八卷元光二年に見ゆ。

【二〇五】秦穆云云。秦の穆公、孟明をして師を帥めて東伐せしめ、再び晉の師の敗る所と爲る。穆公復た孟明を用ふ。孟明増、其の政を修め、師を帥めて晉を伐つ。晉人敢て出でず。遂に西戎に霸たり。

退き走る。江夏王道宗、衆を督して、土山を城の東南隅に築き、浸く其城に逼る。城中、亦、其城を增高し、以て之を拒ぐ。士卒、番を分ち、戦を交ふること日に六七合、衝車・礮石、其樓堞を壞る。城中随つて木柵を立て、以て其缺を塞ぐ。道宗、足を傷つく。上親ら之が爲めに針す。山を築きて晝夜息まざることを、凡そ六旬、功を用ふることに五十萬。山頂、城を去ること數丈、下、城中に臨む。道宗、果毅傅伏愛をして、兵を將りて山頂に屯し、以て敵に備へしむ。山頽れて城を壓し、城崩る。會、伏愛私に所部を離る。高麗の數百人、城缺より出で戦ひ、遂に土山を奪據し、塹して之を守り。上怒り、伏愛を斬りて以て狗ふ。諸將に命じて之を攻めしむ。三日にして、克つ能はず。道宗、徒跣して、旗下に詣りて罪を請ふ。上曰はく、「汝の罪、死に當す。但だ朕以ふに、漢武が王恢を殺せるは、秦穆が孟明を用ひしに如か

す。且つ蓋牟・遼東を破るの功有り。故に特に汝を赦すのみ」と。上、遼左は早く寒く、草枯れ水凍り、士馬久しく留まり難く、且つ糧食將に盡きんとするを以て、癸未、勅して師を班す。先づ遼蓋・二州の戸口を抜き、遼を渡り、乃ち兵を安市の城下に耀かして旋る。城中、皆、跡を屏めて出でず。城主、城に登りて拜辭す。上、其の固く守るを嘉し、【二五】縑百匹を賜ひ、以て君に事ふるを勵ます。李世勣・江夏王道宗に命じ、歩騎四萬を將ゐて殿を爲さしむ。乙酉、遼東に至る。丙戌、遼水を度る。遼澤・泥濘にして、車馬、通せず。長孫無忌に命じ、萬人を將ゐて、草を翦り道を填め、水深き處は、車を以て梁と爲し、上自ら薪を【二六】馬鞍に繋ぎ、以て役を助く。冬十月丙申朔、上、【二七】蒲溝に至り、馬を駐めて督して道を填む。諸軍、渤靺水を度る。暴に風雪あり、士卒・沾濕し、死する者多し。勅して、火を道に然し、以て之を待つ。凡そ高麗を征し、玄菟・橫山・蓋牟・磨米・遼東・白巖・卑沙・麥谷・銀山・後黃・十城を抜き、遼蓋・巖・三州の戸口を徙し、中國に入る者、七萬人。新城・建安・駐驛に、三たび大に戦ひ、斬首四萬餘級。戰士の死する者、幾ど二千人。戰馬の死する者、什に七八。上、功を成す能はざるを以て、深く之を悔い、歎じて曰はく、「魏徵若し在らば、我をして是行有らしめざりしならん」と。命じて驛を馳せ徵を祀るに少牢を以てし、【二八】復た・製する所の碑を立てしめ、其妻子を召し、行在に詣らしめ、之を勞賜す。丙午、

【二五】 縑。并絲織なり。

【二六】 馬鞍。弓頭を鞍と爲す。此にいばゆる馬鞍は蓋し馬鞍頭なり。

【二七】 蒲溝、渤靺水。皆、遼澤の中に在り。

【二八】 碑を踏すこと、前卷十七年に見ゆ。

營州に至る。詔して、遼東の戦亡の士卒の骸骨を、竝に柳城の東南に集め、有司に命じて太牢を設けしめ、上自ら文を作りて以て之を祭り、臨哭して哀を盡す。其父母、之を聞きて曰はく、「吾が兒死して天子之を哭せり。死するも何の恨むる所あらん」と。上、薛仁貴に謂つて曰はく、「朕の諸將皆老いたり。新進の驍勇なる者を得て之に將たらしめんことを思ふ。卿に如く者無し。朕、遼東を得るを喜ばず、卿を得るを喜ぶなり」と。丙辰、上、太子・奉迎して將に至らんとするを聞き、飛騎三千人を従へ、馳せて【二九】臨渝關に入り、道に太子に逢ふ。上の・定州を發するや、御する所の褐袍を指し、太子に謂つて曰はく、「汝を見るを俟ちて、乃ち此袍を易へんのみ」と。遼左に在り、盛暑汗を流すと雖も、之を易へず。秋に及びて穿敗せり。左右、之を易へんと請ふ。上曰はく、「軍士の衣多く弊る。吾獨り新衣を御するは、可ならんや」と。是に至りて、太子、新衣を進む。乃ち之を易ふ。諸軍の虜にする所の高麗の民萬四千口、先に幽州に集まる。將に以て軍士を賞せんとす。上、其父子夫婦の離散するを感み、有司に命じて、其直を平かにし、悉く錢布を以て贖うて民と爲さしむ。謹呼の聲、三日、息まず。十一月辛未、車駕、幽州に至る。高麗の民、城東に迎へ、拜舞呼號し、地に【三〇】宛轉し、塵埃・彌望なり。庚辰、易州の境を過ぐ。司馬陳元壽、民をして地室に於て火を蓄へ、蔬を種ゑしめて之を進む。上、其の諂へるを惡み、元壽の官を免す。丙戌、

【二九】 營州より洛陽に至るまで二千九百一十里。

【三〇】 臨渝關は今の直隸省津海道盧龍縣の東百八十里に在り。

【三一】 宛轉。ころがること。

車駕、定州に至る。丁亥、吏部尚書楊師道、署用する所多く其才に非ざるに坐し、工部尚書に左遷せらる。壬辰、車駕、定州を發す。十二月辛丑、上、癰を病み、步輦に御して行く。戊申、并州に至る。太子、上の爲めに癰を吮ひ、輦を扶けて步從する者數日。辛亥、上の疾瘳え、百官皆賀す。上の高麗を征するや、右領軍大將軍執失思力をして、突厥を將ゐて、夏州の北に屯し、以て薛延陀に備へしむ。薛延陀の多彌可汗既に立ち、上が出征して未だ還らざるを以て、兵を引きて河南に寇す。上、左武侯中郎將長安の田仁會を遣はし、思力と兵を合はせて之を撃たしむ。思力、羸形偽り退き、之を誘うて深く入らしめ、夏州の境に及び、陳を整へて以て之を待つ。薛延陀大に敗る。奔るを追ふこと六百餘里。威を積北に耀かして還る。多彌復た兵を發して夏州に寇す。己未、禮部尚書江夏王道宗に敕し、朔・并・汾・冀・嵐・代・忻・蔚・雲・九州の兵を發して朔州に鎮せしめ、右衛大將軍代州都督薛萬徹・左驍衛大將軍阿史那社爾をして、勝・夏・銀・綏・丹・延・鄜・坊・石・隰・十州の兵を發して勝州に鎮せしめ、勝州都督宋君明・左武侯將軍薛孤吳をして、靈・原・寧・鹽・慶・五州の兵を發

【三】 河南。北河の南、即ち朔方新秦の地。

【三】 朔并汾云云。武德三年、并州の樂平・遼山・平城・石艾を分ちて遼州樂平郡を置く、八年、改めて箕州と曰ふ。後周、蔚州を漢の代郡の靈丘に置く。隋、州を廢し、靈丘縣を以て肆州に屬す。唐の武德六年、肆州の靈丘・易州の飛狐の地を分ちて、蔚州を置く。雲州雲中郡、貞觀十四年、朔州の北定襄城より、徙りて定襄縣に治す。其地寔に隋の馬邑郡の雲内縣恒安鎮、即ち後魏都する所の平城なり。開元十八年定襄縣を改めて雲中縣と爲す。

【三四】 勝夏銀云云。勝州は隋の榆林郡、後魏、舊、銀州有り、隋廢して儒林縣と爲し、綏州に屬す。貞觀二年、綏州の儒林眞鄉縣を分ち、復た銀州銀

して、靈州に鎮せしめ、又、執失思力をして、靈・勝・二州の突厥の兵を發して、道宗等と相應せしむ。薛延陀、塞下に至り、備有るを知り、敢て進まず。

初め上、侍中劉洎を留めて、皇太子を定州に輔けしめ、仍ほ左庶子を兼ね、民部尚書を檢校し、〔三三〕吏禮戶部三尚書の事を總べしむ。上、將に行かんとし、洎に謂つて曰はく、『我今遠征し、爾、太子を輔く。安危の寄る所なり。宜しく深く我が意を識るべし』と。對へて曰はく、『願はくは陛下、憂ふる無かれ。大臣の罪有る者は、臣謹みて即ち誅を行はん』と。上、其言の妄に發するを以て頗る之を怪しみ、戒めて曰はく、『卿、性疎にして太だ健なり。必ず此を以て敗れん。深く宜しく之を慎むべし』と。はく、『疾の勢、此の如し。聖躬、憂ふ可し』と。或るひと上に諧して曰はく、『洎言ふ、國家の事は憂ふるに足らず。但だ當に幼主を輔けて伊霍の故事を行ふべし。大臣の異志有る者は、之を誅せば、自ら定まらん』と。〔三七〕上、以て然りと爲す。庚申、詔を下して稱す、『洎、人と竊に議し、萬

川郡を置く。漢の西河の圖陰、圖陽縣の地なり。丹州は古の孟門河西の地、西魏、汾州義川郡を置く。後、州を改めて丹州と爲す。隋、州及び郡を廢し、義川縣を以て延州に屬す。義寧元年、延州の義川・成寧・汾川を分ち、丹州成寧郡を置く。坊州は、春秋の白狄の地、姚興、中部縣を置き、後魏、中部郡を置く。隋、郡を廢し、中部縣を以て敷州に屬す。武德二年、鄜州を分ちて坊州中部郡を置く。周の天和七年を以て、元皇帝、鄜州に放牧し、此に於いて馬坊を置くなり。

【三五】 鹽州。西魏、五原に於て西安州を置き、後改めて鹽州と爲す。隋、州を廢して鹽川郡と爲す。貞觀二年、復た鹽州を置く。

【三六】 劉洎既に民部尚書を檢校

一を窺竅し、朝衡を執り自ら伊霍に處らんことを謀り、大臣を猜忌し、皆夷戮せんと欲す。宜しく自盡を賜ひ、其妻孥を免すべし』と。中書令馬周、吏部尚書を攝し、四時の選を以て勞と爲し、復た十一月を以て選し、三月に至りて畢らんと請ふ。之に従ふ。

是歲、右親衛中郎將裴行方、茂州の叛羌、黃郎弄を討ち、大に之を破る。其餘黨を窺め、西して乞習山に至り、弱水に臨みて歸る。

二十年、春正月辛未、夏州都督喬師望、右領軍大將軍執失思力等、薛延陀を撃ち、大に之を破る。虜獲二千餘人。多彌可汗、輕騎にて遁れ去る。部内、騷然たり。

丁丑、大理卿孫伏伽等二十二人を遣はし、六條を以て四方を巡察せしむ。刺史・縣令以下、貶黜する所多し。其人、闕に詣り寃を稱する者、前後相屬く。上、褚遂良をして、類狀して以て聞せしめ、上親ら臨みて決す。能を以て進擢する者二十人、罪を以て死する者七人、流以下除免する者數百千人。

し、又、吏禮を總ぶ、是を三尚書と爲す。民部の外に、戸部有るに非ず。貞觀二十三年始めて民部を改めて戸部と爲す。

【三〇】 洎が上の前に於て先に有罪の大臣を誅するの言有りしを以て、遂に譖者の言を信じて然りと爲す。

【三一】 四時の選。一百九十二卷元年に始まる。

【三二】 隋氏の左右親衛・左右勳衛・左右翊衛に、各、開府一人を置く。武徳七年、開府を改め、各、中郎將一人を置く。正四品下。各、其屬を領して以て宿衛し、而して各、其府事を總ぶるを掌る。

【三三】 茂州。貞觀八年、會州汶山郡を、改めて茂州と曰ふ。界内の茂滋山を取りて名と爲す。今の四川省西川道茂縣。

【三四】 弱水。蜀の西山に在り。

二月乙未、上、并州を發す。三月己巳、車駕、京師に還る。上、李靖

に謂つて曰はく、『吾、天下の衆を以て小夷に困しめるは、何ぞや』と。靖曰はく、『此れ道宗が解する所なり』と。上顧みて江夏王道宗に問ふ。(宗)具に、駐驛に在りし時虚に乗じて平壤を取るの言を陳ぶ。上、悵然として曰はく、『當時勿勿として、吾、憶せざるなり』と。

上の疾未だ全く平がず、専ら保養せんと欲す。庚午、詔して、軍國の機務は、竝に皇太子に委ねて處決せしむ。是に於て、太子、間日に、政を東宮に聽く。既に罷めば、則ち入りて藥膳に侍し、左右を離れず、上、太子に命じ、暫く出でて遊觀せしむ。太子、辭して、出づるを願はず。上乃ち別院を寢殿の側に置き、太子をして之に居らしむ。褚遂良請ふ、『太子を遣り、旬日に一たび東宮に還り、師傅と道義を講せしめん』と。之に従ふ。上嘗て未央宮に幸し、辟仗已に過ぎ、忽ち草中に於て、一人の横

刀を帯ぶるを見る。之を詰る。曰はく『辟仗至るを聞き、懼れて、敢て出でず。辟仗者、見えす、遂に伏し、敢て動かさず』と。上遽に引き還り、顧みて太子に謂ふ、『茲事、之を行はば、則ち數人、死に當せん。汝、後に於て、速かに縦ちて之を遣れ』と。又、嘗て腰輿に乗る。三衛有り、誤りて御

【一】 六條。漢の六條を用ふるなり。

【二】 并州より京師に至るまで一千三百六十里。

【三】 間日。一日を隔つるをいふ。

【四】 辟仗。衛士、駕前に在り、左右を攘辟し、行人を止むるなり。所謂兵を陳れ道を清めて後行くなり。

【五】 横刀。皮櫛を用ひて之を帯びて、刀、掖下に横ばるなり。

【六】 腰輿。人をして之を擧げしめ、其高き腰に至る。

【七】 三衛。親衛・勳衛・翊衛をいふ。

衣を拂ふ。其人懼れて色變ず。上曰はく、「此間、御史無し。吾、汝を罪せざるなり」と。
 陝の人常惠玄、刑部尚書張亮を告ぐ、「假子五百人を養ひ、術士公孫常と語りて云はく、「名、圖
 識に應ず」と。又、術士程公穎に問うて曰はく、「吾が臂に龍鱗の起る有り。大事を擧げんと欲す。
 可ならんか」と。上、馬周等に命じて其事を按せしむ。亮の辭、服せず。上曰はく、「亮、假子五百
 人有り。此の輩を養うて何をか爲さん。正に、反せんと欲するのみ」と。百官に命じて其獄を議せし
 む。皆言ふ「亮、反す、誅に當る」と。獨り、將作少匠李道裕言ふ、「亮、反形未だ具はらず。罪、死
 に當らず」と。上、長孫無忌・房玄齡を遣はし、獄に就きて亮と訣せしめ
 て曰はく、「法は天下の平にして、公と之を共にす。公自ら謹ます、凶人
 と往還し、法に陥入せり。今將た奈何せん。公、好く去れ」と。己丑、
 亮、公穎と、俱に西市に斬らる。其家を籍没す。歲餘にして、刑部侍郎缺
 く。上、執政に命じ、其人を妙擇せしむ。數人を擬す。皆、旨に稱はず。
 既にして曰はく、「朕、其人を得たり。往者、李道裕、張亮の獄を議し、「反形未だ形はれず」と云
 へり。此言當れり。朕、從はずと雖も、今に至りて之を悔ゆ」と。遂に道裕を以て刑部侍郎と爲す。
 閏月癸巳、日、之を食する有り。
 戊戌、遼州都督府及び巖州を罷む。

【八】將作少匠。從四品下。
 【九】好去。之と訣別するの辭なり。
 【一〇】遼州。巖州。高麗を伐ちて得る所の二州。遼州は今の遼陽、巖州は其東南今の安平附近。

夏四月甲子、太子太保蕭瑀、太保を解く。仍ほ同中書門下三品たり。
 五月甲寅、高麗王藏及び莫離支蓋金、使を遣はして罪を謝し、并せて二美女を獻す。上、之を還す。金は即ち蘇文なり。
 六月丁卯、西突厥の乙毗射匱可汗、使を遣はして入貢し、且つ昏を請ふ。上、之を許し、且つ龜茲・于闐・疎勒・朱俱波・葱嶺の五國を割きて以て聘禮と爲さしむ。

【一】龜茲は今の庫車(Kucha)、于闐は今の和闐(Khotan)、疎勒は今の疏勒即ち喀什噶爾(Kashgar)で、朱俱波は今の葱嶺の東南部、葱嶺は即ち帕密爾(Pamir)なり。
 【二】烏羅護。一に烏羅渾と曰ふ。即ち後魏の烏洛侯なり。今の東蒙古洮兒河上流の地方に當る。東は鞞鞞即ち今の滿洲地方に鄰す。

薛延陀の多彌可汗、性褊急、猜忌にして恩無く、父の時の貴臣を廢棄し、専ら己が親昵する所を用ふ。國人、附かず。多彌、誅殺する所多し。人、自ら安んぜず。回紇の會長吐迷度、僕骨・同羅と、共に之を撃つ。多彌大に敗る。乙亥、詔して、江夏王道宗・左衛大將軍阿史那社爾を以て瀚海安撫大使と爲す。又、右領軍大將軍執失思力を遣はし、突厥の兵を將る、右驍衛大將軍契苾何力をして、涼州及び胡の兵を將る、代州都督薛萬徹・營州都督張儉をして、各、所部の兵を將る、道を分ちて並び進み、以て薛延陀を撃たしむ。上、校尉宇文法を遣はし、烏羅護・鞞鞞に詣らしむ。薛延陀の阿波設の兵に東境に遇ふ。法、鞞鞞を帥る、撃ちて之を破る。薛延陀の國中、驚擾して曰はく、「唐の兵至れり」と。諸部大に亂る。多彌、數千騎を引

阿史惠時健の部落に奔る。回紇攻めて之を殺す。其の宗族を并せて殆ど盡し、遂に其地に據る。諸侯斤、互に相攻撃し、争うて使を遣はして來りて命に歸す。薛延陀の餘衆西に走る。猶ほ七萬餘口あり。共に眞珠可汗の兄の子咄摩支を立てて、伊特勿失可汗と爲し、其故地に歸る。尋ぎて可汗の號を去り、使を遣はし表を奉り、鬱督軍山の北に居らんと請ふ。兵部尙書崔敦禮をして、就きて之を安集せしむ。敕勒の九姓の酋長、其部落素薛延陀種に服するを以て、咄摩支が來るを聞き、皆恐懼す。朝議、其の磧北の患を爲さんを恐れ、乃ち更に李世勣を遣はし、九姓の勅勒と、共に之を圖らしむ。上、世勣を戒めて曰はく、『降らば則ち之を撫し、叛かば則ち之を討て』と。己丑、上、手詔して以はく、『薛延陀・破滅し、其勅勒の諸部、或は來りて降附し、或は未だ歸服せず。今、機に乗せずんば、恐らくは後悔を貽さん。朕當に自ら靈州に詣りて招撫すべし』と。其の去歲、遼東を征する兵は、皆、調發せず。時に太子、當に行に従ふべし。少詹事張行成、上疏して以爲はく、『皇太子、靈州に幸するに従ふは、若かじ之をして國を監せしめ、百寮に接對し、庶政を明習し、既に京師の重鎮と爲り、且つ四方に盛惠を示さんには、宜しく私愛を割き、俯して公道に従ふべし』と。上、以て忠と爲し、位を銀青光祿大夫に進む。

【三】 頡利滅び、李靖、突厥の羸破せる數百帳を雲中に徙し、阿史德を以て之が長と爲す。衆稍く盛なり。

李世勣、鬱督軍山に至る。其會長梯眞達官、衆を帥ゐて來り降る。薛延陀の咄摩支、南して荒谷

に奔る。世勣、通事舍人蕭嗣業を遣はし、往きて招慰せしむ。咄摩支、嗣業に詣りて降る。其部落猶ほ兩端を持す。世勣、兵を縱ちて追撃す。前後、五千餘級を斬り、男女三萬餘人を虜にす。秋七月、咄摩支、京師に至る。右武衛大將軍に拜す。

八月甲子、皇孫忠を立てて陳王と爲す。己巳、上、靈州に行幸す。

江夏王道宗の兵既に磧を渡り、薛延陀の阿波達官の衆數萬の拒ぎ戦ふに遇ふ。道宗、撃ちて之を破る。斬首千餘級。奔るを追ふこと二百里。道宗と薛萬徹と、各使を遣はし、勅勒の諸部を招諭せしむ。其會長皆喜び、頓首して入朝せんと請ふ。庚午、車駕、浮陽に至る。廻紇・拔野古・同羅・僕骨・多濫葛・思結・阿跌・契苾・跌結・渾・斛薛等の十一姓、各使を遣はして入貢し、稱すらく、『薛延陀、大國に事へず、暴虐無道にして、奴等の與に主と爲る能はず。自ら敗死を取り、部落鳥散し、之く所を知らず。奴等各分地有り、薛延陀の去るに従はず、命を天子に歸す。願はくは哀憐を賜へ。乞ふ官司を置き、奴等を養育せよ』と。上、大に喜ぶ。辛未、回紇等の使者に詔して宴樂し、頒賚して官に拜し、其會長に璽書を賜ふ。右領軍中郎將安永壽を遣はして報使す。

【四】 浮陽。舊唐書には涇陽に作る。當に之に従ふべし。涇陽縣は、前漢、安定郡に屬す。後漢、晉省く。後魏、隴東郡に屬す。隋唐、京兆に屬す。今の陝西省關中道涇陽縣。

壬申、上、漢の故の(二五)甘泉宮に幸す。詔して以はく、『戎狄は天地と俱に生じ、上皇と並び列す。

(二六)殃を流し禍を構ふるは、乃ち運初よりす。朕聊か偏師に命じ、遂に頡利を擒にし、始めて廟略

を弘め、已に延陀を滅ぼす。鐵勒の百餘萬戸、北溟に散處し、遠く使人を

遣はし、身を委ねて内屬し、編列に同じく。竝に州郡と爲らんと請ふ。(二七)

混元以降、殊えて未だ前に聞かず。宜しく禮を備へて廟に告げ、仍ほ普天

に頒示すべし』と。庚辰、涇州に至る。丙戌、隴山を踰え、西瓦亭

に至り、馬牧を觀る。九月、上、靈州に至る。勅勒諸部の俟斤、使を遣

はし相繼ぎて、靈州に詣る者數千人。咸云ふ、『願はくは天至尊を得て、

奴等の天可汗と爲し、子子孫孫、常に天至尊の奴と爲らんことを。死すと

も恨むる所無し』と。甲辰、上、詩を爲りて其事を序して曰はく、『恥を

雪ぎて百王に酬い、凶を除きて千古に報ゆ』と。公卿、石に靈州に勸せん

と請ふ。之に従ふ。

特進同中書門下三品宋公蕭瑀、性狷介にして、同寮と多く合はず。嘗て

上に言つて曰はく、『房玄齡、中書・門下の衆臣と、朋黨して不忠、權を執りて膠固なり。陛下、詳か

に知らず。但だ未だ反せざるのみ』と。上曰はく、『卿の言、太甚しき無きを得んや。人君、賢才を選

- 【二五】甘泉宮。今の陝西省關中道涇陽縣の界磨石嶺に在り。
- 【二六】戎狄が殃を流し禍を構ふることは、唐の興運の初よりす。
- 【二七】混元。太極の元氣、混沌として未だ分れざる、之を混元といふ。天地開闢の初をいふ。
- 【二八】隴山。時に隴州汧源縣の界に屬す。
- 【二九】瓦亭。今の甘肅省涇原道固原縣南に瓦亭の故關有り。
- 【三〇】靈州。京師の西北千二百五十里に在り。

び、以て股肱心膂と爲す。當に誠を推して之に任ずべし。人は以て備はるを求む可からず。必ず其の

短なる所を捨て、其の長する所を取る。朕、聰明なる能はずと雖も、何ぞ頓に臧否に迷ふこと乃ち是

に至るに至らん』と。瑀、内、自得せず、既に數旨に忤ひ、上も亦之を銜む。但だ其の忠直、居多な

るを以て、未だ廢するに忍びざるなり。上嘗て張亮に謂つて曰はく、『卿既に佛に事ふ。何ぞ出家せざ

る』と。瑀因つて自ら出家せんと請ふ。上曰はく、『亦、公が雅より桑門を

好むを知る。今、公の意に違はず』と。瑀須臾にして復た進みて曰はく、

『臣適之を思ふ、出家する能はず』と。上、瑀が羣臣に對し、言を發して

反覆するを以て、尤も平かなる能はず。會、足疾と稱して、朝せず。或は

朝堂に至りて而も入見せず。上、瑀の意終に怏怏たるを知り、冬十月、手

詔して其罪を數めて曰はく、『朕、佛教に於て、意の違ふ所に非ず。其道

を求むる者、未だ福を將來に驗せず。其教を修むる者、翻つて辜を既往に

受く。(三)梁武が心を釋氏に窮め、簡文が意を法門に鋭くするが若きに至り

ては、帑藏を傾けて以て僧祇に給し、人力を殫して以て塔廟に供す。(三三)三淮浪を沸かし、五嶺煙を

騰ぐるに及び、餘息を熊蹯に假り、殘魂を雀鷲に引き、子孫覆亡して暇あらず、社稷俄頃にして

墟と爲れり。報施の徵、何ぞ其れ謬れるや。瑀、覆車の餘軌を踐み、亡國の遺風を襲ぎ、公を棄て私

- 【三】梁武簡文の事、竝に梁紀に見ゆ。
- 【三二】三淮。詩に「淮に三洲有り」とあるに本づく。
- 【三三】五嶺云云。侯景既に亂し、蕭勃・元蘭、又復た嶺南に亂せるをいふ。
- 【三四】熊蹯は楚の成王の事。雀鷲は趙の武靈王の事。引きて以て梁武が臺城に餓死せしに喩ふ。

に就き、未だ隱顯の際を明めず、身は俗口は道、邪正を辨するの心莫く、累葉の殃源を修め、一躬の福本を祈り、上は以て君主に違忤し、下は則ち浮華を扇習し、自ら出家せんと請ひ、尋ぎて復た違異す。一たび廻り一たび惑ひ、瞬息の間に在り、自ら可とし自ら否とし、惟宸の所に變ず。棟梁の體に乖く、(二六) 豈に具瞻の量ならんや。朕、隱忍して今に至れども、瑀、全く悛改する無し。(二七) 商州の刺史とす可し」と。仍ほ其封を除く。上、高麗より還るや、蓋蘇文益驕恣なり、使を遣はし表を奉ると雖も、其言率ね皆詭誕なり。又、唐の使者を待つこと倨慢にして、常に邊隙を窺伺す。屢勅して、新羅を攻むる勿らしむれども、而も侵陵すること止まず。壬申、詔して、其の朝貢を受くる勿らしめ、更に之を討たんとを議す。

丙戌、車駕、京師に還る。冬(二八) 十月己丑、上、靈州に幸し、往還して寒を冒し疲頓するを以て、歲前に於て専ら保攝を事とせんと欲す。十一月己丑、詔して、(二九) 祭祀、(三〇) 表疏、(三一) 胡客、(三二) 兵馬、宿衛、(三三) 魚契を行ひ、驛を給し、五品以上の官を授け、及び除解し、死罪を決するは、皆以て聞

【二五】 帷帳の所。天子、羣臣を朝する所を謂ふ。

【二六】 具瞻。要路に立つて、衆庶の瞻仰するところとなること。

【二七】 商州。漢の弘農・上洛・商縣の地。後魏、洛州を置く。後周、商州と改む。京師より商州に至るまで二百八十一里。

【二八】 十月。當に十一月に作るべし。

【二九】 祭祀。郊廟社稷明堂を謂ふなり。

【三〇】 表疏。在朝の羣臣及び四方の上る所の者。

【三一】 胡客。四夷の朝貢の客。及び宿衛を番上する者なり。

【三二】 魚契。符節の屬なり。符寶郎は天子の八寶及び國の符節を掌り、其の用ふる所を辯す。事有るときは之を内に請

せしめ、餘は竝に皇太子の處分を取る。十二月己丑、羣臣、累に封禪せんと請ふ。之に従ふ。詔して、羽衛を造り、洛陽宮に送らしむ。

戊寅、廻紇の俟利發吐迷度・僕骨の俟利發歌濫拔延・多濫葛の俟斤末・拔野古の俟利發屈利失・同羅の俟利發時健啜・思結の酋長烏碎及び渾・斛薛・奚結・阿跌・契苾・白霽の酋長、皆、來朝す。

庚辰、上、宴を芳蘭殿に賜ふ。有司に命じて、五日毎に一たび會せしむ。癸未、上、長孫無忌等に謂つて曰はく、『今日は吾が生日なり。世俗は皆樂と爲す。朕に在りては翻つて傷感を成す。今、天下に君臨し、富、四海を有てども、歡を膝下に承くること、永く得可からず。此れ子路、米を負ふの恨有る所以なり。詩に云はく、「哀哀たる父母、我を生みて劬勞す」と。奈何ぞ劬勞の日を以て更に宴樂を爲さんや』と。因つて泣數行下る。左右皆悲む。

房玄齡、嘗て微譴を以て第に歸る。褚遂良・上疏して以爲はく、『玄齡、義旗の始より、聖功を翼賛し、武惠の季、死を冒して策を決し、貞

唐太宗文武大聖大廣孝皇帝貞觀二十年

唐太宗文武大聖大廣孝皇帝貞觀二十年

唐太宗文武大聖大廣孝皇帝貞觀二十年

唐太宗文武大聖大廣孝皇帝貞觀二十年

ひ、事を既るときは奉じて之を藏す。其左を藏して其右を班ち、以て中外の契を合はす。

【三三】 子路。孔子に見えて曰はく、昔、由、二親に事ふるの時、常に藜藿の實を食ひ、親の爲めに、米を百里の外に負ふ。親没するの後、南のかた

楚に遊び、後車百乘、積粟萬鍾、茵を累れて坐し、鼎を引きて食す。藜藿を食ひ親の爲めに米を負はんと欲するも、得可からざるなりと。子曰はく、由や親に事ふる、生事、力を盡し、死事、思を盡す者と謂ふ可きなりと。

【三四】 詩蓼莪の辭。劬勞は苦勞なり。

【三五】 軍門に謁見し、署して記室と爲すの時を謂ふなり。

【三六】 建成・元吉を誅するの時を謂ふ。

觀の初、賢を選び政を立て、人臣の勤、玄齡を最と爲す。罪有りて赦されざるに在り。縉紳同じく尤むるに非ざるよりは、退棄す可からず。陛下若し其の衰老せるを以はば、亦當に諷諭して、之をして致仕せしめ、之を退くるに禮を以てすべし。淺鮮の過を以て數十年の勳舊を棄つ可からず」と。上遽に召して之を出す。之を頃くして、玄齡復た位を避け家に還る。之を久しくして、上、芙蓉園に幸す。玄齡、子弟に勅し、門庭を訊掃せしめて曰はく、「乘輿且に至らんとす」と。頃く有りて、上果して其第に幸す。因つて玄齡を載せて宮に還る。

- 【一】 芙蓉園。京城の東南隅に在り。
- 【二】 訊掃。水をそそぎ塵をはらふこと。
- 【三】 姻戚云云。高士廉は長孫後の母の舅なり、士廉、帝を龍潛に識り、因つて甥女を以て帝に妻す。
- 【四】 大明宮の南面の五門、次西なるを興安門と曰ふ。
- 【五】 金石を餌す。服藥するをいふ。

二十一年、春正月、開府儀同三司申の文獻公高士廉、疾篤し。辛卯、上、其第に幸し、流涕して輿に訣す。壬辰、薨す。上將に往きて之を哭せんとす。房玄齡、上の疾新に愈ゆるを以て固く諫む。上曰はく、「高公は徒に君臣なるのみに非ず、兼ぬるに故舊、姻戚を以てす。豈に其の喪を聞き、往きて哭せざるを得んや。公、復た言ふ勿れ」と。左右を帥りて、興安門より出づ。長孫無忌、士廉の喪の所に在り。上將に至らんとするを聞き、哭を輟め、迎へて馬首に諫めて曰はく「陛下、金石を餌す。方に於て、喪に臨むを得ず。奈何ぞ宗廟・蒼生の爲めに自重せざる。且つ臣が舅、終に臨

みて遺言し、深く、北首夷衾を以て輒ち戀駕を屈するを欲せず」と。上、聽かず。無忌、道に中りて伏臥し、流涕して固く諫む。上乃ち還りて東苑に入り、南望して哭し、涕下ること雨の如し。柩、横橋に出づるに及び、上、長安の故城の西北樓に登り、之を望みて慟哭す。丙申、詔して、廻紇部を以て瀚海府と爲し、僕骨を金微府と爲し、多

- 【一】 北首夷衾。死する者は首を北にす。夷衾は尸を覆ふの衾。鄭氏曰はく、夷の言は尸なり、尸の槃を夷槃と曰ひ、床を夷牀と曰ひ、衾を夷衾と曰ひ、尸を移すを堂に夷すと曰ふ。皆尸に依りて言を爲す者なりと。
- 【二】 横橋。長安の故城の横門の外に橋有り、横橋と曰ふ。
- 【三】 府は皆都督府なり。

濫葛を燕然府と爲し、拔野古を幽陵府と爲し、同羅を龜林府と爲し、思結を盧山府と爲し、渾を阜蘭州と爲し、斛薛を高闕州と爲し、奚結を雞鹿州と爲し、阿跌を雞田州と爲し、契苾を榆溪州と爲し、思結別部を蹕林州と爲し、白霫を眞顔州と爲し、各、其酋長を以て都督・刺史と爲し、各、金銀繒帛及び錦袍を賜ふ。勅勒大に喜びて捧戴し、歡呼拜舞し、塵中に宛轉す。還るに及び、上、天成殿に御して宴し、十部の樂を設けて之を遣る。諸酋長、奏して稱す、「臣等既に唐の民と爲り、天至尊の所に往來するごと、父母に詣るが如し。請ふ廻紇以南・突厥以北に於て一道を開き、之を參天可汗道と謂ひ、六十八驛を置き、各、馬及び酒肉有り、以て過ぐる使に供し、歳ごとに貂皮を貢し、以て租賦に充てん。仍ほ能く文を屬する人を請うて、表疏を爲らしめん」と。上、皆、之を許す。是に於て北荒悉く平く。然れども廻紇の吐迷度、已に私に自ら可汗と稱し、官號、皆、突厥の故事の如し。

丁酉、詔す、『明年仲春を以て、泰山に事有り、社首に禪せん』と。餘は竝に十五年の議に依る。

二月丁丑、太子、國學に釋奠す。

上將に復た高麗を伐たんとす。朝議以爲はく、『高麗、山に依りて城を爲り、之を攻むるも猝に拔く可からず。前に大駕親征し、國人、耕種するを得ず、克つ所の城は、悉く其穀を收む。繼ぐに旱災を以てし、民、太半、食に乏し。今若し數、偏師を遣はし、更迭して其

疆場を擾し、彼をして奔命に疲れ、未を釋て堡に入らしめば、數年の間に、

千里蕭條たらん。則ち人心自ら離れ、鴨綠の北は、戰はずして取る可

らん』と。上、之に従ふ。三月、左武衛大將軍牛進達を以て、青丘道行

軍大總管と爲し、右武侯將軍李海岸を之に副とし、兵萬餘人を發し、樓船

に乗り、萊州より海に汎びて入らしむ。又、太子詹事李世勣を以て、遼東道行軍大總管と爲し、右武

衛將軍孫貳朗等を之に副とし、兵三千人を將ゐて、營州都督府の兵に因り、新城道より入らしむ。兩

軍、皆、水を習ひ善く戰ふ者を選びて之に配す。

辛卯、上曰はく、『朕、戎狄に於て、能く古人の取る能はざりし所を取り、古人の臣とする能はざりし所を臣とする所以は、皆、衆人の欲する所に順へるが故なり。昔、禹、九州の民を帥る、山を鑿

【七】社首山は今の山東省濟南道泰安縣の西南に在り。

【八】疆場。疆は疆に通ず。

【九】服虔曰はく、青丘國は海東三百里に在り。晉書天文志に、青丘七星有り、軫の東南に在り、蠻夷の國なりと。

り木を槎り、百川を疏し、之を海に注ぐ。其勞甚だし。而るに民、怨みざりしは、人の心に因り、地の勢に順ひ、民と利を同じくせるが故なり』と。

是月、上、風疾を得、京師の盛暑に苦しむ。夏四月乙丑、命じて

南山の太和廢宮を修めしめ、翠微宮と爲す。

丙寅、燕然都護府を置き、瀚海等六都督・阜蘭等七州を統ぶ。揚州都

督府司馬李素立を以て之と爲す。素立、撫するに恩信を以てす。夷落、之

に懷き、共に馬牛を率ゐて獻と爲す。素立唯だ其酒一盃を受け、餘は悉

く之を還す。

五月戊子、上、翠微宮に幸す。冀州の進士張昌齡、翠微宮の頌を獻す。

上、其文を愛し、命じて通事舍人に於て裏供奉たらしむ。初め昌齡と進

士王公治と、皆善く文を屬し、名、京師に振ふ。考功員外郎王師旦、貢舉

を知り、之を黜く。舉朝、其故を曉るもの莫し。第を奏するに及び、上、

二人の名無きを怪み、之を詰る。師旦對へて曰はく、『二人は辭華有り

雖も、然も其體・輕薄にして、終に令器を成さじ。若し之を高第に置かば、恐らくは後進、之に效ひ、

陛下の雅道を傷つけん』と。上、其言を善みす。

【一〇】唐書地理志に、長安縣の南五十里太和谷に太和宮有り、武德八年置き、貞觀十年廢し、二十一年復た置く、翠微宮と曰ふと。

【二】六都督・七州は竝に上に見ゆ。

【三】資格淺く、正官に除するを得ず、命じて通事舍人に於て裏供奉に班せしむ。

【三】唐の初、考功員外郎を以て貢舉を知らしむ。開元の間に至りて、考功員外郎李昂、舉人に詆訶せらる。帝、員外郎の望輕きを以て、遂に貢舉を禮部に移し、侍郎を以て之を主らしむ。禮部の選士、此より始まる。

壬辰、百司に詔し、舊に依りて事を皇太子に啓せしむ。
 庚辰、上、翠微殿に御し、侍臣に問うて曰はく、「古より帝王、中夏を平定すと雖も、戎狄を服する能はず。朕、才、古人に逮ばず。而るに成功、之に過ぐ。自ら其故を諱らず。諸公各、意に率ひて實を以て之を言へ」と。羣臣皆稱す、「陛下は、功德、天地の如く、萬物、得て名言せず」と。上曰はく、「然らず。朕が能く此に及ぶ所以の者は、止だ五事に由るのみ。古より帝王、多く己に勝る者を疾む。朕は人の善を見れば、己之れ有るが若くす。人の行能は、兼ね備はる能はず。朕常に其の短なる所を棄て、其の長する所を取る。人主、往往、賢を進むれば、則ち諸を懷に實かんと欲し、不肖を退くれば、則ち諸を壑に推さんと欲す。朕、賢者を見れば則ち之を敬し、不肖者は則ち之を憐み、賢不肖各、其所を得。人主多く正直を惡み、陰に誅し顯に戮すること、代として之れ無きは無し。朕、踐祚以來、正直の士、朝に比肩し、未だ嘗て一人をも黜責せず。古より、皆、中華を貴び夷狄を賤しむ。朕獨り之を愛すること一の如し。故に其種落、皆、朕に依ること父母の如し。此五つの者は、朕が今日の功を成せる所以なり」と。顧みて褚遂良に謂つて曰はく、「公嘗て史官と爲る。朕が言の如きは、其實を得るか」と。對へて曰はく、「陛下の盛徳は、勝げて載す可からず。獨り此五つの者を以て自ら與すは、蓋し謙謙の志なるのみ」と。

【四】翠微殿は翠微宮の正殿なり。
 【五】褚遂良嘗て起居注に知たり。十八年、黃門侍郎に拜し、朝政に參預し、復た史職を兼ねず、故に嘗と曰ふ。

李世勣の軍既に遼を渡り、南蘇等の數城を歴、高麗多く城を背にして拒ぎ戰ふ。世勣、撃ちて其兵を破り、其羅郭を焚きて還る。

六月癸亥、司徒長孫無忌を以て揚州都督を領せしむ。實は任に之かず。
 丁丑、詔して以はく、「隋の末喪亂し、邊民多く戎狄の掠むる所と爲る。今、鐵勒、化に歸す。宜しく使を遣はし、燕然等の州に詣り、都督と相知り、没落の人を訪求し、贖ふに貨財を以てし、糧を給して本貫に遞還すべし」と。其の室韋・烏羅護・靺鞨・三部の人の、薛延陀の掠むる所と爲る者も、亦、贖ひ還さしむ。

癸未、司農卿李緯を以て戸部尚書と爲す。時に房玄齡、京師に留守す。
 京師より來る者有り。上問ふ「玄齡何をか言ひし」と。對へて曰はく、「玄齡、李緯が尚書に拜するを聞き、但だ云ふ、「李緯、髭鬚美し」と。帝、遽に改めて緯を洛州の刺史に除す。」

秋七月、牛進達・李海岸、高麗の境に入り、凡そ百餘戰し、捷たざる無く、石城を攻めて之を拔き、進みて積利城下に至る。高麗の兵萬餘人出で戰ふ。海岸、撃ちて之を破る。斬首二千級。
 上、翠微宮の險隘にして、百官を容るる能はざるを以て、庚子、詔して、更に玉華宮を宜春の鳳皇谷に營む。庚戌、車駕、宮に還る。

八月壬戌、詔して、薛延陀新に降り、土功屢興り、加以河北水災あるを以て、明年の封禪を停む。

辛未、骨利幹、使を遣はして入貢す。丙戌、骨利幹を以て玄關州と爲し、其俟斤を拜して刺史と爲す。骨利幹は、鐵勒諸部に於て、最も遠しと爲し、晝長く夜短く、日没の後、天色正に暝れ、羊脾を煮て適に熟すれば、日已に復た出づ。

己丑、齊州の人段志沖、封事を上り、上に政を皇太子に致さんことを請ふ。太子、之を聞き、憂色に形はれ、言を發し、流涕す。長孫無忌等、志沖を誅せんと請ふ。上、手詔して曰はく、『五岳は雲を陵ぎ、四海は地を互る。汗を納れ疾を藏するも、高深を損ずる無し。志沖、匹夫を以て位を天子に解かんと欲す。朕若し罪有らば、是れ其れ直なり。若し其れ罪無くば、是れ其れ狂なり。譬へば尺霧、天を障ふれども、大を虧かざるが如し。寸雲、日に點すれども、何ぞ明を損せん』と。

丁酉、皇子明を立てて曹王と爲す。明の母楊氏は、巢の刺王の妃なり。上に寵有り。文德皇后の崩するや、立てて皇后と爲さんと欲す。魏徵諫めて曰はく、『陛下方に徳を唐虞に比す。奈何ぞ

【一〇】 骨利幹は、種族の名、勅勒諸部の一、瀚海の北に居り、良馬を産す。其地は、北、海に距り、唐の長安を去ること最も遠し。今の西伯利亞業尼塞斯克の地なるべし。幹は當に幹に作るべし。
【一〇】 羊脾。煮易きものなり。
【二〇】 汗を納れ云云。左傳に、川澤は汗を納れ、山林は疾を藏す、とあり。
【三〇】 位を天子に解く。天子をして位を解かしめんと欲するを言ふ。

辰嬴を以て自ら累はさんや』と。乃ち止む。尋ぎて明を以て元吉の後を繼がしむ。戊戌、宋州の刺史王波利等に敕し、江南の十二州の工人を發し、大船數百艘を造らしめ、以て高麗を征せんと欲す。

冬十月庚辰、奴刺啜匄俟友、其所部萬餘人を帥めて内附す。十一月、突厥の車鼻可汗、使を遣はして入寇す。車鼻、名は斛勃、本、突厥の同族なり。世、小可汗と爲る。頡利の敗るるや、突厥の餘衆、奉じて以て大可汗と爲さんと欲す。時に薛延陀方に強く、車鼻、敢て當らず、其衆を帥めて之に歸す。或るひと薛延陀に説く、『車鼻は貴種にして勇略有り、衆の附く所と爲る。恐らくは後患を爲さん。之を殺すに如かじ』と。

車鼻、之を知り、逃れ去る。薛延陀、數千騎を遣はして之を追ふ。車鼻、兵を勒して與に戦ひ、大に之を破る。乃ち牙を金山の北に建て、自ら乙注車鼻可汗と稱す。突厥の餘衆、稍稍之に歸す。數年の間に、勝兵三萬人あり。時に出でて薛延陀を抄掠す。薛延陀敗るるに及び、車鼻の勢益張る。其子沙鉢羅特勤を遣はして入見せしめ、又、身自ら入朝せんと請ふ。詔して、將軍郭廣敬を遣はして之を徵す。車鼻特に好言を爲し、初めより來意無く、竟に、至らず。

【三〇】 辰嬴云云。左傳に、晉の太子圉、秦に質たり、秦の穆公、女を以て之に妻ばす。圉將に逃れ歸らんとす。之に謂つて曰はく、子と與に歸らんと。嬴氏、敢て從はず。圉遂に逃れ歸る。晉の公子重耳が秦に入るに及び、秦の穆公、女五人を納る。懷嬴これに與ふ。之を辰嬴と謂ふ。賈季曰はく、辰嬴、二君に嬖せらるると。是れなり。
【三〇】 十二州。宣、潤、常、蘇、湖、杭、越、台、婺、括、睦、洪なり。
【四〇】 奴刺の部落は吐谷渾・党項の間に居る。

癸卯、順陽王泰を徙して濮王と爲す。

壬子、上の疾愈ゆ。三日に一たび朝を視る。

十二月壬申、西趙の會長趙磨、萬餘戸を帥ゐて内附す。其地を以て明州と爲す。

龜茲王伐壘卒す。弟訶黎布失畢立つ。浸く臣の禮を失ひ、鄰國を侵漁す。上怒る。戊寅、詔して、

使持節 崑丘道行軍大總管・左驍衛大將軍阿史那社爾・副大總管左驍衛大

將軍契苾何力・安西都護郭孝恪等に詔し、兵を將ゐて之を撃たしむ。仍ほ

鐵勒の十三州・突厥・吐蕃・吐谷渾に命じ、兵を連ねて進み討たしむ。

高麗王、其子莫離支任武をして入りて罪を謝せしむ。上、之を許す。

二十二年、春正月己丑、上、帝範十二篇を作り、以て太子に賜ふ。曰は

く、君體、建親、求賢、審官、納諫、去讒、戒盈、崇儉、賞罰、務農、閱

武、崇文。且つ曰はく、『身を修め國を治むること、備に其中に在り。一旦不諱なるも、更に言ふ所

無し』と。又曰はく、『汝當に更に古の哲王を求めて以て師と爲すべし。吾の如きは法るに足らざる

なり。夫れ法を上を取れば、僅に其中を得、法を中に取りれば、下と爲るを免れず。吾、位に居りて已

來、不善多く、錦繡珠玉、前に絶たず、宮室臺榭、屢・興作する有り、犬馬鷹隼、遠きとして致さざ

【三】西趙。東謝の南に西趙蠻有り、西は昆明に抵り、南は即ち西洱河、山穴阻深、趙氏、世々會長と爲る。今の貴州省鎮遠道德江縣の南に在り。
【二六】崑丘道。古より相傳ふ、西域に崑崙山有り、河源の出づる所なりと。爾雅に曰はく、三成して崑崙丘と爲ると。故に崑丘道と曰ふ。

る無く、四方に行遊し、供頓煩勞す。此れ皆吾の深過なり。以て是を爲して之に法る勿れ。顧ふに我、養生を弘濟し、其益多く、區夏を肇造し、其功大なり。益多く損少し、故に人、怨みず。功大に過微なり、故に業、墮れず。然れども之を美を盡し善を盡すに比すれば、固に愧多し。汝、我の功勤無くして、我の富貴を承く。力を竭して善を爲せば、則ち國家僅に安く、驕惰奢縱なれば、則ち一身、保たず。且つ成ること遅く敗ること速かなる者は國なり。失ふこと易く得ること難き者は位なり。惜まざる可けんや、慎まざる可けんや』と。

中書令兼右庶子馬周病む。上、親ら爲めに藥を調し、太子をして臨問せしむ。庚寅、薨す。

戊戌、上、驪山の温湯に幸す。

己亥、中書舍人崔仁師を以て中書侍郎と爲し、機務を參知せしむ。

新羅王金善徳卒す。善徳の妹眞徳を以て柱國と爲し、樂浪郡王に封じ、使を遣はして冊命す。

丙午、詔して、右武衛大將軍薛萬徹を以て青丘道行軍大總管と爲し、右衛將軍裴行方を之に副と

し、兵三萬餘人及び樓船・戰艦を將ゐ、萊州より海に泛び、以て高麗を撃たしむ。

長孫無忌、中書令を檢校し、尙書門下省の事に知たり。

戊申、上、宮に還る。

【一】肇造。はじめ、つくる。
【二】長孫無忌、蓋し三省の事を總ぶ。

結骨は古より未だ中國に通せず、鐵勒の諸部皆服せりと聞き、二月、其俟利發失鉢屈阿棧・入朝す。其國人は皆長大にして、赤髮綠睛なり。黑髮なる者有れば、以て不祥と爲す。上、之を天成殿に宴し、侍臣に謂つて曰はく、『昔、渭橋に三突厥の首を斬り、自ら謂へらく功多しと。今、斯人、席に在り。更に以て怪と爲さざらんや』と。失鉢屈阿棧請ふ、『一官に除せられ、笏を執りて歸らん。誠に百世の幸なり』と。戊午、結骨を以て堅昆都督府と爲し、失鉢屈阿棧を以て右屯衛大將軍・堅昆都督と爲し、燕然都護に隸す。又、阿史德時健俟斤部落を以て祈連州を置き、營州都督に隸す。是時、四夷の大小の君長、争うて使を遣はし入りて獻見し、道路、絶えず。元正に朝賀する毎に、常に數百千人なり。辛酉、上、諸胡の使者を引見し、侍臣に謂つて曰はく、『漢の武帝、兵を窮むること三十餘年、中國を疲弊し、獲る所幾くも無かりき。豈に今日の之を綏んずるに徳を以てし、窮髮の地をして、盡く編戸と爲らしむるに如かんや』と。

上、玉華宮を營むや、務めて・儉約ならしめ、惟だ居る所の殿のみ、覆ふに瓦を以てし、餘は皆茅茨なり。然るに太子の宮を備設するや、百司、山を苞み野を絡ひ、費す所已に巨億計。乙亥、上、玉華宮に行幸す。己卯、華原に敗す。

- 【三】 結骨。回紇の西北三千里に在り。即ち黠戛斯、吉利吉思なり。今、新疆の塔爾巴哈台より唐努山・烏梁海に至るまで、皆其地なり。
- 【四】 昔渭橋云云。武德九年、頡利が便橋を犯す時をいふ。
- 【五】 窮髮。北極の下の無毛の地なり。
- 【六】 玉華宮。坊州宜君縣(今、陝西省榆林道)に在り。
- 【七】 華原縣は、京兆に屬す。今の陝西省關中道耀縣治。

中書侍郎崔仁師、闇に伏して自ら訴ふる者有るに、仁師、奏せざるに坐し、名を除きて、連州に流る。

三月己丑、瀚海都督の俱羅勃部を分ちて、燭龍州を置く。

甲午、上、侍臣に謂つて曰はく、『朕、少きとき兵間に長じ、頗る能く敵を料る。今、崑丘の行師、處月・處密の二部、及び龜茲の事を以て、羈獵頭那利、毎に首鼠を懷く。必ず先づ首を授けん。弩失畢は其次ならん』と。

- 【八】 連州。漢の桂陽・陽山の地。梁、陽山郡を置き、隋、連州を置く。大業の初、州を廢して昭平郡と爲す。唐復た連州と爲す。京師の南三千六百六十五里に在り。今の廣東省嶺南道連縣治。
- 【九】 弩失畢。當に布失畢に作るべし。龜茲王なり。
- 【一〇】 充容。九嬪の一、正二品。長城。晉の武帝の太康三年、烏程を分ちて長城縣を立て、吳興郡に屬す。今の浙江省錢塘道長興縣の東。
- 【一〇】 徐惠。徐孝徳の女。
- 【一〇】 晉武云云。魏・蜀・吳、三方鼎立し、晉に至りて混一するをいふ。

庚子、隋の蕭后・卒す。詔して、其位號を復し、諡して愍と曰ふ。三品をして葬を護し、鹵簿儀衛を備へ、送りて江都に至り、煬帝と合葬せしむ。

充容 長城の 徐惠、上が東は高麗を征し、西は龜茲を討ち、翠微・玉華、營繕相ひ繼ぎ、又服玩頗る華麗なるを以て、上疏して諫む。其略に曰はく、『盡くる有るの農功を以て、窮り無きの巨浪を填め、未だ獲ざるの他の衆を圖り、已に成るの我が軍を喪ふ。昔、秦皇、六國を并吞し、反つて危亡の基を速き、晉武、三方を奄有し、翻つて覆敗の業を成す。豈に功に矜り大を恃み、徳を棄て邦を輕んじ、利を圖り危きを忘れ、情を肆にし欲を縱にするの致す所に非ずや。』

是に知る、地廣きは常に安きの術に非ず。人勞するは乃ち亂れ易きの源なることを」と。又曰はく、「復た茅茨して約を示すと雖も、猶ほ木石の疲を興し、〔四〕和雇して人を取るも、煩擾の弊無くんばあらず」と。又曰はく、「珍玩・伎巧は、乃ち國を喪ぼすの斧斤、珠玉・錦繡は、寔に心を迷はすの酖毒なり」と。又曰はく、「法を儉に作すも、猶ほ其の奢らんことを恐る。法を奢に作さば、何を以て後を制せん」と。上、其言を善し、甚だ之を禮重す。

〔四〕和雇。賃錢を與へて人を雇備するなり。

卷の第一百九十九

唐紀十五

太宗文武大聖大廣孝皇帝下の下

貞觀二十二年、夏四月丁巳、右武侯將軍梁建方、〔一〕松外の蠻を撃ちて之を破る。初め嶺州都督劉伯英・上言す、「松外の諸蠻、〔二〕蠶く降りて復た叛く。請ふ師を出して之を討ち、以て〔三〕西洱・天竺の道を通せん」と。建方に勅して、巴蜀〔四〕十三州の兵を發して之を討たしむ。蠻會雙舍、衆を帥ゐて拒ぎ戰ふ。建方、撃ちて之を敗り、千餘人を殺獲す。羣蠻・震懼し、山谷に亡竄す。建方、使者を分遣し、諭すに利害を以てす。皆來り歸附す。前後至る者七十部、戶十萬九千三百。建方、其會長蒙和等を署して縣令と爲し、各所部を統べしむ。感悅せざるもの莫し。因つて使を遣はし、

〔一〕貞觀二十二年。西紀六四八年。

〔二〕松外の諸蠻は、山谷に依阻す、亦、古の南中の地に屬す。蓋し其の松州の外に在るを以て名を得たるなり。新唐志に、松外蠻は嶺州の昌明縣

(今の四川省建昌道鹽源縣の

西南)の徼外に在り。

〔三〕西洱天竺の道。此れ即ち漢の武帝が通せんと欲する道にして、昆明の蔽ふ所と爲りし者なり。

〔四〕十三州。益、眉、榮、梓、利、綿、遂、巴、盧、渠、達、集、渝なり。

西洱河に詣らしむ。其帥楊盛、大に駭き、船を具して將に遁れんとす。使者、曉諭するに威信を以てす。盛、遂に降らんと請ふ。其地、楊・李・趙・董等の數十姓有り。各一州に據り、大なる者は六百、小なる者は二三百戸、大君長無く、相統壹せず。語、小しく訛すと雖も、其生業風俗、大略、中國と同じ。自ら云ふ、『本皆華人なり』と。其の異なる所は、十二月を以て歲首と爲すなり。

己未、契丹の辱紇主曲據、衆を帥ゐて内附す。其地を以て玄州を置き、曲據を以て刺史と爲し、營州都督府に隸す。

甲子、烏胡鎮將古神威、兵を將ゐ、海に浮びて高麗を撃つ。高麗の歩騎五千に遇ふ。易山に戦ひ、之を破る。其夜、高麗の萬餘人、神威の船を襲ふ。神威の伏を設け、又、之を破りて還る。

初め西突厥の乙毗咄陸可汗、阿史那賀魯を以て葉護と爲し、多邏斯水に居らしむ。西州の北千五百里に在り、處月・處密・始蘇・歌邏祿・失畢五姓の衆を統ぶ。乙毗咄陸、吐火羅に奔るや、乙毗射匱可汗、兵を遣はし迫りて之を逐ふ。部落亡散す。乙亥、賀魯、其餘衆數千帳を帥ゐて内屬す。

詔して、之を庭州の莫賀城に處き、左驍衛將軍に拜す。賀魯、唐の兵の龜茲を討つを聞き、郷導と爲さんと請ひ、仍は數十騎を従へて入朝す。上、以て崑丘道行軍總管と爲し、厚く宴賜して之を遣る。

五月庚子、右衛率長史王玄策、帝那伏帝王阿羅那順を撃ち、大に之を破る。初め中天竺王尸羅逸多、兵最も彊し。四天竺皆之に臣たり。玄策、使を奉じて、天竺の諸國に至る。皆、使を遣はして入貢す。會尸羅逸多卒し、國中大に亂れ、其臣阿羅那順自立し、胡兵を發して玄策を攻む。玄策、從者三十人を帥ゐて與に戦ふ。力、敵せず。悉く擒にする所と爲る。阿羅那順、盡く諸國の貢物を掠む。玄策、身を脱して宵遁れ、吐蕃の西境に抵り、書を以て鄰國の兵を徵す。吐蕃、精銳千二百人を遣はし、泥婆羅國、七千餘騎を遣はして之に赴かしむ。玄策、其副將師仁と與

に、二國の兵を帥ゐ、進みて中天竺の居る所の茶博和羅城に至る。連戦三日、大に之を破る。斬首三千餘級。水に赴きて溺死する者、且に萬人ならんとす。阿羅那順、城を棄てて走り、更に餘衆を收めて還り、師仁と戦ふ。又、之を破り、阿羅那順を擒にす。餘衆、其妃及び王子を奉じ、

唐太宗文武大聖大廣孝皇帝貞觀二十二年

【五】西洱河。即ち昆明なり。亦、洱海と曰ふ。今の雲南省騰越道大理縣の城東に在り。

【六】奚契丹の酋領は皆稱して辱紇主と爲す。

【七】玄州。羈糜州、河北道に屬す。今の直隸省舊順天府の境に在るべし。

【八】烏胡鎮。當に海中の烏胡島に置けるなるべし。登州より東北海行し、大謝島・龜歌島・游島を過ぎて後、烏胡島に至る。又三百里、北のかた烏湖海を渡る。

【九】易山。新唐書には曷山に作る。

【一〇】新舊唐書には始は姑に作り、失の上に弩の字有り。

【一一】一百九十六卷十六年に見ゆ。

【三】庭州西延城の西六十里に沙鉢城守捉有り、蓋し莫賀城なり。賀魯が後立ちて、沙鉢羅葉護可汗と爲るを以て、故に城名を改むるなり。

【四】天竺國は漢の身毒國なり。或は摩伽陀といひ、或は婆羅門と曰ふ。京師を去ること九千六百里、葱嶺の南に居る。東西南北中の五天竺に分つ。南天竺は海に瀕す。北天竺は雪山に距る。南天竺は海に際り、扶南・林邑と接す。西天竺は屬賚・波斯と接す。中天竺は四天竺の會に在り、都城を茶博和羅と曰ふ。

【五】泥婆羅國。吐蕃の西樂陵川に直り、吐蕃に臣たり。今、尼泊爾と曰ふ。

【六】茶博和羅城は伽毗黎河に濱す。

乾陀衛江に阻すと。師仁進みて之を撃つ。衆潰ゆ。其妃及び王子を獲、男女萬二千人を虜にす。是に於て天竺・響震し、城邑・聚落、降る者五百八十餘所、阿羅那順を俘にして以て歸る。玄策を以て 朝散大夫と爲す。

六月乙丑、白嚮部を以て居延州と爲す。

癸酉、特進宋公蕭瑀・卒す。太常は諡して徳と曰はんと議し、尙書は諡して 肅と曰はんと議す。上曰はく、『諡は行の迹なり。當に其實を得べし。諡して 貞褊公と曰ふ可し』と。子銳嗣ぎ、上の女襄城公主に尙す。上、之が爲めに第を營まんと欲す。公主固く辭して曰はく、『婦は舅姑に事ふ。當に朝夕、側に侍すべし。若し別第に居らば、闕くる所多からん』と。上、乃ち命じ、瑀の第に即きて之を營ましむ。

上、高麗の困弊せるを以て、議して、明年を以て三十萬の衆を發し、一擧して之を滅ぼさんとす。或るひと以爲はく、『大軍・東征せば、須く經歲の糧を備ふべし。畜乘の能く載する所に非ず。宜しく舟艦を具へて水運を爲すべし。隋の末、劔南獨り寇盜無く、屬者遼東の役、劔南復た預り及ばず、其百姓富庶なり。宜しく之をして舟艦を造らしむべし』と。上、之に従ふ。

【七】 乾陀衛江。水經注に、崑崙山は、釋氏、阿耨達山と曰ふ。河水、其東北の陔に出で、屈して其東南より流れて蒲昌海に注ぎ、蒲昌海より地下を潜行し南して積石を出でて中國の河と爲る。其崑崙山の西に、大水有りこれより出づ。新頭河と曰ふ。西南流して鳥長國を逕、又東南流して中天竺國を逕、亦、恒河と曰ふ。又西して陀衛國の北を逕と。所謂乾陀衛江は、蓋し即ち此れなり。

【八】 唐の制、文散階に、朝散大夫は從五品下。

【九】 肅。周公の諡法に、剛徳克く就すを肅と曰ふ。

【一〇】 貞褊。賀琛の諡法に、直道にして撓まざるを貞と曰ふ。儉嗇にして徳無きを褊と曰ひ、心隘く政急なるを褊と曰ふ。

秋七月、右領左右府長史強偉を遣はし、劔南道に於て、木を伐り舟艦を造らしむ。大なる者は或は長さ百尺、其廣さ之に半す。別に使を遣はし、水道を行り、巫峽より、江揚に抵り、萊州に趣かしむ。

庚寅、西突厥の相屈利賂、所部を帥ゐて、從つて龜茲を討たんと請ふ。初め、左武衛將軍 武連縣公 武安の李君羨、玄武門に直す。時に太白、屢晝見ゆ。太史・占して云ふ、『女主昌ならん』と。民間、又、祕記を傳へて云ふ、『唐三世の後、女主武王、代りて天下を有たん』と。上、之を惡む。會、諸武臣と宮中に宴し、酒令を行ひ、各をして小名を言はしむ。君羨自ら言ふ、『名は五娘』と。上、愕然たり。因つて笑うて曰はく、『何物の女子ぞ、乃ち爾く勇健なる』と。又、君羨の官稱封邑に皆武の字有るを以て、深く之を惡む。後出して華州の刺史と爲す。布衣員道の信といふもの有り、自ら言ふ、『能く粒を絶ち佛法を曉る』と。君羨、深く之を敬信し、數、相從ひ、人を屏けて語る。御史・奏す、『君羨、妖人と交通し、不軌を謀る』と。壬辰、君羨、誅に坐し、其家を籍沒せらる。上密に太史令李淳風に問ふ、『祕記に言ふ所、信に之れ有るか』と。對へて曰はく、『臣仰ぎて天象を稽へ、俯して曆數を察するに、其

唐太宗文武大聖大廣孝皇帝貞觀二十二年

人已に陛下の宮中に在り、親屬と爲る。今より三十年を過ぎずして、當に天下に王たるべし。唐の子孫を殺して殆ど盡さん。其兆既に成れり」と、上曰はく、「疑似の者盡く之を殺さば何如」と。對へて曰はく、「天の命する所は、人、違ふ能はざるなり。王者は死せず。徒らに多く無辜を殺さん。且つ今より以往三十年、其人已に老いん。庶幾はくは頗る慈心有り、禍を爲すこと或は淺からんことを。今借使得て之を殺すも、天或は壯者を生じ、其怨毒を肆にせば、恐らくは陛下の子孫、遺類無からん」と。上乃ち止む。

司空梁の文照公房玄齡、京師に留守し、疾篤し。上、徴して玉華宮に赴かしむ。肩輿して殿に入り、御座の側に至りて乃ち下り、相對して流涕す。因つて宮下に留む。其の小しく愈ゆるを聞けば、則ち喜、色に形はれ、劇を加ふれば則ち憂悴す。玄齡、諸子に謂つて曰はく、「吾、主上の厚恩を受く。今、天下無事なり。唯だ東征未だ已まず。羣臣、敢て諫むるもの莫し。吾、知りて而も言はざるは、死して餘責有り」と。乃ち上表して諫めて以爲はく、

【三】 一百九十五卷五年に見ゆ。

「老子曰はく、『足るを知らば辱められず、止まるを知らば殆からず』と。陛下、功名威徳、亦、足る可し。地を拓き疆を開く、亦、止む可し。且つ陛下、一重囚を決する毎に、必ず三覆五奏せしめ、素膳を進め音楽を止むるは、人命を重んずればなり。今、無罪の士卒を驅り、之を鋒刃の下に委し、肝腦をして地に塗れしむるは、獨り・感むに足らざらんや。向に高麗をして臣節を違失せしめば、

之を誅するも可なり。百姓を侵擾せば、之を滅ぼすも可なり。它日、能く中國の患を爲さば、之を除くも可なり。今、此三條無きに、而も坐ながら中國を煩はし、内は前代の爲めに恥を雪ぎ、外は新羅の爲めに讎を報ゆるは、豈に存する所の者小にして・損する所の者大なるに非ずや。願はくは陛下、高麗が自ら新にするを許し、陵波の船を焚き、應募の衆を罷めんことを。自然に華夷・慶頼し、遠きは肅み、邇きは安からん。臣、旦夕、地に入らんとす。儻し此哀鳴を録するを蒙らば、死すとも且つ朽ちじ」と。玄齡の子遺愛、上の女高陽公主に尙す。上、公主に謂つて曰はく、「彼の病篤きこと此の如し。尙ほ能く我が國家を憂ふ」と。上自ら臨視し、手を握りて與に訣し、悲み自ら勝へず。癸卯、薨す。

【二】 哀鳴。論語泰伯篇に、鳥の將に死せんとするや、其の鳴くこと哀し、とあり。
【元】 杜。杜如誨。
【三〇】 王は王珪、魏は魏徵。
【三一】 英は李勣、衛は李靖。
【三二】 婺州。東陽郡、隋、陳を平げて婺州を置く。今の浙江省金華道金華縣。

柳芳曰はく、玄齡、太宗を佐けて天下を定め、相位に終るに及ぶまで、凡そ三十二年、天下、號して賢相と爲す。然れども跡の尋ぬ可き無し。徳亦至れり。故に太宗、禍亂を定めて、房杜、功を言はず。王魏、善く諫諍して、房杜、其賢に讓る。英衛、善く兵に將として、房杜、其道を行ふ。理、太平を致し、善、人主に歸す。唐の宗臣たること、宜なるかな。

八月己酉朔、日、之を食する有り。
丁丑、越州都督府及び婺・洪等の州に勅して、海船及び雙舫千一百艘を造らしむ。

辛未、左領軍大將軍執失思力を遣はし、金山道に出で、薛延陀の餘寇を撃たしむ。
 九月庚辰、崑丘道行軍大總管阿史那社爾、處月・處密を撃ちて之を破る。餘衆悉く降る。
 癸未、薛萬徹等、高麗を伐ちて還る。萬徹、軍中に在り、氣を使ひ物を陵ぐ。〔三〕裴行方、其の怨望するを奏す。坐して名を除き、象州に流さる。

己丑、新羅・奏す、「百濟の攻むる所と爲り、其十三城を破らる」と。
 己亥、黃門侍郎褚遂良を以て中書令と爲す。

強偉等、民を發して船を造り、役、山獠に及ぶ。雅・邛・眉・三州の獠・反す。壬寅、茂州都督張士貴・右衛將軍梁建方を遣はし、隴右・峽中の兵二萬餘人を發し、以て之を撃たしむ。蜀の人、船を造るの役に苦しみ、或は直を輸し潭州の人を雇うて船を造らんと乞ふ。上、之を許す。州縣の督迫・嚴急なり。民、田宅を賣り子女を鬻ぐも供する能はざるに至る。穀價踊貴し、劍外騒然たり。上、之を聞き、司農少卿長孫知人を遣はし、驛を馳せ往きて之を視しむ。知人、奏して稱す、「蜀人は脆弱にして、勞劇に耐へず。大船一艘、庸絹二千二百三十六匹。山谷の已に伐るの木、挽曳すること未だ畢らざるに、復た船庸を徵す。二事併せ集まり、民、堪ふる能はず。宜しく存養を加ふべし」と。上乃ち潭州に勅し、船庸、皆、官給に従はしむ。

〔三〕裴行方が萬徹に副として東伐すること、前卷前年に見ゆ。
 〔四〕象州。漢の潭中中溜縣の地、隋、始安郡桂林縣と爲す。唐の武德四年、象州を置く。象山を以て州に名づく。今の廣西省柳江道象縣。
 〔五〕劍外。劍門關より以南、之を劍外と謂ふ。

冬十月癸丑、車駕、京師に還る。

回紇の吐迷度の兄の子烏紇、其叔母に蒸す。烏紇と俱陸莫賀達官俱羅勃と、皆突厥の車鼻可汗の婿なり。相與に、吐迷度を殺し、以て車鼻に歸せんと謀る。烏紇、夜、十餘騎を引、吐迷度を襲うて之を殺す。燕然副都護元禮臣、人をして烏紇を誘はしめ、奏して以て瀚海都督と爲さんことを許す。烏紇、輕騎にて、禮臣に詣りて謝す。禮臣、執へて之を斬り、以て聞す。上、回紇の部落の離散せんことを恐れ、兵部尙書崔敦禮を遣はし、往きて之を安撫せしむ。之を久しくして、俱羅勃・入見す。〔三〕上、之を留めて遣らす。

阿史那社爾、既に處月・處密を破り、兵を引きて焉耆の西より、龜茲の北境に趣き、兵を分ちて五道と爲し、其不意に出づ。焉耆王薛婆阿那支、城を棄てて龜茲に奔り、其東境に保す。社爾、兵を遣はして追撃し、擒へて之を斬る。其從父弟先那準を立てて焉耆王と爲し、職貢を修めしむ。

龜茲大に震ふ。守將多く城を棄てて走る。社爾進みて磧口に屯し、〔三〕其都城を去ること三百里。伊州の刺史韓威を遣はし、千餘騎を帥めて前鋒と爲し、右衛將軍曹繼叔、之に次ぎ、多褐城に至る。龜茲王訶利布失畢・其相那利羯獵頭、衆五萬を帥めて拒ぎ戦ふ。鋒刃、甫めて接するや、威、兵を引きて偽り遁る。龜茲、衆を悉して之を追ふ。行くこと三十里、繼叔の軍と合ふ。龜茲懼れて將に却かん

〔三〕十六年、郭孝恪、焉耆を破り、栗婆準を立てて主と爲す。而して阿那支、之を殺せり。今や罪人ここに得らる。
 〔三〕龜茲は伊邏虛城に都す。北、白山に倚る、亦、阿那支山と曰ふ。

とす。繼叔、之に乗ず。龜茲大に敗る。北ぐるを逐ふこと八十里。

甲戌、回紇の吐迷度の子前の左屯衛大將軍婆閏を以て左驍衛大將軍。大俟利發・瀚海都督と爲す。

十一月庚子、契丹の帥窟哥・奚の帥可度者、竝に所部を帥めて内屬す。

契丹部を以て松漠府と爲し、窟哥を以て都督と爲す。又、其別帥達稽等の部を以て峭落等の九州と爲し、各其辱紇主を以て刺史と爲す。奚部を以て饒樂府と爲し、可度者を以て都督と爲す。又、其別帥阿會等の部を以て弱水等の五州と爲し、亦各其辱紇主を以て刺史と爲す。

辛丑、東夷校尉の官を營州に置く。

十二月庚午、太子、文德皇后の爲めに大慈恩寺を作りて成る。

龜茲王布失畢既に敗れ、走りて都城に保す。阿史那社爾、軍を進めて之に逼る。布失畢、輕騎にて西に走る。社爾、其城を抜き、安西都護郭孝恪をして之を守らしむ。沙州の刺史蘇海政・尙輦奉御薛萬備、精騎を帥めて布失畢を追ふ。行くこと六百里。布失畢、窘急し、撥換城に保す。社爾、軍を進め、之を攻むること四旬。閏月丁丑、之を抜き、布失畢及び羯獵頭を擒にす。那利、身を脱して走り、潛に西突厥の衆

【三】松漠。柳城郡の北に在り。今の熱河特別區域翁牛特右翼潢水の北に在り。

【四】九州。峭落、無逢、羽陵、白連、徒何、萬丹、正黎、赤山の八州、并に松漠府をいふ。

【五】五州。弱水、祁黎、洛環、太魯、湯野の五州。

【六】大慈恩寺。西京の外城朱雀街東第三橋、皇城の東第一街進業坊に在り。太子、隋の無漏寺の故基に即きて寺を建つ。

【七】撥換城。安西府より西のかた柘厥關を出て、白馬河を渡り、四百餘里にして撥換城に至る。

を引き、其國兵萬餘人を并せ、襲うて孝恪を撃つ。孝恪、城外に營す。龜茲の人、之を告ぐる或り。孝恪、以て意と爲さず。那利、奄至す。孝恪、所部千餘人を帥る、將に城に入らんとす。那利の衆、已に城に登る。城中の降胡、之と相應じ、共に孝恪を撃ち、矢刃、雨の如し。孝恪、敵する能はず。將に復た出でんとし、西門に死す。城中大に擾る。倉郎郎中崔義超、召募して二百人を得、軍資財物を衛り、龜茲と城中に戦ふ。曹繼叔・韓威、亦、城外に營し、城の西北隅より之を撃つ。那利、經宿して乃ち退く。斬首三千餘級。城中始めて定まる。後旬餘日、那利復た

山北の龜茲萬餘人を引き、都城に趣く。繼叔、逆へ撃ちて大に之を破り、斬首八千級。那利、單騎にて走る。龜茲の人、之を執へ、以て軍門に詣る。阿史那社爾、前後、其大城五を破り、左衛郎將權祇甫を遣はし、諸城に詣り、禍福を開示せしむ。皆相帥めて降らんと請ふ。凡そ七百餘城を得、男女數萬口を虜にす。社爾乃ち其父老を召し、國の威靈を宣べ、諭すに罪を伐つの意を以てし、其王の弟葉護を立てて王と爲す。龜茲の人大に喜ぶ。西域・震駭し、西突厥・于闐・安國、争うて駝馬・軍糧を饋る。社爾、石に勒し功を紀して還る。

【四】倉郎郎は、天下の倉儲を判し、租税を受納し、祿廩を出給するの事を掌る。戸部に屬す。

【五】山北。蓋し白山の北なり。

戊寅、崑丘道行軍總管左驍衛將軍阿史那賀魯を以て、泥伏沙鉢羅葉護と爲し、賜ふに鼓纛を以てし、西突厥の未だ服せざる者を招討せしむ。

癸未、新羅の相金春秋及び其子文王・入見す。春秋は眞徳の弟なり。上、春秋を以て特進と爲し、文王を左武衛將軍と爲す。春秋、章服を改めて中國に従はんと請ふ。内、冬服を出して之に賜ふ。

二十三年、春正月辛亥、龜茲王布失畢及び其相那利等、京師に至る。上、責讓して之を釋す。布失畢を以て左武衛中郎將と爲す。

西南の徒莫祇等の蠻・内附す。其地を以て、傍・望・覽・丘の四州と爲し、郎州都督府に隸す。

上、突厥の車鼻可汗が入朝せざるを以て、右驍衛郎將高侃を遣はし、回紇・僕骨等の兵を發し、襲うて之を撃たしむ。兵、其境に入るや、諸部落相繼ぎて來り降る。拔悉密の吐屯肥羅察降る。其地を以て新黎州を置く。

二月丙戌、瑤池都督府を置き、安西都護に隸す。戊子、左衛將軍阿史那賀魯を以て瑤池都督と爲す。

三月丙辰、豐州都督府を置き、燕然都護李素立をして都督を兼ねしむ。

去冬、旱し、是に至りて始めて雨ふる。辛酉、上、疾を力めて顯道門外に至り、天下に赦す。丁卯、太子に勅して、金液門に於て政を聽かしむ。

【一】徒莫祇蠻。曇曇の西に在り。

【二】郎州。當に朗州に作るべし。武徳元年、南中を開き、舊に仍りて南寧州を置く。貞觀八年、改めて郎州と爲す。其地は本と夜郎國たるを以てなり。今の雲南省滇中道曲靖縣の西。

【三】新黎州。關内道に屬す。地闕く。當に今の吳喇忒の境に在るべし。

【四】此れ穆天子傳に「西王母、天子に瑤池の上に觴す」といへるに因りて名づくるなり。

夏四月乙亥、上、翠微宮に行幸す。

上、太子に謂つて曰はく、「李世勣は、才智、餘り有り、然れども汝、之と恩無し。恐らくは懷服する能はざらん。我今之を黜けん。若し其れ即ち行かば、我が死するを俟ち、汝、後に於て用ひて僕射と爲し、之を親任せよ。若し徘徊願望せば、當に之を殺すべきのみ」と。五月戊午、同中書門下三品李世勣を以て、疊州都督と爲す。世勣、詔を受け、家に至らずして去る。

辛酉、開府儀同三司衛の景武公李靖・薨す。

上、利に苦しむこと増劇し。太子、晝夜、側を離れず。或は累日、食はず、髮、白きに變ずる者有り。上泣きて曰はく、「汝能く孝愛なること此の如し。吾死すとも何ぞ恨みん」と。丁卯、疾篤し。長孫無忌を召して、含風殿に入る。上、臥して手を引き、無忌の頤を捫ぶ。無忌、哭悲して、自ら勝へず。上、竟に言ふ所有を得ず。因つて無忌をして出でしむ。己巳、復た無忌及び褚遂良を召し、臥内に入れ、之に謂つて曰はく、「朕今悉く後事を以て公が輩に付す。太子の仁孝なるは、公が輩の知る所なり。善く之を輔導せよ」と。太子に謂つて曰はく、「無忌・遂良在り。汝、天下を憂ふる勿れ」と。又、遂良に謂つて曰はく、「無忌、忠を我に盡す。我、天下を有つは、其力多きなり。我死すとも、讒人をして之を問せしむる勿れ」と。仍ほ遂良をして遺詔

【五】疊州。京師を去ること千三百四十里、秦より魏に至るまで諸羌これに據る。周の武帝、諸羌を逐ひ、疊州を置く。蓋し山の重疊するを以て之名づくるなり。今の甘肅省蘭山道臨潭縣邊外南百里。

【六】利。下痢なり。

【七】含風殿は翠微宮に在り。

を草せしむ。頃有りて上崩す。太子、無忌の頸を擁し、號慟して將に絶えんとす。無忌、涕を攬り、衆事を處分し、以て内外を安んせんと請ふ。太子、哀號すること已まず。無忌曰はく、『主上、宗廟社稷を以て殿下に付す。豈に匹夫に效うて唯だ哭泣するを得んや』と。乃ち秘して、喪を發せず。庚午、無忌等、太子に先づ還らんと請ふ。飛騎勁兵及び舊將皆從ふ。辛未、太子、京城に入る。大行、馬輿に御し、侍衛、平日の如く、太子に繼ぎて至り、兩儀殿に頓まる。太子の左庶子于志寧を以て侍中と爲し、少詹事張行成をして侍中を兼ねしめ、檢校刑部尚書右庶子兼吏部侍郎高季輔を以て中書令を兼ねしむ。壬申、喪を太極殿に發し、遺詔を宣し、太子、位に即く。軍國の大事は、停闕す可からず。平常の細務は、之を有司に委ぬ。諸王の都督刺史たる者は、竝に喪に奔るを聽す。濮王泰は、來限に在らず。遼東の役及び諸の土木の功を罷む。四夷の人、入りて朝に仕へ、及び來りて朝貢する者、數百人、喪を聞きて皆慟哭し、髮を剪り面を髡し耳を割き、血を流し地に灑ぐ。

六月 甲戌朔、高宗、位に即き、天下に赦す。

丁丑、疊州都督李勣を以て特進・檢校洛州刺史・洛陽宮留守と爲す。

是より先、太宗の二名、天下に令して、連言せざる者は避くる勿らしむ。是に至りて始めて官名

- 【八】 時に年五十三。
- 【九】 太極殿は西内の正朝。此に於て喪を發し、太子、柩前に於て位に即く。
- 【一〇】 李勣、李世勣、世の字を去るは、太宗の二名を避くるなり。

の先帝の諱を犯す者を改む。
癸未、長孫無忌を以て太尉・兼檢校中書令・知尚書門下二省事と爲す。無忌固く知尚書省事を辭す。

帝、之を許す。仍ほ令して太尉を以て同中書門下三品と爲す。
癸巳、李勣を以て開府儀同三司・同中書門下三品と爲す。

阿史那社爾が龜茲を破るや、行軍長史薛萬備、兵威に因りて于闐王伏闕信に説きて入朝せしめんと請ふ。社爾、之に従ふ。秋七月己酉、伏闕信、萬備に隨つて入朝す。詔して、入りて梓宮に謁せしむ。

八月癸酉夜、地震ふ。晉州尤も甚だしく、五千餘人を壓殺す。
庚寅、文皇帝を昭陵に葬り、廟を太宗と號す。

阿史那社爾・契苾何力、身を殺して葬に殉せんと請ふ。上、人を遣はし、諭すに先旨許さざるを以てす。蠻夷の君長、先帝の擒服する所と爲る者、頡利等十四人、皆、石を琢して其像を爲り、名を刻して北司馬門内に列す。

丁酉、禮部尚書許敬宗・奏す、『弘農府君の廟は、應に毀つべし。請ふ主を西夾室に藏せん』と。之に従ふ。

九月乙卯、李勣を以て左僕射と爲す。

- 【一】 昭陵。京兆醴泉縣の西北六十里九峻山に在り。
- 【二】 弘農府君。魏の弘農の太守重耳なり。高宗に於て七世の祖たり。親盡く、應に毀つべし。
- 【三】 西夾室。太廟に、東西夾室有り、太室の兩旁を夾む。故に之を夾室と謂ふ。

冬十月、突厥の諸部を以て舍利等の五州を置き、雲中都督府に隸し、蘇農等の六州は定襄都督府に隸す。

乙亥、上、大理卿唐臨に繫囚の數を問ふ。對へて曰はく、『見囚五十餘人。唯だ二人は應に死すべし』と。上悦ぶ。上、嘗て繫囚を録す。前の卿の處する所の者は、多く號呼して冤を稱す。臨が處する所の者は、獨り言無し。上怪しみて其故を問ふ。囚曰はく、『唐卿の處する所は、本自ら冤無し』と。上、歎息すること良久しくして曰はく、『獄を治むる者、當に是の如くなるべからずや』と。

上、吐蕃の贊普弄讚を以て、駙馬都尉と爲し、西海郡王に封す。贊普、書を長孫無忌等に致して云はく、『天子初めて位に即く、臣下、忠たならざる者有らば、當に兵を勅して國に起き、討ちて之を除くべし』と。十二月、濮王泰に詔して、府を開き僚屬を置かしめ、車服珍膳、特に優異を加ふ。

高宗天皇大聖大弘孝皇帝上の上

永徽元年、春正月辛丑朔、改元す。

丙午、妃王氏を立てて皇后と爲す。后は思政の孫なり。后の父仁祐を以て、特進魏國公と爲す。己未、張行成を以て侍中と爲す。

辛酉、上、朝集使を召し、謂つて曰はく、『朕初めて位に即く。事、百姓に便ならざる者有れば、悉く宜しく陳すべし。盡さざる者は更に封奏せよ』と。是より、日に刺史十人を引きて閣に入れ、問ふに百姓の疾苦及び其政治を以てす。洛陽の人李弘泰といふもの有り、『長孫無忌、反を謀る』と誣告す。上、命じて立ちどころに之を斬らしむ。無忌、褚遂良と、心を同じくして政を輔く。上、亦二人を尊禮し、己を恭しくして以て之に聽く。故に永徽の政、百姓・阜安にして、貞觀の遺風有り。

太宗の女衡山公主、應に長孫氏に適くべし。有司以爲はく、『服既に公除す』と。今秋を以て昏を成さんと欲す。于志寧・上言す、『漢文、制を立つるは、本、天下の百姓の爲めにす。公主の服は本斬衰なり。縱使服は例に隨つて除くとも、豈に情は例に隨つて改む可けんや。請ふ三年の喪の畢るを俟ちて昏を成さん』と。上、之に従ふ。二月辛卯、皇子孝を立てて許王と爲し、上金を杞王と爲し、素節を雍王と爲す。

唐高宗天皇大聖大弘孝皇帝永徽元年

【四】五州。舍利、思辟、阿史那、綽、白登の五州。

【五】六州。蘇農、阿德、執失、拔延の四州等。餘の二州は逸す。

【六】見。現なり。

【七】漢の武帝、三都尉を置く、奉車都尉・駙馬都尉・騎都尉なり。唐、騎都尉を以て勳官と爲し、駙馬都尉は以て主に尙する者に授く。奉車都尉は復た除授せず。

【八】吐蕃、太宗晏駕するを以て、固より中國を輕んずる心有り。

【一】高宗。諱は治、字は爲善、小字は雉奴、太宗の第九子なり。文明元年、諡して天皇大帝と曰ひ、廟を高宗と號す。天寶八載、尊號高宗天皇大帝、皇帝を加へ、十三載、尊號高宗天皇大帝大弘孝皇帝を加ふ。

【二】永徽元年。西紀六五〇年なり。

【三】思政は西魏の爲に潁川を守り、東魏に没す。

【四】胡三省曰はく、帝が二人を尊任すること此の如きを以てさへ、武后、譖して之を去り、諸を淵に墜すと雖も悔いざるなり。哲婦の、鳴泉たるや尙しと。

【五】帝の後宮鄭、孝を生み、楊、上金を生み、蕭淑妃、素節を生む。

夏五月壬戌、吐蕃の贊普弄讚・卒す。其嫡子早く死す。其孫を立てて贊普と爲す。贊普・幼弱にして、政事、皆、國相祿東贊に決す。祿東贊、性明達嚴重にして、兵を行るに法有り。吐蕃の、疆大にして、氏羌を威服する所以は、皆其謀なり。

六月、高侃、突厥を撃ち、阿息山に至る。車鼻可汗、諸部の兵を召す。皆、赴かず。數百騎と與に遁れ去る。侃、精騎を帥る、追うて金山に至り、之を擒にして以て歸る。其衆皆降る。

初め、阿史那社爾、龜茲王布失畢を擒にし、其弟を立てて王と爲す。唐の兵既に還るや、其會長、立つを争ひ、更に相攻撃す。秋八月壬午、詔して、復た布失畢を以て龜茲王と爲し、遣りて國に歸し、其衆を撫せしむ。

九月庚子、高侃、車鼻可汗を執へて京師に至る。之を釋し、左武衛將軍に拜す。其餘衆を鬱督軍山に處き、狼山都督府を置き、以て之を統べしめ、高侃を以て、衛將軍と爲す。是に於て、突厥盡く封内の臣と爲る。單于、瀚海二都護府を分置し、單于是狼山・雲中・桑乾の三都督・蘇農等の、一十四州を領し、瀚海は、瀚海・金微・新黎等の七都督・仙夢等の八州を領し、各、其會長を以て刺史・都

- 【六】 事、太宗貞觀二十二年に見ゆ。
- 【七】 唐に衛將軍無し。衛の字の上に須く脫字有るべし。
- 【八】 一十四州。新唐書には二十四州に作る。單于都護府の領する所の、史に見ゆる者は、蘇農等四州、舍利等五州、及び桑乾府の領する所の郁射・囊失・卑失・叱略等四州、呼延府の領する所の賀魯・葛邏・跌等三州のみ、其他は攷ふる所無し。
- 【九】 金微は當に金微に作るべし。瀚海都護府は瀚海・金微・新黎・幽陵・龜林・堅昆・六都督府を領し、其一は逸す。仙夢・浚稽・余吾・稽落・居延・寶顔・榆溪・渾河・燭龍、凡そ八州。

督と爲す。

癸亥、上出でて敗し、雨に遇ふ。諫議大夫昌樂の谷那律に問うて曰はく、『油衣若爲せば則ち漏らざらん』と。對へて曰はく、『瓦を以て之を爲らば、必ず・漏らざらん』と。上悦び、之が爲めに獵を罷む。

李勣、固く・職を解かんことを求む。冬十月戊辰、勣の左僕射を解き、開府儀同三司を以て同中書門下三品とす。

己未、監察御史、陽武の韋思謙、中書令褚遂良を劾奏す、
 譯語人の地を抑買す』と。大理少卿張叡冊以爲はく、『估に准するは罪無し』と。思謙・奏して曰はく、『估價の設は、國家の須ふる所に備ふ。臣下の交易するは、豈に估に准じて定て爲すを得んや。叡冊、文を舞はし、下に附き上を罔ふ。罪、誅に當る』と。是日、遂良を左遷して同州の刺史と爲し、叡冊を循州の刺史とす。思謙、名は仁約、字を以て行はる。

十二月庚午、梓州都督謝萬歲・兗州都督謝法興、黔州都督李孟嘗と與に、瑛州の叛獠を討つ。萬歲・法興、洞に入りて招慰し、獠の殺す所と爲る。

- 【一〇】 油衣。絹油の製及び帽油は、陳始めて有り。
- 【一一】 上、諷諫を悦ぶなり。
- 【一二】 己未の上に、宜しく十一月の三字を補ふべし。
- 【一三】 陽武縣は、今の河南省河北道陽武縣。
- 【一四】 中書は、四方の朝貢を受け及び表疏を通ずるを掌る。故に譯語人有り。
- 【一五】 梓州。當に梓州に作るべし。武德三年、牂柯蠻酋龍羽降る、其地を以て梓州を置く。今の貴州省鎮遠道安化縣の西、兗州は當に兗州に作るべし。武德三年、牂柯蠻の別部を以て置く。亦蠻州なり。今の安化縣の境。
- 【一六】 瑛州。貞觀四年置く。黔州都督府に屬す。今の貴州省の境に在るべし。

二年、春正月乙巳、黃門侍郎宇文節・中書侍郎柳奭を以て、竝に同中書門下三品とす。奭は、(一) 亨の兄の子、王皇后の舅なり。

左驍衛將軍瑤池都督阿史那賀魯、離散を招集し、(二) 廬帳漸く盛なり。太宗崩すと聞き、西・庭・二州を襲ひ取らんと謀る。庭州の刺史駱弘義、其謀を知り、表して之を言ふ。上、通事舍人橋寶明を遣はし、馳せ往きて慰撫せしむ。寶明、賀魯に説き、長子啞運をして入りて宿衛せしむ。右驍衛中郎將を授く。尋ぎて復た遣り歸す。啞運乃ち其父に説き、衆を擁して西に走り、乙毗射匱可汗を擊破し、其衆を併せ、牙を(三) 雙河及び(四) 千泉に建て、自ら沙鉢羅可汗と號す。咄陸の五賧・弩失畢の五俟斤、皆之に歸す。勝兵數十萬。乙毗咄陸可汗と兵を連ぬ。處月・處密及び西域の諸國、多く之に附く。啞運を以て莫賀咄葉護と爲す。焉耆王婆伽利・卒す。國人、表して復た故の王突騎支を立てんと請ふ。夏四月、詔して、突騎支に右武衛將軍を加へ、遣りて國に還す。

金州の刺史滕王元嬰、驕奢縱逸にして、亮陰の中に居り、畋遊、節無く、數々夜城門を開き、百姓を勞擾し、或は彈を引きて人を彈し、或は人を雪中に埋め、以て戲笑す。上、書を賜うて之を切讓し、且つ曰はく、(五) 「適を取るの方、亦應に多緒なるべし。(六) 晉靈は荒君なり。何ぞ則と爲す

【一】 柳亨は西魏の尙書左僕射慶の孫、寶誕の母なり。亨の妻は、即ち襄陽公主の女なり。
【二】 廬帳。蠻夷のてんまぐ。
【三】 雙河より西南、賀魯の牙帳に至るまで二百里。
【四】 千泉。石國界に屬す、又、賀魯の牙帳の西南に在り。
【五】 亮陰。諒闇に同じ。
【六】 適を取る。心になふあそびを爲すなり。

に足らん。朕、王が至親なるを以て、王を法に致す能はず。今、王を下上考に書し、以て王の心を愧ぢしむ」と。元嬰、蔣王暉と、皆、聚斂を好む。上嘗て諸王に帛各五百段を賜ふ。獨り二王に及ばず。勅して曰はく、「滕叔・蔣兄は、自ら能く經紀す。物を賜ふを須ひず」と。麻兩車を給し、以て錢貫と爲さしむ。二王大に慙ぶ。

秋七月、西突厥の沙鉢羅可汗、庭州に寇し、攻めて金嶺城及び蒲類縣を陥れ、數千人を殺略す。左武侯大將軍梁建方・右驍衛大將軍契苾何力に詔して、(一) 弓月道行軍總管と爲し、右驍衛將軍高德逸・右武侯將軍薛孤吳仁を副と爲し、(二) 秦・成・岐・雍府の兵三萬人及び回紇五萬騎を發し、以て之を討たしむ。

癸巳、諸禮官學士に詔して、明堂の制度を議せしめ、高祖を以て(三) 五天帝に配し、太宗を(四) 五人帝に配す。
八月己巳、于志寧を以て左僕射と爲し、張行成を右僕射と爲し、高季輔を侍中と爲す。志寧・行成は仍は同中書門下三品たり。
己卯、郎州の(五) 白水蠻・反し、(六) 麻州に寇す。左領軍將軍趙孝祖等を遣

【七】 左傳に、晉の靈公不君にして、臺上より人を彈し、以て其の丸を避くるを觀ると。
【八】 庭州。西州交河縣より北行すること八十里、谷に入り又百三十里、柳谷を經、金沙嶺を渡り、百六十里にして庭州に至る。今の新疆省迪化道迪化縣。
【九】 蒲類縣は西州に屬す、後、庭州に屬し、又改めて後庭縣と爲す。今の新疆省迪化道吐魯番縣の境に在るべし。
【一〇】 弓月城は庭州の西千有餘里に在り。
【一一】 成州は今の甘肅省渭川道成縣。雍州は京兆郡。
【一二】 五天帝は七十九卷晉の武帝泰始二年に見ゆ。
【一三】 五人帝。東方帝太皞、西方帝少皞、南方帝炎帝、北方帝顓頊、中央帝黃帝。

はし、兵を發して之を討たしむ。

九月癸巳、玉華宮を廢して佛寺と爲す。戊戌、九成宮を更め命けて萬年宮と爲す。

庚戌、左武侯引駕盧文操、牆を踰えて左藏の物を盜む。上、引駕の職は糾繩するに在るに乃ち自ら盜を爲すを以て、命じて之を誅せしむ。諫議大夫蕭鈞諫めて曰はく、『文操の情は實に原し難し。然れども法は死に至らず』と。上乃ち文操の死を免し、侍臣を顧みて曰はく、『此れ眞の諫議なり』と。

閏月、長孫無忌等、刪定する所の律令式を上る。甲戌、詔して、之を四方に頒つ。

上、宰相に謂つて曰はく、『聞く、所在の官司、事を行ふに、猶ほ互に顔面を觀、多く公を盡さず』と。長孫無忌對へて曰はく、『此れ豈に敢て無しと言はんや。然れども情を肆にし法を曲ぐるは、實に亦敢てせず。小小人情を收取するに至りては、恐らくは陛下尙ほ免るる能はざらん』と。無忌、元舅を以て政を輔け、凡そ言ふ所有れば、上、嘉納せざるは無し。

冬十有一月辛酉、上、南郊に祀る。癸酉、詔す、『今より、京官及び外州、鷹隼及び犬馬を獻する者有らば、之を罪せん』と。

【四】白水蠻。青蛉・弄棟と接し、郎州に隸す。

【五】麻州。貞觀二十二年、郎州を分ちて置く。今の雲南省舊楚雄府の境に在るべし。

【六】左右武侯は宮中及び京城の晝夜巡警の事を掌り、以て非違を執禦す。引駕仗三衛六十人、引駕飲飛六十六人有り。

【七】左藏。邦國の庫藏を掌る。右藏は國の寶貨を掌る。

戊寅、(一)特浪羌會董悉奉求、薛惠羌會卜檐莫、各種落萬餘戸を帥る、茂州に詣りて内附す。

寶州。(二)義州の蠻會李寶誠等反す。桂州都督劉伯英、討ちて之を平ぐ。

郎州道總管趙孝祖、白水蠻を討つ。蠻會禿磨蒲及び儉彌于、衆を帥る、險に據りて拒ぎ戰ふ。

孝祖皆擊ちて之を斬る。會大に雪ふり、蠻・飢凍し、死亡して略は盡く。孝祖奏して言はく、

『貞觀中、(三)昆州の烏蠻を討ち、始めて青

蛉・弄棟を開きて州縣と爲す。弄棟の西に、(四)小勃弄・大勃弄の二川有り、恒に弄棟を扇誘し、

之をして反せしめんと欲す。其勃弄以西は、(五)黃瓜・葉榆・西洱河と相接し、人衆く殷實にし

て、蜀川よりも多く、大會長無く、好みて讎怨を結ぶ。今、白水を破るの兵に因り、請ふ便に

隨ひて西討し、撫して之を安んせん』と。勅して之を許す。

【一】特浪、薛惠。皆、生羌なり。是年、其地を以て蓬魯等三十二州を置き、義州都督府に屬す。

【二】義州。漢の猛陵縣の地、梁、永業郡を置く。隋、懷德縣と改め、瀘州に屬す。唐の武德五年、南義州を置く。貞觀二年、義州と曰ふ。今の廣西省蒼梧道岑溪縣の東二十里。

【三】昆州は漢の益州郡の地、隋、昆州を置く。亂を以て廢す。唐の武德の初め、南中を開き、復た置く。今の雲南省滇中道昆明縣の西に在り。烏蠻は種族の名。兩巖蠻、曲州靖州より西南は、通じて之を西巖白蠻と謂ふ。彌鹿升麻二

川より、南のかた歩頭に至るまでは、之を東巖烏蠻と謂ふ。

【四】青蛉。漢の武帝開きて縣と爲し、越嶲郡に屬す。弄棟縣は益州郡に屬す。唐、青蛉の地を以て寧州を置き、弄棟の地に哀州を置く。青蛉は今の雲南省騰越道大姚縣の境に在り。弄棟は今の同省同道姚安縣の北に在り。

【五】勃弄。漢の永昌郡の界に屬す。唐の武德七年、南雲州を置く。貞觀八年、更めて匡州と名づく。今の雲南省騰越道雲南縣の東一百里に在り。

【六】葉榆も亦漢の武帝開きて縣と爲す。今の雲南省騰越道大理縣の東北に在り。

十二月壬子、處月の朱邪孤注、招慰使單道惠を殺し、突厥の賀魯と相結ぶ。是歲、百濟、使を遣はして入貢す。上、之を戒め、新羅・高麗と相攻むる勿からしめ、『然らずんば吾將に兵を發して汝を討たんとす』といふ。

三年、春正月己未朔、吐谷渾・新羅・高麗・百濟、竝に使を遣はして入貢す。

癸亥、梁建方・契苾何力等、大に處月の朱邪孤注を牢山に破る。孤注

夜遁る。建方、副總管高德逸をして輕騎にて之を追はしむ。行くこと五百

餘里、孤注を生擒し、斬首九千級。軍還る。御史・劾奏す、『梁建方、兵力、

以て追討するに足る。而るに逗留して進まず。高德逸、勅して馬を市は

しむるに、自ら・駿なる者を取る』と。上、建方等が功有るを以て、釋きて

問はず。大理卿李道裕、奏して言ふ、『德逸が取る所の馬、筋力、異常なり。請ふ中廐に實てん』と。

上、侍臣に謂つて曰はく、『道裕は法官にして、馬を進むるは、其本職に非ざるに、妄に我が意を希ふ。

豈に朕が行事、臣下の信する所と爲らざるか。朕方に自ら咎む。故に復た道裕を黜けざるのみ』と。

己巳、同州の刺史褚遂良を以て吏部尚書・同中書門下三品と爲す。

丙子、上、太廟に饗す。丁亥、先農を饗し、躬づから籍田を耕す。

【一】 牢山。即ち九隆山。今の雲南省騰越道保山縣の西に在り。

【二】 中廐。猶ほ内廐と言ふがごとし。

【三】 先農。即ち神農なり。

二月甲寅、上、安福門樓に御し、百戲を觀る。乙卯、上、侍臣に謂つて曰はく、『昨、樓に登り、以て人情及び風俗の奢儉を觀んと欲す。聲樂の爲めに非ず。朕聞く、胡人は善く擊鞠の戲を爲すと。嘗て一たび之を觀る。昨初めて樓に升れば、即ち羣胡の鞠を擊つ有り。意に朕篤く之を好むと謂ふなり。帝王の爲す所は、豈に宜しく容易にすべんや。朕已に此鞠を焚き、胡人の窺望の情を杜がんことを冀ひ、亦因つて以て誠と爲す』と。

三月辛巳、宇文節を以て侍中と爲し、柳奭を中書令と爲し、兵部侍郎三

原の韓瑗を以て守黃門侍郎・同中書門下三品と爲す。

夏四月、趙孝祖、大に西南の蠻を破り、小勃弄の酋長歿盛を斬り、大勃

弄の酋長楊承顛を擒にす。自餘は皆屯聚して險に保す。大なる者は衆數

萬有り。小なる者數千人。孝祖皆破りて之を降す。西南の蠻遂に定まる。

甲午、澧州の刺史彭の思王元則・薨す。

六月戊申、兵部尚書崔敦禮等を遣はし、并汾の步騎萬人を將ゐて茂州に往き、薛延陀の餘衆を發し

て河を渡り、祁連州を置き、以て之を處かしむ。

秋七月丁巳、陳王忠を立てて皇太子と爲し、天下に赦す。王皇后、子無し。柳奭、後の爲めに謀り、

忠の母劉氏が微賤なるを以て、后に忠を立てて太子と爲さんことを勧め、其の己を親しまんことを冀

【四】 安福。長安の皇城の西面の二門、北なるを安福と曰ひ、南なるを順義と曰ふ。
【五】 鞠。韋を以て之を爲り、實たずに柔物を以てす。毬子なり。

ふ。外は則ち長孫無忌等に諷し、上に請はしむ。上、之に従ふ。乙丑、于志寧を以て太子の少師を兼ね、張行成をして少傅を兼ね、高季輔をして少保を兼ねしむ。

丁丑、上、戸部尚書高履行に去年の進戸の多少を問ふ。履行、奏す、「去年の進戸總べて一十五萬」と。因つて隋代及び今日の見戸を問ふ。履行、奏す、「隋の開皇中の戸は八百七十萬、即今の戸は三百八十萬」と。履行は士廉の子なり。

九月、守中書侍郎來濟、同中書門下三品たり。

冬十一月庚寅、弘化長公主、吐谷渾より來朝す。

癸巳、濮王泰、均州に薨す。

散騎常侍房遺愛、太宗の女高陽公主に尙す。公主、驕恣なること甚だし。房玄齡・薨するや、公主、遺愛に教へて兄遺直と財を異にせしめ、既にして反りて遺直を譖す。遺直自ら言ふ。太宗深く主を責讓す。是に由りて寵衰ふ。主、怏怏として悦ばず。會、御史・劾す、「盜、浮屠辯機の寶枕を得たるに、「主の賜ふ所なり」と云ふ。主、辯機と私通し、餽遺すること億計、更に二女子を以て遺愛に侍せしむ」と。太宗怒り、辯機を腰斬し、奴婢十餘人を殺す。主益、怨望す。太宗・崩するや、戚容無し、上、位に即くや、主、又、遺愛をして遺直と更、相訟へしむ。遺愛、坐して出でて

- 【六】 戸部尚書は即ち民部尚書なり。太宗の諱を避けてこれを改む。
- 【七】 進戸。新に増進せる戸なり。
- 【八】 即今。猶ほ當今と言ふがことし。
- 【九】 弘化長公主。貞觀十三年、吐谷渾の慕容諾曷鉢に降嫁す。
- 【一〇】 浮屠。僧なり。

(一) 房州の刺史と爲り、遺直、隰州の刺史と爲る。又、浮屠智助等數人、私に主に侍す。主、掖庭令陳玄運をして宮省の祿祥を伺はしむ。是より先、駙馬都尉薛萬徹、事に坐して名を除かれ、寧州の刺史に徙さる。入朝して遺愛と、欵昵し、遺愛に對して怨望の語有り。且つ曰はく、「今、足を病むと雖も、京師に坐置せば、鼠輩猶ほ敢て動かざらん」と。因つて遺愛と謀る、「若し國家、變有らば、當に司徒荆王元景を奉じて主と爲すべし」と。元景の女は、遺愛の弟遺則に適く。是に由りて遺愛と往來す。元景嘗て自ら言ふ、「夢に手に日月を把る」と。駙馬都尉、柴令武は紹の子なり。(二) 巴陵公主に尙し、衛州の刺史に除せらる。託するに、主疾み、京師に留まりて醫を求むるを以てし、因つて遺愛と、謀議して相結ぶ。高陽公主、遺直を黜けて其封爵を奪はんと謀り、人をして「遺直、己に禮無し」と誣告せしむ。遺直も亦遺愛及び主の罪を言ひ、云はく、「罪盈ち惡稔る。恐らくは臣の私門を累はさざらん」と。上、長孫無忌をして之を鞠せしめ、更に遺愛及び主の反狀を獲たり。司空安州都督吳王恪の母は、隋の煬帝の女なり。恪、文武の才有り。太宗、常に以爲へらく己に類すと。立てて太子と爲さんと欲す。(七) 無忌固

(一) 房州。古の房陵・上庸の地、西魏、光遷國を置き、後周改めて遷州と曰ふ。隋改めて房州と曰ふ。尋ぎて州を廢し、房陵郡と爲す。唐復た房州と曰ふ。今の湖北省襄陽道房縣治。

(二) 掖庭局の令は從七品下、宦者、之と爲る。内侍省に屬す。宮禁の女工の事を掌る。凡そ宮人の名籍、其除附を司る。

(三) 高祖の女丹陽公主、薛萬徹に下嫁す。

(四) 欵昵。まことをつくしてむつむ。

(五) 柴紹。高祖の女、平陽公主に尙す。

(六) 巴陵公主。太宗の女。

(七) 事、一百九十七卷貞觀十七年に見ゆ。

く争うて止む。是に由りて無忌と相惡し。恪、名望素より高く、物情の向ふ所と爲る。無忌、深く之を忌み、事に因りて恪を誅して以て衆望を絶たんと欲す。遺愛、之を知り、因つて「恪と謀を同じくす」と言ひ、(二) 紇干承基が死を免るるを得しが如くならんことを冀ふ。

四年、春二月甲申、詔して、遺愛・萬徹・令武は皆斬り、元景・恪・高陽・巴陵公主は竝に自盡を賜ふ。上、泣きて侍臣に謂つて曰はく、「荆王は朕の叔父、吳王は朕の兄なり。其死を匂はんと欲す。可ならんか」と。兵部尙書崔敦禮、以て不可と爲す。乃ち之を殺す。萬徹、刑に臨み、尤言して曰はく、「薛萬徹は大健兒なり。留めて國家の爲めに死力を効さしめば、豈に佳ならずや。乃ち房遺愛に坐して之を殺すか」と。吳王恪、且に死せんとし、罵りて曰はく、「長孫無忌、威權を竊弄し、良善を構害す。宗社、靈有らば、當に族滅すること久しからざるべし」と。乙酉、侍中兼太子詹事宇文節・特進太常卿江夏王道宗・(三) 左驍衛大將軍駙馬都尉執失思力、竝に房遺愛と交通するに坐し、嶺表に流さる。節、遺愛と親善なり。遺愛が獄に下るに及び、節頗る之を左右す。江夏王道宗、素より長孫無忌・褚遂良と協はず。故に皆罪を得。戊子、恪の母弟蜀王愔を廢して庶人と爲し、巴州に置く。房遺直を春州の(二) 銅陵の尉に貶し、萬徹の弟萬

【一】 高祖の女九江公主、執失思力に嫁す。

【二】 銅陵縣は、漢の允吾縣の地、合浦郡に屬す。宋、瀧潭縣を置き、新寧郡に屬す。隋

備を交州に流し、房玄齡の配饗を罷む。

開府儀同三司李勣、司空と爲る。

初め林邑王范頭利卒し、子眞龍立つ。大臣伽獨、之を弑し、盡く范氏を滅ぼし、伽獨・自立す。國人、從はず。乃ち頭利の壻婆羅門を立てて王と爲す。國人咸范氏を思ふ。復た婆羅門を罷め、頭利の女を立てて王と爲す。女、國を治むる能はず。諸葛地といふ者有り。頭利の姑の子なり。父、頭利の殺す所と爲り、南のかた眞臘に奔る。大臣可倫翁定、使を遣はし、迎へて之を立て、妻すに女王を以てす。衆然る後定まる。夏四月戊子、使を遣はして入貢す。

秋九月壬戌、右僕射北平の定公張行成薨す。甲戌、褚遂良を以て右僕射と爲し、同中書門下三品は故の如く、仍ほ選事に知たり。

冬十月庚子、上、驪山の温湯に幸し、乙巳、宮に還る。

初め睦州の女子陳碩眞、妖言を以て衆を惑はし、妹の夫章叔胤と與に、兵を擧げて反し、自ら文佳皇帝と稱し、叔胤を以て僕射と爲す。甲子夜、叔胤、衆を帥ゐ、桐廬を攻めて之を陷る。碩眞、鐘を撞き香を焚き、

改めて銅陵縣と爲し、端州に屬す。唐初、春州に屬す。今の廣東省高雷道陽春縣の北八十里に在り。

【三】 配饗。功臣を其君主と與に祭るなり。

【四】 眞臘。一名、吉蔑。本、扶南の屬國。京師を去ること二萬七百里。東は車渠に距り、西は驪に屬し、南は海に瀕し、北は道明と接し、東北は驪州に抵る。貞觀の初め、扶南を併せて其地を有つ。今のカンボヂヤ。

【五】 睦州。吳の孫權、丹陽を分ちて新安郡を立つ。隋の仁壽三年、睦州を置く。大業の初め、州を廢して遂安郡と爲す。唐復た睦州と爲す。今の浙江省金華道建德縣治。

【六】 桐廬。吳、富春を分ちて桐廬縣を立て、吳郡に屬す。

兵二千を引る、攻めて睦州を陥れ、於潛に及ぶ。進みて歙州を攻め、克たす。揚州の刺史房仁裕に救し、兵を發して之を討たしむ。碩眞、其黨童文寶を遣はし、四千人を將ゐて婺州に寇す。刺史崔義玄、兵を發して之を拒ぐ。民間・訛言す、『碩眞、神有り。其兵を犯す者は必ず族を滅ぼす』と。士衆・兇懼す。司功參軍崔玄籍曰はく、『兵を起して順に仗るすら、猶ほ且つ成る無し。況んや妖妄に憑るをや。其れ能く久しからんや』と。義玄、玄籍を以て前鋒と爲し、自ら州兵を將ゐて之に繼ぎ、下淮戍に至り、賊に遇うて與に戰ふ。左右、楯を以て義玄を蔽ふ。義玄曰はく、『刺史、箭を避けば、人誰か死を致さん』と。命じて之を撤せしむ。是に於て士卒齊しく奮ふ。賊衆大に潰ゆ。斬首數千級。其餘衆の歸首を聽す。進みて睦州の境に至る。降る者萬計。十一月庚戌、房仁裕の軍、碩眞・叔胤を合はせ獲て之を斬る。餘黨悉く平ぐ。義玄、功を以て御史大夫に拜す。

癸丑、兵部尚書崔敦禮を以て侍中と爲す。

十二月庚子、侍中蔣の憲公高季輔薨す。

是歲、西突厥の乙毗咄陸可汗卒す。其子頡苾達度設、眞珠葉護と號す。

り、五弩失畢と、共に沙鉢羅を撃ち、之を破り、斬首千餘級。

五年、春正月壬戌、羌會凍就・内附す。其地を以て劍州を置く。

三月戊午、上、萬年宮に行幸す。

庚申、武徳の功臣屈突通等十三人の官を加贈す。初め王皇后、子無し。

蕭淑妃、寵有り。王后、之を疾む。上の太子たるや、入りて太宗に侍し、才人武氏を見て之を悦ぶ。太宗崩するや、武氏、衆に隨つて感業寺に尼と爲る。忌日に、上、寺に詣り香を行ひ、之を見る。武氏泣く。上も亦泣く。王后、之を聞き、陰に武氏をして髪を長くせしめ、上に勸めて之を後宮に内れしめ、以て淑妃の寵を問せんと欲す。武氏・巧慧にして、權數多し。初め宮に入るや、辭を卑くし體を屈し、以て後に事ふ。后、之を愛し、數、其美を上に稱す。未だ幾くならずして大に幸し、拜して昭儀と爲す。后及び淑妃、寵皆衰へ、更に相與に共に之を譖る。上、皆、納れず。昭儀、其父を追贈せんと欲す。而も名無し。故に託するに功臣を褒賞するを以てし、而して武士彠これに預る。

乙丑、上、鳳泉湯に幸す。乙巳、萬年宮に還る。

唐高宗天皇大聖大弘孝皇帝永徽五年

唐には睦州に屬す。今の浙江省金華道桐廬縣治。

【七】 於潛縣、漢には丹陽郡に屬す。晉・宋には吳興郡に屬す。梁・陳、錢唐郡に屬す。隋・唐、杭州に屬す。今の浙江省錢塘道於潛縣。

【八】 功倉戸兵法士參軍は所謂州の判司なり。

【九】 胡三省曰はく、御史大夫は天子の耳目の官なり。以て功を賞するに非ず。厥後、崔義玄、中宮の旨を承け、長孫無忌等を繩す。豈に厥官を忝めざらんやと。

始めて沙鉢羅可汗と隙有

【一】 凍就。特浪生羌ト樓大の首領なり。

【二】 劍州。鞏慶、松州都督府に屬す。地闕く。當に今の四川省舊龍安府の境に在るべし。

【三】 才人。女官の名、唐、隋の制を承け、才人五人、正五品。

【四】 鳳泉湯。岐州郿縣(今の陝西省關中道郿縣)に在り。

夏四月、大食、兵を發して波斯を撃ち、波斯王伊嗣侯を殺す。伊嗣侯の子卑路斯、吐火羅に奔る。大食の兵去る。吐火羅、兵を發し、卑路斯を立てて波斯王と爲して還る。

閏月丙子、處月部を以て金滿州を置く。

丁丑夜、大に雨ふり、山水・漲溢し、玄武門を衝く。宿衛の士皆散じ走る。右領軍郎將薛仁貴曰はく、『安んぞ宿衛の士にして、天子、急有るに、敢て死を畏るる有らんや』と。乃ち門柵に登りて大に呼び、以て宮内を警む。上、遽に出でて高きに乗る。俄にして水、寢殿に入る。水、衛士及び麟遊の居人を漂溺し、死する者三千餘人。

壬辰、新羅の女王金眞徳・卒す。詔して、其弟春秋を立てて新羅王と爲す。

六月丙午、恒州・大水あり、呼沱溢れ、五千三百家を漂溺す。中書令柳奭、王皇后の寵衰へたるを以て、内、自ら安んぜず、政事を解かんと請ふ。癸亥、罷めて吏部尚書と爲る。

秋九月丁酉、車駕、京師に至る。

【五】大食國は今のアラビヤ。
【六】波斯國は達過水の西に居り、京師を距ること萬五千里にして、東は吐火羅・康と接し、北は突厥可薩部と鄰り、西南は皆海に瀕す。今のヘルシヤ。

【七】金滿州。其地、古の輪臺に近く、北庭都護府に屬す。當に今の新疆省迪化道吐魯番縣の境に在るべし。

【八】玄武門。萬年宮の玄武門なり。唐の離宮の諸門は、蓋し略は宮城の制に倣ふ。

【九】唐の制、左右衛より、左右金吾衛に至るまで、其屬に各々左右中郎將有り、府に中郎將及び左郎將右郎將有り。

【一〇】門柵。門前の横木なり。
【一一】麟遊。今の陝西省關中道麟遊縣。

戊戌、上、五品以上に謂つて曰はく、『頃、先帝の左右に在り、五品以上の・事を論ずるを見るに、或は仗下に面陳し、或は退きて封事を上り、終日、絶えざりき。豈に今日獨り事無からんや。何ぞ公等、皆、言はざるか』と。

冬十月、雍州の四萬一千人を雇ひ、長安の外郭を築かしむ。三旬にして畢る。癸丑、雍州の參軍薛景宣、封事を上りて言ふ、『漢の惠帝、長安を城き、尋ぎて晏駕せり。今復た之を城く。必ず大なる咎有らん』と。于志寧等以はく、『景宣の言、不順に渉る。請ふ之を誅せん』と。上曰はく、『景宣、狂妄なりと雖も、若し封事を上るに因りて罪を得ば、恐らくは言路を絶たん』と。

遂に之を赦す。
高麗、其將安固を遣はし、高麗・靺鞨の兵を將ゐて、契丹を撃たしむ。

松漠都督李窟哥、之を禦ぎ、大に高麗を新城に敗る。

是歳、大に稔り、洛州の粟米、斗ごとに兩錢半、杭米、斗ごとに十一錢。
王皇后・蕭淑妃、武昭儀と、更に相譖訴す。上、后・淑妃の語を信せず、獨り昭儀を信す。后、上の左右に曲事する能はず。母魏國夫人柳氏、及び舅中書令柳奭、入りて六宮を見るに、又、禮を爲さず。武昭儀、後の敬せざる所の者を伺ひ、必ず心を傾けて與に相結び、得る所の賞賜、分ちて之に與ふ。

是に由りて、后及び淑妃の動靜は、昭儀必ず之を知り、皆以て上に聞す。后の寵、衰へたりと雖も、然も上、未だ廢するに意有らざるなり。會、昭儀、女を生む。后憐みて之を弄す。后出づるや、昭儀潛に之を扼殺し、之を覆ふに被を以てす。上至る。昭儀、陽り歡笑し、被を發きて之を觀るに、女已に死せり。即ち驚き啼き、左右に問ふ。左右皆曰はく、『皇后適に此に來れり』と。上、大に怒りて曰はく、『后、吾が女を殺せり』と。昭儀、因つて泣き、其罪を數む。后、以て自ら明かにする無し。上、是に由りて廢立の志有り。又、大臣の從はざらんことを畏れ、乃ち昭儀と與に、太尉長孫無忌の第に幸し、酣飲して驪を極む。席上、無忌の寵姫の子三人を拜し、皆、朝散大夫と爲し、仍ほ金寶繒錦十車を載せ、以て無忌に賜ふ。上因つて從容として言はく、『皇后、子無し』と。以て無忌に諷す。無忌、對ふるに佗の語を以てし、竟に旨に順はず。上及び昭儀、皆、悦ばずして罷む。昭儀、又、母楊氏をして、無忌の第に詣り、屢、祈請する有らしむ。無忌、終に許さず。禮部尚書許敬宗も亦數、無忌に勸む。無忌、色を厲まして之を折く。

【一】胡叢は劍山招討使の領する所の五部落の一なり。顯養車魯も亦各々蠻種。車魯は新唐書には東魯に作る。

六年、春正月、壬申朔、上、昭陵に謁す。甲戌、宮に還る。

己丑、嵩州道行軍總管曹繼叔、(一)胡叢・顯養・車魯等の蠻を斜山に破り、十餘城を拔く。

庚寅、皇子弘を立てて代王と爲し、賢を潞王と爲す。

高麗、百濟・靺鞨と兵を連ね、新羅の北境を侵し、三十三城を取る。新羅王春秋、使を遣はして援を求む。二月乙丑、營州都督程名振、左衛中郎將蘇定方を遣はし、兵を發して高麗を撃たしむ。

夏五月壬午、名振等、遼水を度る。高麗、其兵の少きを見、門を開きて、(二)貴端水を度りて逆へ戦ふ。名振等奮撃し、大に之を破り、千餘人を殺獲し、其外郭及び村落を焚きて還る。

【二】貴端水。當に新城の西南に在るべし。

癸未、右屯衛大將軍程知節を以て、(三)蔥山道行軍大總管と爲し、以て西突厥の沙鉢羅可汗を討たしむ。

【三】蔥山。即ち蔥嶺なり。

壬辰、韓瑗を以て侍中と爲し、來濟を中書令と爲す。

【四】扶風。武德元年、岐山を分ちて津川縣を置く。津水を取て名と爲す。貞觀八年、更めて扶風と名づけ、岐州に屬す。縣は州東八十里に在り。今の陝西省關中道扶風縣。

六月、武昭儀、王后を誣ふ、『其母魏國夫人柳氏と與に、厭勝を爲す』と。敕して、后の母柳氏を禁じて、宮に入るを得ざらしむ。秋七月戊寅、吏部尚書柳奭を貶して遂州の刺史と爲す。奭行きて、扶風に至る。岐州の長史于承素、旨を希ひ、『奭、禁中の語を漏洩せり』と奏す。復た榮州の刺史に貶す。唐、隋の制に因り、後宮に、貴妃・淑妃・德妃・賢妃有り。皆、一品に視ふ。上、特に宸妃を置き、武昭儀を以て之と爲さんと欲す。韓瑗・來濟諫めて以爲はく、『故事に之れ無し』と。乃ち止む。中書舍人饒陽の李義府、

【五】榮州。今の四川省建昌道榮縣に治す。

長孫無忌の惡む所と爲り、壁州の司馬に左遷せらる。敕未だ門下に至らざるに、義府密に之を知り、計を中書舍人幽州の王德儉に問ふ。德儉曰はく、『上、武昭儀を立てて后と爲さんと欲す。猶豫して未だ決せざるは、直に宰臣の異議せんことを恐るるのみ。君能く策を建てて之を立てば、則ち禍を轉じて福と爲さん』と。義府、之を然りとす。是日、德儉に代りて直宿し、閤を叩きて上表し、皇后王氏を廢して武昭儀を立て、以て兆庶の心を厭かしめんと請ふ。上悦び、召見して與に語り、珠一斗を賜ひ、留まりて舊職に居らしむ。昭儀、又、密に使を遣はして之を勞勉す。尋ぎて中書侍郎に超拜す。是に於て、衛尉卿許敬宗・御史大夫崔義玄・中丞袁公瑜、皆、潜に腹心を武昭儀に布く。

乙酉、侍中崔敦禮を以て中書令と爲す。

八月、尙藥奉御蔣孝璋、員外特に置き、仍ほ正員に同じくす。員外同正、孝璋より始まる。

長安の令表行儉、將に武昭儀を立てて后と爲さんとするを聞き、以へらく國家の禍、必ず此より始まらんと。長孫無忌・褚遂良と與に、私に其事を議す。袁公瑜、之を聞き、以て昭儀の母楊氏に告ぐ。行儉・坐して西州都督府の長史に左遷せらる。行儉は、仁基の子なり。

九月戊辰、許敬宗を以て禮部尙書と爲す。上、一日、朝を退き、長孫無

【六】壁州。武德八年、巴州始寧縣の地を析ちて壁州を置く。今の四川省嘉陵道通江縣治なり。

【七】尙藥局は、奉御員二人あり、御藥を合和し、及び方脈を診候するの事を掌る。

【八】唐の制、長安・萬年・河南・洛陽・太原・晉陽の六縣は、之を京縣と謂ふ。京縣の令は正

忌・李勣・于志寧・褚遂良を召して内殿に入る。遂良曰はく、『今日の召は、多くは中宮の爲めならん。上の意既に決す。之に逆はば必ず死せん。太尉は元舅、司空は功臣なり。上をして元舅及び功臣を殺すの名有らしむ可からず。遂良は草茅より起り、汗馬の勞無く、位を致して此に至り、且つ顧託を受く。死を以て之を争はずんば、何を以て下、先帝に見えん』と。勣、疾と稱して入らず。無忌等、内殿に至る。上、顧みて無忌に謂つて曰はく、『皇后は子無く、武昭儀は子有り。今、昭儀を立てて后と爲さんと欲す。何如』と。遂良對へり、臣に謂つて曰はく、『朕の佳兒・佳婦、今以て卿に付す』と。此れ陛下の聞く所にして、言猶ほ耳に在り。皇后未だ過有るを聞かず。豈に輕しく廢す可けんや。臣敢て曲げて陛下に従うて上先帝の命に違はず』と。上、悦ばずして罷む。明日、又、之を言ふ。遂良曰はく、『陛下必ず皇后を易へんと欲せば、伏して請ふ天下の令族を妙擇せんことを。何ぞ必ずしも武氏のみならんや。武氏、先帝に事ふるを經ること、衆の具に知る所なり。天下の耳目、安んぞ蔽ふ可けんや。萬代の後、陛下を謂つて如何と爲さん。願はくは三思を留めよ。臣今陛下に忤ふ、罪、死に當る』と。因つて笏を殿階に置き、巾を解き、叩頭して血を流して曰はく、『陛下に笏を還す。田里に放歸せんことを乞ふ』と。上、大に

五品上。西州都督府は、中都督府なり。中都督府の長史も亦正五品上。但だ輦轂の下より、出でて邊州に佐たり。故に左遷と謂ふ。

【九】裴仁基。隋の將、李密に歸し、王世充の殺す所と爲る。

【一〇】下。地下の意。

怒り、命じて引き出さしむ。昭儀、簾中に在り、大言して曰はく、『何ぞ此猿を撲殺せざる』と。無忌曰はく、『遂良は先朝の顧命を受く。罪有りと雖も刑を加ふ可からず』と。于志寧、敢て言はず。韓瑗、間に因りて事を奏し、涕泣して極諫す。上、納れず。明日又諫め、悲みて自ら勝へず。上、命じて引き出さしむ。瑗又上疏して諫めて曰はく、『匹夫匹婦すら、猶ほ相選擇す、況んや天子をや。皇后は萬國に母儀たり。善惡、之に由る。故に嬪母、黃帝を輔佐し、(三) 姐己、殷王を傾覆せり。(三) 詩に云はく、『赫赫たる宗周、褒姒、之を滅ぼす』と。前古を覽る毎に、常に歎息を興す。謂はざりき、今日、聖代を(四) 塵黷せんとは。(五) 作して法ならずんば、後嗣何をか觀ん。願はくは陛下、之を詳かにし、後人の笑ふ所と爲る無かれ。臣をして以て國を益する有らしめば、菹醢の戮は、臣の分なり。昔、(六) 吳王、子胥の言を用ひずして、麋鹿、姑蘇に遊べり。臣恐る、海内、望を失ひ、荆棘、闕庭に生じ、宗廟、血食せざることを、期、日有らんことを』と。來濟・上表して諫めて曰はく、『王者、后を立つるは、上、乾坤に法り、必ず禮教の名家・幽閑の令淑を擇び、四海の望に副ひ、神祇の意に稱ふ。是故に周文、舟を造り、以て(七) 太

【二】 嬪母。黃帝の妃、倉林を生む。何承天の集文に曰はく、嬪母は醜人なり。黃帝、之を愛幸すと。
 【三】 姐己。有蘇氏の美女、紂之を愛し、唯だ姐己の言に是れ従ひ、卒に以て殷を亡ぼす。
 【三】 詩の小雅正月の辭。嬪母は醜なれども黃帝を輔けて天下を有ち、姐己・褒姒は美艷に

して殷周を亡ぼせり。女は徳に在りて色に在らず。
 【四】 塵黷。けがすこと。
 【五】 左傳に見ゆ。曹劌が魯の莊公を諫むるの辭。
 【六】 漢の伍被曰はく、昔、子胥、吳王を諫む。吳王用ひず。迺ち曰はく、臣、今、麋鹿の・姑蘇の臺に遊ぶを見んと。
 【七】 太姒。文王の妃なり。詩

姒を迎へ、而して關雎の化を興し、百姓、祚を蒙れり。(二) 孝成、欲を縱にし、婢を以て后と爲し、皇統をして亡絶し、社稷をして傾淪せしむ。有周の隆既に彼の如く、大漢の禍又此の如し。惟だ陛下詳かに察せよ』と。上、皆、納れず。它日、李勣入りて見ゆ。上、之に問うて曰はく、『朕、武昭儀を立てて后と爲さんと欲す。遂良固く執りて以て不可と爲す。遂良は既に顧命の大臣なり。事當に且く已むべきか』と。對へて曰はく、『此れ陛下の家事なり。何ぞ必ずしも更に外人に問はん』と。上の意遂に決す。許敬宗、朝に宣言して曰はく、『田舍翁、多く十斛の麥を收むるすら、尙ほ・婦を易へんと欲す。況んや天子、后を立てんと欲するをや。何ぞ諸人の事に豫りて、妄に異議を生せんや』と。昭儀、左右をして以て聞せしむ。庚午、遂良を貶して 潭州都督と爲す。

に云はく、文賦祥を定め、渭に親迎し、舟を造り梁を爲り、顯ならざらんや、其れ光なりと。太姒、文王を佐けて以て王業を興す。故に關雎、其徳を美す。
 【八】 孝成云云。事、漢の成帝紀に見ゆ。
 【九】 傾淪。かたむきしづむ。
 【三〇】 胡三省曰はく、褚遂良・韓瑗・來濟の言皆痛切なり。此時、貞觀を去ること未だ遠からず、士大夫の敢言の氣未だ

衰へず。三人の者が罪を得しより、在朝の臣、唯だ武后の風旨を承く。安んぞ能く人の言ひ難き所を言はんやと。
 【三】 胡三省曰はく、李勣が是言有りしより、李林甫、之を襲取し、以て明皇が三子を殺すの禍を成せり。徳宗の舒王の議も、亦、此説を祖とす。李泌微かりせば、東宮殆いかなど。
 【三】 潭州。京師の南三千四百四十五里に在り。

卷の第二百

唐紀十六

高宗天皇大聖大弘孝皇帝上の下

永徽六年、冬十月己酉、詔を下して、『王皇后・蕭淑妃、鳩毒を行はんと謀る』と稱し、廢して庶人と爲し、母及び兄弟、竝に名を除き、嶺南に流す。許敬宗・奏す、『故の特進贈司空王仁祐、告身尙ほ存し、逆亂の餘孽をして、猶ほ蔭を爲すを得しむ。竝に請ふ除削せん』と。之に従ふ。乙卯、百官・上表し、中宮を立てんと請ふ。乃ち詔を下して曰はく、『武氏は門著はれて勳庸あり、地華にして纓黻あり。往に才行を以て、選ばれて後庭に入る。譽、椒闈に重く、徳、蘭掖に光く。朕昔、備貳に在り、特に先慈を荷ひ、常に侍従するを得、朝夕を離れず。宮壺の内、恒に自ら躬を飭み、嬪嬙の間、未だ嘗て迂ひ目す。聖情、鑒悉し、毎に賞歎を垂る。遂に武氏を以て朕に賜ふ。事、政君に同じ。』

唐高宗天皇大聖大弘孝皇帝永徽六年

- 【一】 永徽六年。西紀六五五年なり。
- 【二】 告身。唐の制、凡そ官を受くる者は、皆、給するに符を以てす、之を告身と謂ふ。
- 【三】 司空は正一品。凡そ三品以上は、蔭、曾孫に及ぶ。
- 【四】 門著云云の二句は門閥の顯貴にして功績あるをいふ。
- 【五】 纓黻。纓は冠の紐。黻は

立てて皇后と爲す可し」と。丁巳、天下に赦す。是日、皇后、表を上りて稱す、「陛下、前に妾を以て宸妃と爲さんとす。韓瑗・來濟、面折庭争せり。此れ既に事の極めて難きなり。豈に深情國の爲めにするに非ずや。乞ふ褒賞を加へよ」と。上、表を以て瑗等に示す。瑗等彌憂懼し、屢位を去らんと請ふ。上、許さず。十一月丁卯朔、軒に臨み、司空李勣に命じて、璽綬を齎し、皇后武氏を冊す。是日、百官、皇后に肅義門に朝す。故の后王氏・故の淑妃蕭氏、竝に別院に囚せらる。上嘗て之を念ひ、間行して其所に至り、其室の封閉すること極めて密にして、惟だ壁を竅ちて以て食器を通ずるを見、惻然として之を傷み、呼びて曰はく、「皇后・淑妃安に在る」と。王氏泣きて對へて曰はく、「妾等、罪を得て宮婢と爲る。何ぞ更に尊稱有るを得ん」と。又曰はく、「至尊、若し疇昔を念はば、妾等をして再び日月を見しめよ。乞ふ此院を名づけて回心院と爲さん」と。上曰はく、「朕即ち處置する有らん」と。武后、之を聞きて大に怒り、人を遣はして王氏及び蕭氏を杖たしむること、各一百、手足を斷ち去り、酒甕の中に投じて曰はく、「二嫗の骨をして醉はしめん」と。數日にして死す。又、之を斬る。王氏初め宣敕を聞き、再拜して曰はく、「願はくは大家萬歲、昭儀、恩を承けんことを。死は自ら吾が分なり」と。淑妃罵りて曰はく、「阿武・妖猾なること、乃ち此に至る。願はくは它生、我、猫と爲

り、阿武、鼠と爲り、生生、其喉を扼せん」と。是に由りて、宮中、猫を畜はす。尋ぎて又王氏の姓を改めて、蟒氏と爲し、蕭氏を梟氏と爲す。武后、數王・蕭の祟を爲すを見る。髮を被り血を瀝ぎ、死時の狀の如し。後徙りて蓬萊宮に居り、復た之を見る。故に多く洛陽に在り、終身、長安に歸らず。己巳、許敬宗・奏して曰はく、「永徽爰に始まり、國本未だ生せず。權に彗星を引き、越えて明兩に升らしむ。近者、元妃載誕し、正胤、神を降す。重光日に融かに、燿暉宜しく息むべし。安くんぞ反つて枝幹を植ゑ、久しく位を天庭に易へ、倒に裳衣を襲ひ、方を震位に違はしむ可けんや。又、(一)父子の際は、人の言ひ難き所なり。事或は(二)鱗を犯さば、必ず嚴憲に嬰らん。膏を煎鼎を染むるは、臣亦甘心す」と。上、召し見て之

唐高宗天皇大聖大弘孝皇帝永徽六年

- 【一】 父子の際は、人の言ひ難き所なり。事或は鱗を犯さば、必ず嚴憲に嬰らん。膏を煎鼎を染むるは、臣亦甘心す」と。上、召し見て之
- 【二】 燿暉宜しく息むべし。安くんぞ反つて枝幹を植ゑ、久しく位を天庭に易へ、倒に裳衣を襲ひ、方を震位に違はしむ可けんや。又、
- 【三】 蓬萊宮。大明宮は西内宮城の東北に接し、東内と曰ふ。本、永安宮。貞觀八年、置く。九月、更めて大明宮と名づく。以て太上皇の清暑に備ふ。後、高宗、風痺を以て西内の湫濕を厭ひ、龍朔二年、始めて大に興葺し、蓬萊宮と曰ふ。
- 【四】 權に彗星を引き云云。明兩は、易の離卦大象に明兩を離と作す。大人以て明を繼ぎ、四方を照す、とあるに本づく。前の皇后に子無かりしを以て、庶子を以て皇太子と爲せるを言ふ。
- 【五】 正胤云云。代王弘は武后の子にして當に立つべきを言ふ。
- 【六】 重光日融。崔豹の古今注に曰はく、漢の文帝、太子たるとき、樂人、四章を歌ひ、以て太子の徳を贊す。一に曰はく日重光、二に曰はく月重輪、三に曰はく星重暉、四に曰はく海重潤と。融は甚だ明かなるなり。
- 【七】 燿暉云云。莊子に曰はく、日月出でたるに、燿火息まざるは、其の光に於けるや、亦た難からずやと。
- 【八】 震位。震は長子なり、以て社稷宗廟を守り、祭主と爲すなり。
- 【九】 父子の際云云。漢の武帝が田千秋に語るの辭。
- 【一〇】 鱗を犯す。驪龍の頷下に、逆鱗の徑尺なる有り、之に嬰るれば則ち死すといふ。人主の威の犯す可からざるに喩ふるなり。

に問ふ。對へて曰はく、『皇太子は國の本なり。本猶ほ未だ正しからざれば、萬國、心を係くる所無し。且つ東宮に在る者、出づる所本微なり。今、國家已に正嫡有るを知り、必ず自ら安んぜず、位を竊みて懷自ら疑はん。恐らくは宗廟の福に非ざらん。願はくは陛下、之を熟計せよ』と。上曰はく、『忠、已に自ら讓る』と。對へて曰はく、『能く太伯と爲らば、願はくは速かに之に従へ』と。

西突厥の頡苾達度設、數使を遣はして兵を請ひ、沙鉢羅可汗を討たんとす。甲戌、豐州都督元禮臣を遣はし、頡苾達度設を冊拜して可汗と爲さしむ。禮臣、碎葉城に至る。沙鉢羅、兵を發して之を拒ぎ、前むを得ず。頡苾達度設の部落、多く沙鉢羅の併す所と爲り、餘衆・寡弱にして、諸姓の附く所と爲らず。禮臣、竟に冊拜せずして歸る。

中書侍郎李義府、政事に參知す。義府、容貌溫恭にして、人と語るに、必ず嬉怡微笑し、而して狡險忌克なり。故に時人、義府を『笑中に刀有り』と謂ふ。又、其の柔にして而も物を害ふを以て、之を李猫と謂ふ。

顯慶元年、春正月辛未、皇太子忠を以て梁王、梁州の刺史と爲し、皇后の子代王弘を立てて皇太子と爲す。生れて四年なり。忠既に廢せらるるや、宮屬皆罪を懼れ、亡匿し、敢て見ゆる者無し。右

- 【一】 顯慶元年、西紀六五六年なり。
- 【二】 忠、皇太子なり。
- 【三】 碎葉城。弓月城より思渾川を過ぎ、伊麗河を度り、碎葉の界に至る。又西行すると千里、碎葉城に至る。焉耆都督府の界に屬す。

庶子李安仁、獨り忠に候し、泣涕拜辭して去る。安仁は綱の孫なり。

壬申、天下に赦し、改元す。

二月辛亥、武士韃に司徒を贈り、爵周國公を賜ふ。

三月、度支侍郎杜正倫を以て黃門侍郎・同三品と爲す。

夏四月壬子、矩州の人謝無靈、兵を擧げて反す。黔州都督李子和、討ちて之を平ぐ。

- 【一】 李綱は節を隋唐の間に著はす。
- 【二】 顯慶元年、戶部を改めて度支と爲す。
- 【三】 矩州諸蠻も亦東謝蠻の種落。武德四年、矩州を置く。今の貴州省鎮遠道德光縣の境。

己未、上、侍臣に謂つて曰はく、『朕、人を養ふの道を思へども、未だ其要を得ず。公等、朕が爲めに之を陳べよ』と。來濟對へて曰はく、『昔、齊の桓公・出遊し、老いて飢寒する者を見、命じて之に食を賜はしむ。老人曰はく、『願はくは一國の飢うる者に賜へ』と。之に衣を賜ふ。曰はく、『願はくは一國の寒ゆる者に賜へ』と。公曰はく、『寡人の廩府、安んぞ以て一國の飢寒を周ふに足らん』と。老人曰はく、『君、農時を奪はざれば、則ち國人皆餘りの食有り、蠶桑を奪はざれば、則ち國人皆餘りの衣有り』と。故に人君の・人を養ふは、其征役を省くに在るのみ。今、山東、丁を役すること、歲別に數萬。之を役すれば則ち人大に勞し、庸を取れば則ち人大に費ゆ。臣願はくは、陛下、公家の須ふる所を量るの外、餘は悉く之を免せよ』と。上、之に従ふ。

六月辛亥、禮官奏す、『太祖・世祖の配祀を停め、高祖を以て昊天に、（五）圓丘に配し、太宗を五帝に明堂に配せん』と。之に従ふ。

秋七月乙丑、西洱蠻の會長楊棟附・顯和蠻の會長王郎祁・郎昆、黎盤四州の會長王伽衝等、衆を帥ゐて内附す。

癸未、中書令崔敦禮を以て太子の少師・同中書門下三品と爲す。八月丙申、固安の昭公崔敦禮薨す。

辛丑、蔥山道行軍總管程知節、西突厥を撃ち、（六）歌邏祿・處月の二部と、榆慕谷に戦ひ、大に之を破る。斬首千餘級。副總管周智度、突騎施・處木昆等の部を咽城に攻め、之を抜く。斬首三萬級。

乙巳、龜茲王布失畢入朝す。

李義府、寵を恃み事を用ふ。洛州の婦人淳于氏、美色あり、大理の獄に繋がる。義府、大理寺丞畢正義に屬し、法を枉げて之を出さしむ。將に納れて妾と爲さんとす。大理卿段寶玄、疑つて之を奏す。上、給事中劉仁軌等に命じて之を鞠せしむ。義府、事の洩れんことを恐れ、正義に逼りて自ら獄中に縊れしむ。上、之を知れども、義府の罪を原して、問はず。侍御

（五） 太祖世祖。高祖、禪を受け、祖虎を追尊して景皇帝と曰ひ、廟を太祖と號す。考尙を元皇帝と曰ひ、廟を世祖と號す。

（六） 圓丘。武徳の初め、圓丘壇を明德門外道の東二里に立つ。

（七） 黎州は本、西寧州、武徳七年、南寧州の二縣を分ちて置く。貞觀八年、更に黎州と名づく。其地、北のかた昆州に接す。今の雲南省蒙自道黎縣。

盤州は、本、西平州。武徳四年、置く。貞觀八年、名を更む。今の貴州省貴西道普安縣。

（八） 歌邏祿・處月・處密・姑蘇。弩失畢、五姓の衆は、賀魯が葉護たる時統ぶる所なり。新唐書に據れば、歌邏祿は即ち葛邏祿なり。榆慕谷は、舊唐

史（一〇） 漣水の王義方、之を奏彈せんと欲し、先づ其母に白して曰はく、『義方、御史と爲る。姦臣を視て、糾せざれば則ち不忠なり。之を糾すれば則ち身危くして、而して憂、親に及ぶ。不孝と爲す。二つの者、自ら決する能はず。奈何』と。母曰はく、『昔、王陵の母、身を殺して以て子の名を成せり。汝能く忠を盡して以て君に事へば、吾死すとも恨みじ』と。義方乃ち義府を奏す、『輦轂の下に於て、撞（三）六品の寺丞を殺し、就ち云ふ、『正義・自殺す』と。亦、義府の威を畏れ、身を殺して以て口を滅するに由る。此の如くなれば則ち生殺の威、上に由りて出でず。漸、長ず可からず。請ふ更に勘當を加へん』と。是に於て仗に對し、義府を叱して、下らしむ。義府、願望して退かず。義方三たび叱す。上既に言無し。義府始めて趨り出づ。義方乃ち彈文を讀む。上、義府を釋して、問はず、而して、『義方、大臣を毀辱し、言辭不遜なり』と謂ひ、萊州の司戸に貶す。

九月、括州、暴風あり海溢れ、四千餘家を溺らす。

冬十一月丙寅、生羌の會長浪我利波等、衆を帥ゐて内附す。其地を以て拓・栢の二州を置く。

唐高宗天皇大聖大弘孝皇帝顯慶元年

書本紀には榆慕谷に作る。

（九） 西突厥の咄陸の五畷、處木昆・律突騎施は、皆一畷なり。咽城は即ち處木昆の居る所なり。

（一〇） 漣水。舊、襄賁と曰ふ、東海郡の東に置く。魏改めて海安郡と曰ふ。隋の開皇の初め、郡を廢し、襄賁を改めて漣水と曰ひ、海州に屬す。唐、泗水に屬す。今の江蘇省淮揚道漣水縣。

（一一） 事、九卷漢の高帝元年に見ゆ。

（一二） 大理寺丞は從六品上。

（一三） 括州。故城は今の浙江省甌海道麗水縣の東南に在り。

（一四） 拓州は蓬山郡。開拓を以て稱と爲す。栢州は鉢南伏浪恐部を以て置く、今の四川省舊龍安府の境に在るべし。皆松州都督府に屬す。

十二月、程知節、軍を引きて鷹娑川に至る。西突厥の二萬騎に遇ふ。別部鼠尼施等の二萬餘騎、繼ぎて至る。前軍總管蘇定方、五百騎を帥ゐ、馳せ往きて之を撃つ。西突厥大に敗る。奔るを追ふこと二十里、殺獲千五百餘人、馬及び器械を獲ること、山野に綿互し、勝けて計ふ可からず。副大總管王文度、其功を害み、知節に言つて曰はく、「今茲、賊を破ると云ふと雖も、官軍も亦死傷有り。危きに乘じて輕脱なるは、乃ち敗を成すの法のみ。何ぞ急にして此を爲さん。今より常に方陳を結び、輕重を置きて内に在らしめ、賊に遇はば則ち戰はん。此れ萬全の策なり」と。又、矯りて「別に旨を得たるに、知節が勇を恃み敵を輕んずるを以て、文度に委ねて之が節制を爲さしむ」と稱し、遂に軍を收め、深く入るを許さず。士卒、終日、馬に跨り、甲を被り陳を結ぶ。疲頓に勝へず、馬多く瘦死す。定方、知節に言つて曰はく、「師を出すは、以て賊を討たんと欲するなり。今乃ち自ら守り、坐ながら自ら困敵す。若し賊に遇はば必ず敗れん。懦怯なること此の如きは、何を以て功を立てん。且つ主上、公を以て大將と爲す。豈に更に軍副を遣はし、其號令を専らにせしむ可けんや。事、必ず、然らじ。請ふ文度を囚へ、表を飛ばして以て聞せん」と。知節、從はず。恒篤城に至る。羣胡有り歸附す。文度曰はく、「此屬、我が師を旋すを伺ひ、還りて復た賊を爲さん。盡く之を殺して其資財を取るに如かじ」と。定方曰はく、「此の如きは、乃ち自ら賊を爲すの

【五】鼠尼施。咄陟の五嶺の一なり。鷹娑川に居る、後、鷹娑都督府に屬す。今の新疆省阿克蘇道焉耆縣の北。

【六】恒篤城。新唐書に、坦篤城に作る。

み。何ぞ叛を伐つと名づけけん」と。文度竟に之を殺し、其財を分つ。獨り定方のみ受けず。師旋る。

文度、詔を矯むるに坐し、死に當る。特に名を除かる。知節も亦、逗遛して賊を追へども及ばざるに坐し、死を滅じ官を免せらる。

是歲、太常卿駙馬都尉高履行を以て益州の長史と爲す。

韓瑗・上疏し、褚遂良の爲めに冤を訟へて曰はく、「遂良、國を體し家を忘れ、身を捐て物に拘じ、其操を風霜にし、其心を鐵石にし、社稷の舊臣、陛下の賢佐なり。罪狀を聞く無く、朝廷を斥け去らる。内外の吐

黎、咸、舉措を嗟く。臣聞く、晉武・弘裕にして、劉毅の誅を貽らず、漢祖・深仁にして、周昌の直きを恚る無し。而して遂良遷され、已に寒暑を

經。陛下に違忤すれども、其罰塞がる。伏して願はくは緬に辜無きを鑒み、稍・罪に非ざるを寬くし、俯して微歎を矜み、以て人情に順はんことを」と。上、瑗に謂つて曰はく、「遂良の情、朕も亦之を知る。然れども

其れ悖戾にして、好みて上を犯す。故に此を以て之を責む。卿何ぞ言の深きや」と。對へて曰はく、「遂良は社稷の忠臣にして、讒諛の毀る所と爲

る。昔、微子去りて、殷國以て亡び、張華・存して、綱紀亂れざりき。陛下、故無くして舊臣を棄

【一】高履行。太宗の女東陽公主に尙す。

【二】吐黎。臣民なり。

【三】舉措。論語爲政篇に孔子曰はく、直きを擧げて諸を枉れるに錯げば則ち民服し、枉れるを擧げて諸を直きに錯げば則ち民、服せすと。

【四】晉武云云。事、八十一卷太康三年に見ゆ。

【五】微子去りて云云。殷紂、暴虐日に甚だしく、微子、樂器を抱きて以て周に奔る。武王、乃ち諸侯に告げて曰はく、殷に重罪有り、伐たざるべからずと。遂に紂を伐ち、之を滅ぼす。

【六】張華の事、八十二卷より八十三卷に至るまでに見ゆ。

逐するは、恐らくは國家の福に非ざらん」と。上、納れず。瑗、言の用ひられざるを以て、田里に歸らんと乞ふ。上、許さず。

劉洎の子、其父の冤を訟へ、二「貞觀の末、褚遂良の譖する所と爲りて死せり」と稱す。李義府、復た之を助く。上、以て近臣に問ふ。衆、義府の旨を希ひ、皆、其枉を言ふ。給事中長安の樂彥璋獨り曰はく、「劉洎は大臣なり。人主暫く不豫有りとも、豈に遽に自ら伊霍に比するを得んや。今、洎の罪を雪ぐは、先帝の刑を用ふるに當らずと謂ふか」と。上、其言を然りとし、遂に其事を寢む。

二年、春正月癸巳、哥邏祿部を分ち、一陰山・大漠の二都督府を置く。

閏月壬寅、上、洛陽に行幸す。

庚戌、左屯衛將軍蘇定方を以て伊麗道行軍總管と爲し、三燕然都護二渭南の任雅相・副都護蕭嗣業を帥る、回紇等の兵を發し、北道より、西突厥の沙鉢羅可汗を討たしむ。嗣業は、鉦の子なり。初め、右衛大將軍阿史那彌射、及び族兄左屯衛大將軍步眞は、皆西突厥の酋長なり。太宗の世、衆を帥ゐて來り降る。是に至りて、詔して彌射・步眞を以て流沙安撫大使と爲し、南道より、舊衆を招集せしむ。

二月辛酉、車駕、洛陽宮に至る。

庚午、皇子顯を立てて周王と爲す。壬申、雍王素節を徙して郇王と爲す。

三月甲辰、潭州都督褚遂良を以て桂州都督と爲す。

癸丑、李義府を以て中書令を兼ねしむ。

夏五月丙申、上、明德宮に幸して暑を避く。上、位に即きしより、毎日、事を視る。庚子、宰相・奏す、「天下、虞無し。請ふ隔日に事を視よ」と。之を許す。

秋七月丁亥朔、上、洛陽宮に還る。

王玄策が天竺を破るや、方士那羅邇婆娑寐を得て以て歸る。自ら言ふ、「長生の術有り」と。太宗頗る之を信じ、深く禮敬を加へ、一長生の藥を合はせしむ。使を四方に發し、奇藥異石を求む。又、使を發して婆羅門諸國に詣りて藥を采らしむ。其言率ね皆迂誕にして實無く、苟くも、以て歲月を延ばさんと欲す。藥、竟に就らず。乃ち放還す。上、位に即き、復た長安に詣る。又遣り歸す。玄策時に、道王の友たり。辛亥、奏して言はく、「此

【一】 謀落部を以て陰山府を置き、熾俟部を以て大漠府を置き、俱に北庭都護府に屬す。
【二】 燕然都護府。黄河の北に在り、北のかた陰山に至るまで七十里、回紇の界に至るまで七百里、京師を去ること二千七百里。今の外蒙古賽因諾顏部内。
【三】 渭南。後魏、渭南に於いて渭南郡を置く。隋、廢して縣と爲し、京兆郡に屬す。
【四】 蕭鉦は一百八十一卷隋煬帝大業六年に見ゆ。

【五】 彌射。室點密可汗五世の孫、世々莫賀咄咄葉護たり。貞觀中、使を遣はして立てて可汗と爲す。族兄步眞、彌射を殺して自立せんと謀る。彌射、國する能はず、即ち入朝す。步眞、遂に自立して咄咄葉護と爲る。衆、厭かず、之を去る。因つて亦族人と與に入朝す。
【六】 桂州より京師に至るまで水陸路四千七百里。
【七】 事、前卷貞觀二十二年に見ゆ。
【八】 太宗、娑婆寐をして金甌門に於て延年藥を合はせしむ。
【九】 道王。元慶、高祖の子。唐の諸王府に友一人を置く。從五品下。

婆羅門、實に能く長年の藥を合はす。自ら謂ふ必ず成らんと。今遣り歸すは、之を失ふを惜む可し』
 と。玄策退く。上、侍臣に謂つて曰はく、『古より、安んぞ神仙有らんや。秦の始皇、漢の武帝、之を
 求め、生民を疲弊し、卒に成る所無し。果して不死の人有らば、今皆安
 にか在る』と。李勣對へて曰はく、『誠に聖言の如し。此婆羅門、今茲再
 び來るに、容髮衰白にして、已に前に改まる。何ぞ能く長生せん。陛下、
 之を遣らば、内外皆喜ばん』と。娑婆寐、竟に長安に死す。

許敬宗・李義府、皇后の旨を希ひ、誣奏す、『侍中韓瑗・中書令來濟、褚遂
 良と與に、潜に不軌を謀り、桂州は武を用ふるの地なるを以て、遂良に桂
 州都督を授け、以て外援と爲さんと欲す』と。八月丁卯、瑗、坐して振
 州の刺史に貶せられ、濟、台州の刺史に貶せられ、終身、朝覲するを聽
 さず。又、褚遂良を貶して愛州の刺史と爲し、榮州の刺史柳奭を象
 州の刺史と爲す。遂良、愛州に至り、上表して自ら陳す、『往者、濮王。
 承乾交、争ふの際、臣、死亡を顧みず、心を陛下に歸せり。時に岑文本・劉洎、奏して稱す、承乾
 の惡狀已に彰はれ、身、別所に在り。其の東宮に於ける、少時も虚曠す可からず。請ふ且く濮王を遣
 はし、往きて東宮に居らしめよ』と。臣又抗言して固く争ふ。皆陛下の見る所なり。卒に無忌等

- 【一】 振州。京師に至るまで八千六百六里。故城は今の廣東省瓊崖道崖縣の南に在り。
- 【二】 台州。京師の東南四千一百里に在り。今の浙江省會稽道臨海縣は其舊治なり。
- 【三】 榮州。京師に至るまで二千九百七十二里。今の四川省建昌道榮縣治。
- 【四】 象州。京師に至るまで四千九百八十九里。今の廣西省柳江道象縣。
- 【五】 事、一百九十七卷貞觀十七年に見ゆ。

四人と、共に大策を定む。先朝の大漸なるに及び、獨り臣、無忌と、同じく遺詔を受く。陛下、草土の辰に在り、哀慟に勝へず。臣、社稷を以て寬譬す。陛下手づから臣の頸を抱く。臣、無忌と、衆事を區處し、威、廢闕無く、數日の間に、内外寧謐なり。力小に任重く、動もすれば愆過に罹る。螻蟻の餘齒、乞ふ陛下哀憐せよ』と。表・奏す。省せられず。

己巳、禮官・奏す、『四郊の迎氣、大微の五帝の祀を存し、南郊・明堂、緯書の六天の義を廢せん。其の方丘に地を祭るの外、別に神州有り。亦請ふ合はせて一祀と爲さん』と。之に従ふ。

辛未、禮部尚書許敬宗を以て侍中と爲し、度支尚書を兼ねしめ、杜正倫を兼中書令と爲す。

冬十月戊戌、上、許州に行幸す。乙巳、澧水の南に敗す。壬子、汜水の曲に至る。十二月乙卯朔、車駕、洛陽宮に還る。

蘇定方、西突厥の沙鉢羅可汗を撃ち、金山の北に至り、先づ處木昆部を撃ち、大に之を破る。其俟斤彌獨祿等、萬餘帳を帥て來り降る。定方之を撫し、其千騎を發して與に俱にす。右領軍郎將薛仁貴・上言す、『泥孰部素より賀魯に伏せず、賀

【一】 事、前卷貞觀二十三年に見ゆ。

【二】 六天。天皇大帝と青帝靈威仰・赤帝赤熛怒・黃帝含樞紐・白帝白招拒・黑帝叶光紀とを合はせて六天と爲す。

【三】 武德中、冬至及び孟夏に、皇地祇を方丘に、神州地祇を北郊に零祭す。

【四】 許州。漢の潁川郡の地。東魏、南鄭州を立つ。後周、許州と改む。古の許國なるに因り、以て州に名づくるなり。京師に至るまで一千三百里、東都に至るまで四百里。今の河南省開封道許昌縣。

【五】 汜水の曲。鄭州新鄭縣（今河南省開封道）の界に在り。

【六】 泥孰部。弩失畢の五俟斤の一なり。

魯の破る所と爲り、其妻子を虜にせらる。今、唐の兵、賀魯の諸部を破り、泥孰の妻子を得る者有り。宜しく之を歸し、仍ほ賜賚を加へ、彼をして明かに賀魯は賊たり、而して大唐は之が父母たるを知らしむべし。則ち人、其死を致し、力を遺さざらん」と。上、之に従ふ。泥孰喜び、軍に従ひ共に賀魯を撃たんと請ふ。定方、曳咥河の西に至る。沙鉢羅、十姓の兵を帥ゐること且に十萬ならんとし、來りて拒ぎ戦ふ。定方、唐の兵及び回紇萬餘人を將ゐて之を撃つ。沙鉢羅、定方の兵少きを輕んじ、直に進みて之を圍む。定方、歩兵をして南原に據り、稍を攢めて外に向はしめ、自ら騎兵を將ゐて、北原に陳す。沙鉢羅、先づ歩軍を攻む。三たび衝けども動かす。定方、騎兵を引きて之を撃つ。沙鉢羅大に敗る。奔るを追ふこと三十里。斬獲數萬人。明日、兵を勅して復た進む。是に於て胡祿屋等の五弩失畢、衆を悉して來り降る。沙鉢羅、獨り處木昆・屈律啜の數百騎と與に西に走る。時に阿史那步眞、南道より出づ。五咄陸の部落、沙鉢羅敗れぬと聞き、皆、歩眞に詣りて降る。定方乃ち蕭嗣業・回紇婆閏に命じ、胡兵を將ゐて、邪羅斯川に趨き、沙鉢羅を追はしむ。定方、任雅相と與に、新附の衆を將ゐて之に繼ぐ。會、大に雪ふり、平地二尺。軍中咸く請ふ、「晴るるを俟ちて行かん」と。定方曰はく「虜、雪の深きを恃み、我進む能はずと謂ひ、必ず士馬を休息せん。亟かに之を追はば及ぶ可からん。若し之を緩くせば、彼遁逃すること浸く遠く、復た追ふ可からざらん。日を省き

【一】 曳咥河。伊麗河の東に在り。
 【二】 邪羅斯川は當に伊麗水の西に在るべし。

功を兼ぬるは、此時に在り」と。乃ち雪を踏み、晝夜兼行し、過ぐる所、其部衆を收め、雙河に至り、彌射・步眞と合ふ。沙鉢羅が居る所を去ること二百里。陳を布きて長驅し、徑に其牙帳に至る。沙鉢羅、其徒と與に將に獵せんとす。定方、其の備へざるを掩ひ、兵を縱ちて之を撃つ。斬獲數萬人、其鼓纛を得。沙鉢羅、其子啞運・塔閼啜等と與に、脱走して石國に趣く。定方、是に於て兵を息め、諸部各居る所に歸り、道路を通じ、郵驛を置き、骸骨を掩ひ、疾苦を問ひ、疆場を畫し、生業を復す。凡そ沙鉢羅の掠むる所と爲る者、悉く之を括還す。十姓安堵すること故の如し。乃ち蕭嗣業に命じ、兵を將ゐて沙鉢羅を追はしむ。定方、軍を引きて還る。沙鉢羅、石國の西北蘇咄城に至り、人馬飢乏す。人を遣はし珍寶を齎し、城に入りて馬を市はしむ。城主伊沮達官、詐りて酒食を以て出で迎へ、之を誘うて入り、門を閉ちて之を執へ、石國に送る。蕭嗣業、石國に至る。石國の人、沙鉢羅を以て之に授く。乙丑、西突厥の地を分ちて、濛池・崑陵の二都護府を置き、阿史那彌射を以て左衛大將軍・崑陵都護・興昔亡可汗と爲し、五咄陸の部落を押せしめ、阿史那步眞を、右衛大將軍・濛池都護・繼往絶可汗と爲し、五弩失畢の部落を押せしむ。光祿卿盧承慶を遣はし、節を持って冊命し、仍ほ彌射・步眞に命じ、承慶と與に、諸姓の降る者を據んじ、其部落の大小・位望の高下に準じ、刺史以下の官を授けしむ。

【三】 賀魯の牙帳は、金牙山に在り、石國の東北に直る。
 【四】 括還。調査して還すなり。
 【五】 濛池都護府。碎葉川の西に居る。
 【六】 崑陵都護府。碎葉川の東に居る。

丁卯、洛陽宮を以て東都と爲す。洛州の官吏の員品、竝に雍州の如し。是歲、詔す、『今より僧尼、父母及び尊者の禮拜を受くるを得ず。』所司、明かに法制禁斷する有

【七】有は當に爲に作るべし。所司、明かに法制を爲りて禁斷せよ」と讀む。

吏部侍郎劉祥道を以て黃門侍郎と爲し、仍ほ吏部の選事を知らしむ。祥道以爲はく、『今、選司、士を取ること濫に傷る。毎年入流の數、一千四百に過ぎ、雜色・入流、曾て銓簡せず。即日、内外の文武官、一品より九品に至るまで、凡そ萬三千四百六十五員。約準、三十年にして、則ち萬三千餘人略ば盡く。若し年別の入流する者五百人ならば、須ふる所の數に充つるに足らん。蠶革する有らんことを望む』と。既にして杜正倫も亦言ふ、『入流の人太多し』と。上、正倫に命じ、祥道と詳議せしむ。而して大臣、改作を憚り、事遂に寢む。祥道は、林甫の子なり。

【一】唐の制、太常博士は、從七品上、六禮の儀式を掌り、先王の法制に本づき、變に適ひ時に隨つて、これを損益す。

三年、春正月戊子、長孫無忌等、修むる所の新禮を上る。中外に詔して之を行はしむ。是より先、議者謂へらく、貞觀の禮は、節文未だ備はらずと。故に無忌等に命じて之を修めしむ。時に許敬宗・李義府、事を用ひ、損益する所、多く旨を希ふ。學者、之を非とす。太常

【二】即日。即ち今日なり。
【三】劉林甫は、貞觀の初、吏部侍郎と爲り、四時、選を聽かんことを請ふ。
【四】唐の制、太常博士は、從七品上、六禮の儀式を掌り、先王の法制に本づき、變に適ひ時に隨つて、これを損益す。

博士蕭楚材等以爲はく、『豫め凶事に備ふるは、臣子の宜しく言ふべき所に非ず』と。敬宗・義府深く之を然りとし、遂に國恤一篇を焚く。是に由りて、凶禮遂に闕く。初め、龜茲王布失畢の妻阿史那氏、其相那利と私通す。布失畢、禁する能はず。是に由りて君臣猜阻し、各、黨與有り。互に來りて難を告ぐ。上、兩つながら之を召す。既に至るや、那利を囚へ、左領軍郎將雷文成を遣はし、布失畢を送りて國に歸す。龜茲の東境泥師城に至る。龜茲の大將羯獵顛、衆を發して之を拒ぎ、仍ほ使を遣はし、西突厥の沙鉢羅可汗に降る。布失畢、城に據りて自ら守り、敢て進まず。左屯衛大將軍楊胄に詔し、兵を發して之を討たしむ。會、布失畢病みて卒す。胄、羯獵顛と戦ひ、大に之を破り、羯獵顛及び其黨を擒にし、盡く之を誅す。乃ち其地を以て龜茲都督府と爲す。戊申、布失畢の子素稽を立て、龜茲王と爲し、都督を兼ねしむ。

【一】六禮既に凶禮を闕き、遂に五禮と爲る。
【二】布失畢が國に歸ること、前卷永徽元年に見ゆ。
【三】十四衛の郎將は正五品上なり。
【四】貞觀十四年、高昌を平げ、安西都護府を交河城に置く。今、龜茲に徙す。今の新疆省阿克蘇道庫車縣。

二月丁巳、上、東都を發し、甲戌、京師に至る。夏五月癸未、安西都護府を龜茲に徙し、舊の安西を以て復た西州都督府と爲し、高昌の故地を鎮せしむ。

【一】六禮既に凶禮を闕き、遂に五禮と爲る。
【二】布失畢が國に歸ること、前卷永徽元年に見ゆ。
【三】十四衛の郎將は正五品上なり。
【四】貞觀十四年、高昌を平げ、安西都護府を交河城に置く。今、龜茲に徙す。今の新疆省阿克蘇道庫車縣。

六月、營州都督兼東夷都護程名振、右領軍中郎將薛仁貴、兵を將ゐて高麗の赤烽鎮を攻め、之を拔

【一】六禮既に凶禮を闕き、遂に五禮と爲る。
【二】布失畢が國に歸ること、前卷永徽元年に見ゆ。
【三】十四衛の郎將は正五品上なり。
【四】貞觀十四年、高昌を平げ、安西都護府を交河城に置く。今、龜茲に徙す。今の新疆省阿克蘇道庫車縣。

く。斬首四百餘級、捕虜百餘人。高麗、其大將豆方婁を遣はし、衆三萬を帥ゐて之を拒ぐ。名振、契丹を以て逆へ撃ち、大に之を破る。斬首二千五百級。

秋八月甲寅、播羅哀、獠の酋長多胡桑等、衆を帥ゐて内附す。

冬十月庚申、吐蕃の贊普、來りて婚を請ふ。

中書令李義府、上に寵有り。諸子の孩抱なる者、竝に清貴に列す。而して義府、貪冒にして厭く無く、母妻及び諸子、女壻、官を賣り獄を鬻ぎ、其門、市の如く、多く朋黨を樹て、朝野を傾動す。中書令杜正倫、毎に先進を以て自ら處る。義府、恩を恃み、之が下と爲らざる。是に由りて隙有り。

義府と、上の前に訟ふ。上、大臣の和せざるを以て、兩つながら之を責む。十一月乙酉、正倫を横州の刺史に、義府を普州の刺史に貶す。

正倫尋ぎて横州に卒す。

阿史那賀魯、既に擒へられ、蕭嗣業に謂つて曰はく、『我は本亡虜にして、先帝の存する所と爲る。先帝、我を遇すること厚し。而るに我、之に負けり。今日の敗は、天の怒る所なり。吾聞く、中國、人を刑するに、必ず市に於てすと。願はくは我を昭陵の前に刑し、以て先帝に謝せん』と。上聞きて之を憐む。

【六】播羅哀。羅賓生獠の部落の名。
【七】横州。漢の廣鬱高梁の地なり。京師に至るまで五千五百三十九里、東都に至るまで四千七百五里。今の廣西省南寧道横縣。
【八】普州。漢の牛鞞・墊江・資中三縣の地。後周、安岳縣を置き、并せて普州を置く、京師に至るまで二千三百六十里、東都に至るまで二千二百三里なり。今の四川省嘉陵道安岳縣の北に在り。
【九】事、前卷貞觀二十二年に見ゆ。

賀魯、京師に至る。甲午、昭陵に獻じ、赦して其死を免し、其種落を分ちて六都督府と爲し、其の役屬する所の諸國、皆、州府を置き、西のかた波斯を盡し、竝に安西都護府に隸す。賀魯尋ぎて死す。頡利の墓側に葬る。

戊戌、許敬宗を以て中書令と爲し、大理卿辛茂將を兼侍中と爲す。

開府儀同三司鄂の忠武公尉遲敬德、薨す。敬德、晩年閑居し、延年の術を學び、池臺を修飾し、清商樂を奏し、以て自ら奉養し、賓客に交通せざること、凡そ十六年。年七十四、病を以て終る。朝廷の恩禮甚だ厚し。

是歲、愛州の刺史褚遂良卒す。

雍州の司士許禕、來濟と善し。侍御史張倫、李義府と怨有り。吏部尚書唐臨、奏し、禕を以て江南道巡察使と爲し、倫を劍南道巡察使と爲す。是時、義府、外に在りと雖も、皇后常に之を保護し、臨を以て私を挾みて選授すと爲す。

四年、春二月乙丑、臨の官を免す。

三月壬午、西突厥の興昔亡可汗、眞珠葉護と、雙河に戦ひ、眞珠葉護を斬る。

【一〇】處木昆部を以て蜀延都督府と爲し、突施施索葛莫賀部を隴鹿都督府と爲し、胡祿屋闕部を鹽泊都督府と爲し、攝舍提曷部を雙河都督府と爲し、鼠尼施處牛部を鷹娑都督府と爲し、突騎施阿利施部を潔山都督府と爲す。
【一一】四鎮都督府、州三十四。西域都督府十六、州七十二。
【一二】唐の雍州の士曹司士參軍事は正七品下、津梁舟車舍宅工藝を掌る。
【一三】眞珠葉護の事、前卷永徽四年に始まる。

夏四月丙辰、于志寧を以て太子の太師・同中書門下三品と爲す。乙丑、黃門侍郎許圜師を以て、政事に參知せしむ。武后、太尉趙公長孫無忌が重賜を受けて、而も己を助けざるを以て、深く之を怨む。王后を廢するを議するに及び、燕公子志寧、中立して言はず、武后、亦、悦ばず。許敬宗、屢、利害を以て無忌に説く。無忌、毎に之を面折す。敬宗も亦怨む。武后既に立ち、無忌、内、自ら安んぜず。后、敬宗をして其隙を伺うて之を陥れしむ。會、洛陽の人李奉節、太子の洗馬韋季方・監察御史李巢の朋黨の事を告ぐ。敬宗に敕し、辛茂將と與に之を鞠せしむ。敬宗、之を按ずること急なり。季方、自ら刺せども死せず。敬宗、因つて誣奏す、「季方、無忌と與に忠臣近戚を構陷し、權をして無忌に歸せしめ、隙を伺うて反を謀らんと欲す。今事覺はる。故に自殺す」と。上驚きて曰はく、「豈に此れ有らんや。舅、小人の間する所と爲る。小しく疑阻を生ずるは、則ち之れ有らん。何ぞ反するに至らん」と。敬宗曰はく、「臣、始末推究するに、反狀已に露はる。陛下猶ほ以て疑と爲さば、恐らくは社稷の福に非ざらん」と。上泣きて曰はく、「我が家不幸にして、親戚の間、屢異志有り。往年、高陽公主、房遺愛と與に反を謀れり。今元舅復た然り。朕をして天下の人を見るを慙ぢしむ。茲事若し實ならば、之を如何せん」と。對へて曰はく、「遺愛は乳臭兒にして、一女子と與に反を謀る、勢何の成る所あらん。無忌は、先帝と與に、謀りて天下を取り、天下、其智に服す。宰相と爲ること三十年、天下、其威を畏る。若し一旦竊に發せば、陛下、誰を遣はして之に當らしめん。今、宗廟の靈に頼り、皇天、惡を疾み、小事を按ずるに因りて、乃ち大姦を得たるは、實に天下の慶なり。臣竊に恐る。無忌、季方が自ら刺せるを知り、窘急して謀を發し、袂を攘つて一呼せば、同惡雲のごとく集まり、必ず宗廟の憂と爲らん。臣、昔、宇文化及の父述を見るに、煬帝の親任する所と爲り、結ぶに婚姻を以てし、委ぬるに朝政を以てす。述、卒し、化及復た禁兵を典る。一夕、江都に於て亂を作し、先づ己に附かざる者を殺す。臣が家も亦其禍に豫れり。是に於て大臣蘇威・裴矩の徒、皆、馬首に舞蹈し、唯だ及ばざらんことを恐れ、黎明、遂に隋室を傾く。前事、遠からず。願はくは陛下速かに之を決せよ」と。上、敬宗に命じ、更に審察を加へしむ。明日、敬宗復た奏して曰はく、「昨夜、季方、己に無忌と同じく反するを承く。臣、又、季方に問ふ、「無忌は國と至親にして、累朝寵任せらる。何を恨みてか反する」と。季方答へて云はく、「韓瑗、嘗て無忌に語りて云ふ、「柳奭・褚遂良、公に梁王を立てて太子と爲さんことを勸む。今、梁王既に廢せられ、上も亦公を疑ふ。故に高履行を外に出せり」と。此より無忌憂恐し、漸く自ら安んずるの計を爲せり。後、長孫祥又出で、韓瑗が罪を得るを見、日夜、季方等と反を謀れり」と。臣、

- 【一】 事、前卷永徽五年に見ゆ。
- 【二】 事、前卷永徽六年に見ゆ。
- 【三】 事、前卷永徽六年に見ゆ。
- 【四】 自刺不死（自ら刺せども死せず）は一本には「自刺而死（自ら刺して死す）に作る。
- 【五】 事、前卷永徽三年に見ゆ。

らん。無忌は、先帝と與に、謀りて天下を取り、天下、其智に服す。宰相と爲ること三十年、天下、其威を畏る。若し一旦竊に發せば、陛下、誰を遣はして之に當らしめん。今、宗廟の靈に頼り、皇天、惡を疾み、小事を按ずるに因りて、乃ち大姦を得たるは、實に天下の慶なり。臣竊に恐る。無忌、季方が自ら刺せるを知り、窘急して謀を發し、袂を攘つて一呼せば、同惡雲のごとく集まり、必ず宗廟の憂と爲らん。臣、昔、宇文化及の父述を見るに、煬帝の親任する所と爲り、結ぶに婚姻を以てし、委ぬるに朝政を以てす。述、卒し、化及復た禁兵を典る。一夕、江都に於て亂を作し、先づ己に附かざる者を殺す。臣が家も亦其禍に豫れり。是に於て大臣蘇威・裴矩の徒、皆、馬首に舞蹈し、唯だ及ばざらんことを恐れ、黎明、遂に隋室を傾く。前事、遠からず。願はくは陛下速かに之を決せよ」と。上、敬宗に命じ、更に審察を加へしむ。明日、敬宗復た奏して曰はく、「昨夜、季方、己に無忌と同じく反するを承く。臣、又、季方に問ふ、「無忌は國と至親にして、累朝寵任せらる。何を恨みてか反する」と。季方答へて云はく、「韓瑗、嘗て無忌に語りて云ふ、「柳奭・褚遂良、公に梁王を立てて太子と爲さんことを勸む。今、梁王既に廢せられ、上も亦公を疑ふ。故に高履行を外に出せり」と。此より無忌憂恐し、漸く自ら安んずるの計を爲せり。後、長孫祥又出で、韓瑗が罪を得るを見、日夜、季方等と反を謀れり」と。臣、

- 【六】 無忌、貞觀の初めに相と爲りしより、是に至るまで三十餘年。
- 【七】 事、一百八十六卷高祖武德元年に見ゆ。
- 【八】 高履行。無忌の舅子なり。去年、出でて益州の長史と爲る。

辭狀を參驗するに、咸相符合す。請ふ收捕して法に準せん」と。上又泣きて曰はく、「舅若し果して爾るとも、朕、決して之を殺すに忍びず。天下將た朕を何とか謂はん。後世將た朕を何とか謂はん」と。敬宗對へて曰はく、「薄昭は漢の文帝の舅なり。文帝、代より來るや、昭も亦功有り。坐する所、人を殺すに止まる。文帝、百官をして素服して哭せしめて之を殺せり。今に至るまで、天下、文帝を以て明主と爲す。今、無忌は、兩朝の太恩を忘れ、社稷を移さんと謀る。其罪、薄昭と、年を同じくして語る可からざるなり。幸にして姦狀自ら發し、逆徒・引服す。陛下何ぞ疑はん。猶ほ早く決せずんば、古人、言へる有り、(一〇)「當に斷すべくして斷せざれば、反つて其亂を受く」と。安危の機、間、髪を容れず。無忌は今の姦雄にして、王莽・司馬懿の流なり。陛下少しく更に遷延せば、臣恐る、變、肘腋より生じ、悔ゆとも及ぶ無からんことを」と。上、以て然りと爲し、竟に無忌を引問せず。戊辰、詔を下して、無忌の太尉及び封邑を削り、以て揚州都督と爲し、黔州に於て安置し、(一一)一品に準じて供給せしむ。祥は無忌の從父兄の子なり。此より前、工部尚書より、出でて荊州の長史と爲る。故に敬宗、此を以て之を誣ふ。敬宗又奏す、「無忌、逆を謀るは、褚遂良・柳奭・韓瑗が構扇するに由りて成る。奭仍ほ潛に宮掖に通じ、鳩毒を行はんと謀る。于

- 【九】 事、漢の文帝紀に見ゆ。
- 【一〇】 道家の言。
- 【一一】 一品供給。唐の六典に、膳部郎中、一品の食料は、毎日、細白米二升、粳米粟米各一斗五升、粉一升、油五升、鹽一升半、醋二升、蜜三合、栗一斗、梨七顆、蕪一合、乾棗一升、木樨十根、炭十斤、葱韭豉蒜薑椒の類、各差有り。月毎に羊二十口・猪肉六十斤・魚三十頭、各一尺、酒九斗を給す。

志寧、亦、無忌に黨附す」と。是に於て、詔して、遂良の官爵を追削し、奭・瑗の名を除き、(一二)志寧の官を免じ、使を遣はし、道次の兵を發し、無忌を援送して黔州に詣らしむ。無忌の子秘書監駙馬都尉(一三)冲等を、皆、名を除き、嶺表に流す。遂良の子彦甫・彦冲を、愛州に流し、道に於て之を殺す。(一四)

- 【一三】 胡三省曰はく、于志寧、緘黙を以て禍を免れんと欲す。而も卒に免れず。褚遂良が昭陵に愧づる無きに若かさるなりと。
- 【一四】 盧思道は高齊に仕へ、文を以て稱せらる。
- 【一五】 一本、原文「無忌」の上、「與」の字有り、從ふべし。
- 【一六】 結奏。其罪を結びてこれを奏するなり。
- 【一七】 欒布云云。十二卷漢高帝十一年に見ゆ。

益州の長史高履行を、洪州都督に累貶す。五月丙申、兵部尚書任雅相・度支尚書盧承慶、竝に政事に參知す。承慶は(一五)思道の孫なり。涼州の刺史趙持滿、多力にして善く射、任俠を喜む。其從母、韓瑗の妻と爲り、其舅駙馬都尉長孫銓は、無忌の族弟なり。銓、無忌に坐し、嵩州に流さる。許敬宗、持滿が難を作さんことを恐れ、誣ひて云はく、「無忌と同じく反せり」と。驛召して京師に至らしめ、獄に下す。訊掠備に至れども、終に異辭無く、曰はく、「身は殺す可し。辭は更む可からず」と。吏、之を如何ともする無く、乃ち代りて獄辭を爲りて(一六)結奏す。戊戌、之を誅し、城西に尸す。親戚、敢て視るもの莫し。友人王方翼・歎じて曰はく、「欒布、彭越を哭せしは、義なり。文王、枯骨を葬りしは、